

中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル

**平成 24 年 7 月改訂
中小企業庁財務課**

【本マニュアルは、平成 24 年 4 月 1 日施行の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年経済産業省令第 23 号)による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の内容に沿って記載しております。】

目次

第1章 経営承継円滑化法について	4
第1節 経営承継円滑化法の概要	4
第2節 用語について	4
1. 中小企業者（法第2条、施行令、施行規則第1条第1項）	4
2. 特例中小企業者（法第3条第1項、施行規則第1条第2項）	4
3. 旧代表者（法第3条第2項、施行規則第1条第3項）	4
4. 後継者（法第3条第3項、施行規則第1条第4項）	4
5. 戸籍謄本等（施行規則第1条第5項）	5
6. 従業員数証明書（施行規則第1条第6項）	5
7. 上場会社等（施行規則第1条第7項）	7
8. 事業用資産等（施行規則第1条第8項）	7
9. 同族関係者（施行規則第1条第9項）	7
10. 特別子会社（施行規則第1条第10項）	9
11. 大会社（施行規則第1条第11項）	9
12. 資産保有型会社（施行規則第1条第12項）	9
13. 資産運用型会社（施行規則第1条第13項）	9
第3節 申請方法について	9
第4節 会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類	11
第2章 遺留分に関する民法の特例制度	14
第1節 遺留分制度の概要	14
1. 遺留分の意義	14
2. 遺留分の額の算出方法	14
3. 遺留分放棄制度による対策の限界	15
第2節 遺留分に関する民法の特例の概要	15
1. 2つの特例	15
2. 除外合意	16
3. 固定合意	16
4. 手続	17
第3節 定義	17
1. 特例中小企業者	17
2. 旧代表者	17
3. 後継者	18
第4節 遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容	19
1. 遺留分の算定に係る合意等の概要	19

2. 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等	19
3. 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等	22
第5節 手続	24
1. 手続の概要	24
2. 経済産業大臣の確認	24
3. 家庭裁判所の許可	36
第3章 金融支援措置について	39
第1節 金融支援のポイント	39
1. 中小企業信用保険法の特例（法第13条）	39
2. 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例（法第14条）	39
第2節 経済産業大臣の認定（会社編）	41
1. 認定の要件	41
2. 認定の申請手続	44
第3節 経済産業大臣の認定（個人事業主編）	57
1. 認定の要件	57
2. 認定の申請手續	59
第4節 認定事由と添付書類の対応関係	69
第5節 認定の通知	71
第6節 認定の取消し	71
第4章 事業承継税制のベースとなる要件について	73
第1節 事業承継税制のポイント	73
第2節 経済産業大臣の認定	76
1. 認定について	76
2. 認定の要件	76
3. 認定の手続	100
4. 認定の通知	125
第3節 事業継続報告について	125
1. 報告事項について（施行規則第12条第1項・第3項）	125
2. 報告の手続（施行規則第12条第2項・第4項）	129
第4節 隨時報告について	137
1. 報告事項について（施行規則第12条第5項・第7項）	138
2. 報告の手続（施行規則第12条第6項・第8項）	140
第5節 臨時報告について	147
1. 報告事項について（施行規則第12条第11項）	148
2. 報告の手続（施行規則第12条第12項）	149
第6節 認定の取消しについて（施行規則第9条第2項・第3項）	156

第7節 合併があった場合の認定の承継(施行規則第10条関係)	168
1. 合併の類型	168
2. 合併があった場合における認定の効力の消滅と認定の承継	168
3. 合併があった場合に認定を承継するための要件	169
4. 合併があった場合に認定を承継するための手続	172
5. 認定の承継の効果.....	178
第8節 株式交換等があった場合の認定の承継(施行規則第11条関係)	180
1. 株式交換等の類型.....	180
2. 株式交換等があった場合における認定の承継.....	180
3. 株式交換等があった場合に認定を承継するための要件	181
4. 株式交換等があった場合に認定を承継するための手続	184
5. 認定の承継の効果.....	191
第9節 贈与者に相続が開始した場合の経済産業大臣の確認について	193
1. 確認事項について (施行規則第13条第1項)	193
2. 確認の手続 (施行規則第13条第2項)	196
第10節 計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認(法第15条、施行規則第15条～18条)	202
1. 計画的な承継に係る取組について	202
2. 経済産業大臣の確認を受けるための要件 (施行規則第15条)	203
3. 確認を申請するための手続 (施行規則第16条)	206
4. 確認内容を変更するための手続 (施行規則第17条)	213
5. 確認の取消しについて (施行規則第18条)	214

第1章 経営承継円滑化法について

第1節 経営承継円滑化法の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「施行規則」といいます。）は、① 遺留分に関する民法の特例、② 事業承継時の金融支援措置、③ 事業承継税制の基本的枠組み を盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律で、平成20年5月9日に第169回通常国会において可決・成立しました。平成20年10月1日（遺留分に関する民法の特例に係る規定については平成21年3月1日）から施行されました。

第2節 用語について

1. 中小企業者（法第2条、施行令、施行規則第1条第1項）

法の対象となる中小企業者の範囲は、下表のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ政令によりその範囲を拡大しており、その営む業種により以下のような会社又は個人とされています。

なお、医療法人や社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しません。

表1 法の対象となる中小企業者の範囲

中小企業基本法上の中小企業者の定義			政令により範囲を拡大した業種 (灰色部分を拡大)		
	資本金 又は	従業員数		資本金 又は	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
サービス業		100人以下			

2. 特例中小企業者（法第3条第1項、施行規則第1条第2項）

3. 旧代表者（法第3条第2項、施行規則第1条第3項）

4. 後継者（法第3条第3項、施行規則第1条第4項）

上記の2から4までの用語は、「第2章 遺留分に関する民法の特例制度」において詳細を解説しておりますので、そちらをご参照ください。なお、民法の特例制度における「後継者」と一般的な「後継者」は意味が異なりますのでご注意ください。

5. 戸籍謄本等（施行規則第1条第5項）

民法の特例制度や金融支援制度においては、遺留分権利者や親族を明らかにする必要があります。そこで、戸籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出を求めることがあります。なお、ひとつの戸籍は夫婦とその子単位で構成されているため、婚姻などにより戸籍から除かれる場合があります。このため、明らかにすることが必要とされている関係によって、本人以外の者を含む複数の戸籍謄本や除籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出が必要となる場合があります。

6. 従業員数証明書（施行規則第1条第6項）

法に基づく経済産業大臣の確認や認定の申請をする際には、常時使用する従業員の数を証する書類を提出する必要があります。施行規則では、「従業員数証明書」と定義しており、その内容は、次のとおりです。

① 厚生年金保険¹の標準報酬月額決定通知書

70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、厚生年金保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも厚生年金保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

厚生年金保険の適用事業所においては、70歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者になります。

また、厚生年金保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員の人数を除いた人数が70歳未満の常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

② 健康保険の標準報酬月額決定通知書

¹ 厚生年金保険及び健康保険については、法人事業所はすべて適用事業所となります。また、個人事業所は一部の事業所（従業員が5人未満の個人経営の事業所など）を除き適用事業所となります。（厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項）。

70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、健康保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

任意継続被保険者は、被保険者であっても加入事業所における雇用の実態がないため、常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも健康保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

健康保険の適用事業所においては、75歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、船員保険に加入している場合等を除き健康保険の被保険者になります。

また、健康保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員及び任意継続被保険者の人数を除いた人数のうち70歳以上75歳未満の人数が常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

③ その他の資料

常時使用する従業員の数を証する書類として、原則として、①及び②の書類の提出を求めていますが、下記の掲げるような場合にあっては、2月を超える雇用契約があり給与支給の実績がある、いわゆる正社員並みの雇用実態があることを前提に、それに定める書類を提出することにより常時使用する従業員として取り扱います。

- ・厚生年金保険や健康保険の適用事業所でない場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・75歳以上で厚生年金保険及び健康保険の加入対象外である場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・船員保険の被保険者である場合等：これらの保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・使用人兼務役員である場合：職業安定所に提出する兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える使用人としての雇用契約書及び使用人給与明細書など、使用人としての職制上の地位を証する書類

7. 上場会社等（施行規則第1条第7項）

民法の特例制度や金融支援制度の対象となる中小企業者については、会社である場合には、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社が除かれます。この適用対象外となる会社を「上場会社等」と定義しています。

なお、事業承継税制の適用の前提となる認定においては、「上場会社等」の範囲を拡大して、

- ・金融商品取引所又は店頭売買有価証券登録原簿に上場又は登録の申請をしている場合
- ・外国に所在する金融商品取引所又は店頭売買有価証券登録原簿に類似するものに上場又は登録されている、あるいは、上場又は登録の申請をしている場合も含むこととしています（規則第6条第1項第7号及び第7条第2項第7号）。

8. 事業用資産等（施行規則第1条第8項）

工場用の土地や建物といった不動産、機械などの動産は、中小企業者の事業の実施に不可欠な資産です。また、中小企業者が第三者から貸付けを受けている場合や支払を留保している金銭などがある場合には、当該貸付金や未収金に係る第三者の債権も事業の実施に不可欠なものであると考えられます。

このような事業の実施に不可欠な不動産や動産に中小企業者に対する貸付金や未収金を含めて「事業用資産等」と定義しています。

なお、不動産とは以下のようものをいいます。

- ① 土地（土地の上に存する権利を含みます。）
- ② 建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用されると認められるものに限ります。）
- ③ 構築物（建物と同一視しうるものに限ります。）

従って、船舶や航空機は不動産に該当しないことになります。

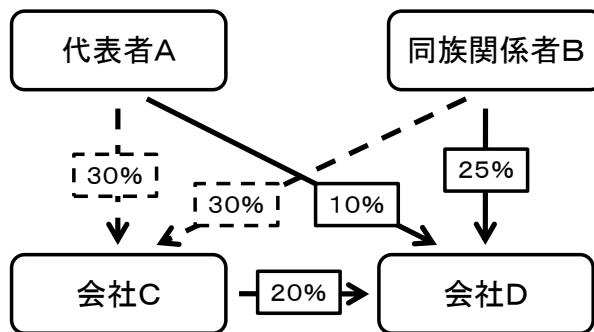
9. 同族関係者（施行規則第1条第9項）

代表者と以下のとおり強い関係のある者を「同族関係者」と定義しています。

- ① 代表者²の親族
- ② 代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 代表者の使用人
- ④ ①から③までに掲げる者以外で代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

² 会社を代表する者をいい、株式会社の場合には、取締役（代表取締役が定められている場合は当該代表取締役）、持分会社の場合には、業務を執行する社員（会社を代表する社員を定めた場合は当該社員）。

- ⑤ ②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ⑥ 代表者と①から⑤までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数³の過半数を有している会社
- ⑦ 代表者と①から⑥までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社
- ⑧ 代表者と①から⑦までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社



(※) 上図の%は議決権株式の保有比率です。この場合、会社Cと会社Dは両者とも代表者Aの同族関係者に該当します。

【議決権の帰属及び議決権の有無に関する原則的な考え方について】

- 1、会社法の規定により議決権行使できる事項に制限があるものとされている株式
 - ・定款の定めにより議決権行使できる事項に制限がある株主が有する株式
 - ・自己株式
 - ・相互保有株式
 - ・配当優先無議決権株式（無配時議決権復活条項付き）
 - ・取得請求権付（取得条項付）無議決権株式（対価が議決権株式であるもの）

⇒ これらについては、判定時点における議決権行使の可否により判定します。
- 2、寄附行為により議決権行使をしないものとされる財団が有する議決権株式

⇒ 議決権行使をしないものとする寄附行為の定めはないものとし、当該株式は議決権行使に制約のない通常の株主が有する議決権株式として取扱います。
- 3、規約により、その保有する全部又は一部の株式に係る議決権行使を理事長に一任する旨の定めがある持株会が有する議決権株式

⇒ 持株会会員がそれぞれの持分割合に応じた議決権を有するものとして取扱います。

³ 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいいます（施行規則第1条第9項第6号イ）。

10. 特別子会社（施行規則第1条第10項）

会社とその代表者と当該代表者の同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社）及び外国会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社）です。

なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

11. 大会社（施行規則第1条第11項）

中小企業者に該当しない会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社）を指します。

12. 資産保有型会社（施行規則第1条第12項）

13. 資産運用型会社（施行規則第1条第13項）

上記の12及び13の用語は、「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」において詳細を解説しておりますので、そちらをご参照ください。

第3節 申請方法について

法に基づく申請等については、全国9ヶ所にある地方経済産業局にて受け付けております。窓口に提出していただく以外にも、郵送または電子申請による提出が可能です。なお、民法の特例に係る確認業務については本省において行いますので、経済産業省本省に直接提出いただくことになりますが、地方経済産業局に提出いただくことも可能です。

＜経済産業省本省連絡先＞

中小企業庁 事業環境部 財務課	〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号	03-3501-1511（代表） 03-3501-5803（直通）
-----------------------	--------------------------------	--------------------------------------

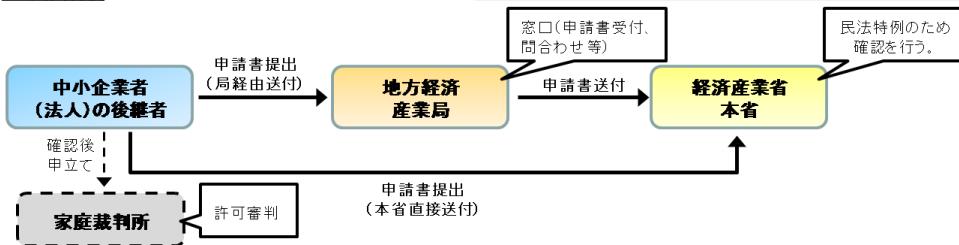
＜地方経済産業局 中小企業課 連絡先一覧＞

北海道経済産業局 産業部中小企業課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311（代表） 011-709-1783（直通）
東北経済産業局 産業部中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111（代表） 022-222-2425（直通）

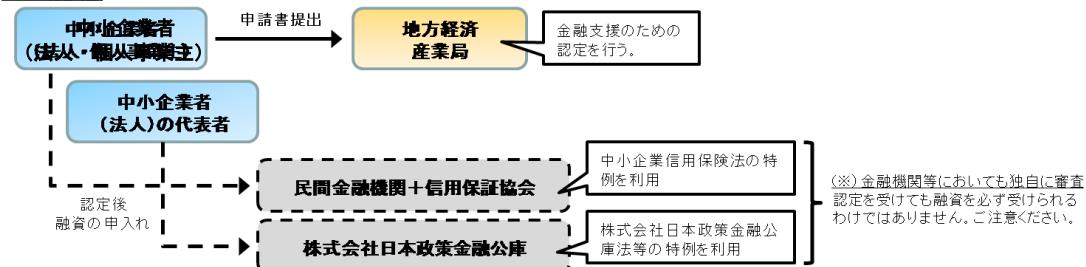
関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 合同庁舎1号館	048-601-1200（代表） 048-600-0321（直通）
中部経済産業局 産業部中小企業課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748（直通）
近畿経済産業局 産業部中小企業課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6000（代表） 06-6966-6023（直通）
中国経済産業局 産業部中小企業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号	082-224-5661（直通）
四国経済産業局 産業部中小企業課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5~7階	087-811-8900（代表） 087-811-8529（直通）
九州経済産業局 産業部中小企業課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階	092-482-5447（直通）
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031（代表） 098-866-1755（直通）

＜参考：申請方法の模式図＞

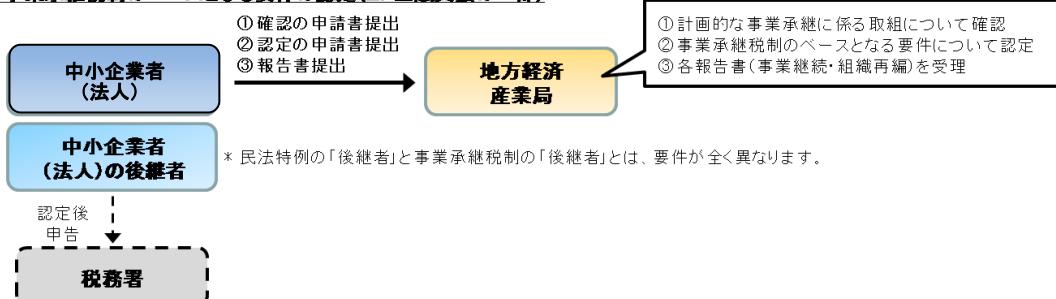
1. 民法特例 確認業務は経済産業省本省において対応。申請については①地方局経由、②本省直接 の送付の両方が可能。



2. 金融支援



3. 事業承継税制のベースとなる要件の認定(2. 金融支援の一部)



第4節 会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類

各種申請手続きや報告手続きをいたぐりにあたり、会社については「会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類」を提出いただく必要があります。

これらについて、会社の種別ごとに具体的に提出をお願いしている書類をまとめると以下のようになります。

なお、提出対象となる事業年度については、別途記載があるものを除き、それぞれの該当ページを参照して下さい。

なお、計算書類等の信頼性向上の観点から、計算書類等は「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従って作成されることが望ましく、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」又は「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」により税理士等の確認を受けている場合には、下記提出書類と併せてそのチェックリストも提出して下さい⁴。

1、施行規則第3条第2項第5号（民法特例における確認申請）、同第7条第1項第9号（金融支援に係る認定申請）の場合

	株式会社	合同会社	合名・合資会社
貸借対照表	○	○	○
損益計算書	○	○	△
株主（社員）資本等変動計算書	○	○	△
個別注記表	○	○	△
事業報告	○	△	△
附属明細書（勘定科目内訳書を含む）	○	△	△

⁴ 中小事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に掲った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努め、財務経営力の強化を図ることが重要です。

詳細は <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm> をご覧下さい。

2、上記 1 以外（贈与税・相続税の納税猶予に係る認定申請・各種報告・切替確認申請）
の場合であって、施行規則第 6 条第 2 項（資産保有型会社等の例外）の規定の適用が
ある場合

	株式会社	合同会社	合名・合資会社
貸借対照表	○	○	○
損益計算書	○	○	△
株主（社員）資本等変動計算書	○	○	△
個別注記表	○	○	△
事業報告	○	△	△
附属明細書（勘定科目内訳書を含む）	○	△	△
その他施行規則第 6 条第 2 項（資産保有型会社等の例外）の判定にあたり参考となる書類	○	○	○

3、上記 1 以外（贈与税・相続税の納税猶予に係る認定申請・各種報告・切替確認申請）
の場合であって、施行規則第 6 条第 2 項（資産保有型会社等の例外）の規定の適用が
ない場合

	株式会社	合同会社	合名・合資会社
貸借対照表	○	○	○
損益計算書	○	○	△
株主（社員）資本等変動計算書	○※	○※	△※
個別注記表	○	○	△
事業報告	○	△	△
附属明細書（勘定科目内訳書を含む）	○	△	△
法人税申告書別表四	○※	○※	○※
その他施行規則第 1 条第 12 項及び第 13 項（資産保有型会社等）の判定にあたり参考となる書類	○	○	○

《略号》

- ：提出をお願いしている書類です。
- △：作成している場合に提出をお願いしている書類です。
但し、損益計算書を作成していない場合にあっては、収支計算書などそれに代わるもの
を提出して下さい。
また、附属明細書を作成していない場合にあっては、貸借対照表及び損益計算書（収
支明細書など）の作成の基礎となった勘定科目内訳書等を提出して下さい。
- ※：資産運用型会社の判定対象となる事業年度のうち最も古い事業年度終了日の日の 5 年前
の日以降に終了した各事業年度のものを提出して下さい。

第2章 遺留分に関する民法の特例制度

第1節 遺留分制度の概要

1. 遺留分の意義

人は、自らの財産を自由に処分することができるはずですが、民法は、相続人の生活の安定や最低限度の相続人間の公平を確保するために、兄弟姉妹及びその子以外の相続人に最低限の相続の権利を保障しています（民法第1028条）。これが「遺留分」です。被相続人による財産の処分によって、遺留分を侵害された相続人は、遺留分の額以上の財産を取得した相続人に対して、財産の返還を請求することができます（民法第1031条）。これが「遺留分減殺請求権」です。

2. 遺留分の額の算出方法

次の計算式により算出された遺留分算定基礎財産の価額に遺留分の比率（原則として2分の1。直系尊属だけが相続人の場合は3分の1。）を乗じることによって、相続人全体にとっての遺留分の額を算出します（民法第1028条）。これに個々の相続人の法定相続分を乗じることによって、個々の相続人が有する遺留分の額を算出します（民法第1044条で準用する同法第900条）。また、生前贈与された財産を遺留分算定基礎財産に算入すべき価額は、すべて相続開始時を基準に評価された価額となります⁵ので、後継者が生前贈与を受けた自社株式の価値が、後継者の努力によって被相続人の相続開始時までの間に上昇した場合には、後継者以外の相続人の遺留分の額が増大する結果となってしまいます。

$$\text{被相続人が相続開始時において有していた財産} + \text{相続前1年以内の生前贈与} + \text{特別受益} - \text{負債}$$

注) 特別受益とは、被相続人から相続人に対する遺贈又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与をいいます。

例えば、以下の事例における遺留分の額は、次のとおりです。

【事例】

相続人：配偶者、子2人

被相続人の相続開始時の財産：不動産2000万円、預金1000万円

後継者である子に対する贈与：自社株式1億2000万円

負債：3000万円

【遺留分算定基礎財産の価額】

$$\begin{aligned} &\text{不動産 } 2000 \text{ 万円} + \text{預金 } 1000 \text{ 万円} + \text{自社株式 } 1 \text{ 億 } 2000 \text{ 万円} - \text{負債 } 3000 \text{ 万円} \\ &= 1 \text{ 億 } 2000 \text{ 万円} \end{aligned}$$

【相続人全体にとっての遺留分の額】

⁵ 最判昭和51年3月18日民集30巻2号111頁

1億2000万円×1/2=6000万円

【個々の相続人の遺留分の額】

配偶者=6000万円×1/2=3000万円

子2人=6000万円×各1/4=各1500万円

被相続人の相続開始時の財産（不動産2000万円、預金1000万円）を配偶者と後継者以外の子が、それぞれ不動産2000万円、預金1000万円を相続した場合、配偶者は1000万円（3000万円－2000万円）の遺留分侵害を受け、後継者以外の子は500万円（1500万円－1000万円）の遺留分侵害を受けていることになるので、それぞれ後継者である子に対して、自社株式の生前贈与につき遺留分減殺請求をすることができます。その結果、後継者が価額弁済のための資金を準備できない場合にあっては後継者が贈与を受けた自社株式が相続人間で分散してしまうことになります。

3. 遺留分放棄制度による対策の限界

現行民法上においても、非後継者が遺留分の事前放棄（民法第1043条）をすることによって、遺留分に係る紛争を未然に防止することができます。しかしながら、遺留分の事前放棄による対策には、以下のような限界があります。

① 非後継者の手続負担

遺留分の事前放棄は、遺留分を放棄しようとする者が自ら個別に家庭裁判所に申立てをして、許可を受ける必要があります。非後継者にとっては、何らのメリットもないのに、このような手続をしなければならないというのは、相当な負担となります。

② 遺留分算定基礎財産に算入すべき価額の固定化

自社株式のように、後継者の貢献が価値の変動に影響を及ぼす財産については、一切遺留分を主張することができない場合には非後継者の同意を得られないが、一定時点における価額に固定し、その後の価値上昇分に対しては遺留分を主張しないということには同意を得ることができる場合も考えられます。しかしながら、遺留分の事前放棄では、遺産すべてに対する遺留分を放棄するか、遺留分の一部を放棄する場合であっても特定の財産の全部を放棄するしかなく、推定相続人全員の同意があったとしても、予め特定の財産について遺留分算定基礎財産に算入すべき価額を固定することはできません。

第2節 遺留分に関する民法の特例の概要

1. 2つの特例

法は、以上のような遺留分制度による制約を解決するため、後継者が先代経営者からの贈与等により取得した自社株式（完全無議決権株式を除く。）又は持分（以下、本マニュアルにおいては無議決権株式を含む発行済株式を単に「株式」といい、無議決権株式を除く株式又は持分を「株式等」といいます。）について、先代経営者の推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限

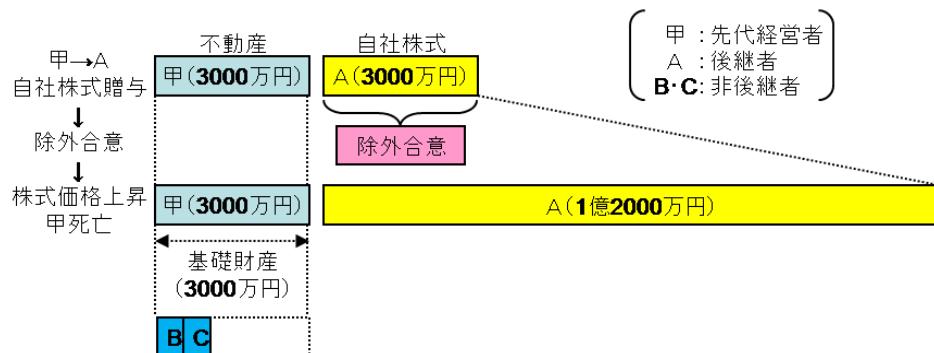
る。以下同じ。) 全員の合意を前提として、次の 2 つの特例制度を創設しました。

- ① その価額を遺留分算定基礎財産に算入しないこと(「除外合意」)。
- ② 遺留分算定基礎財産に算入すべき価額を予め固定すること(「固定合意」)。

2. 除外合意

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等は、その贈与がいつ行われたものであっても、民法の規定によれば、「特別受益」としてすべて遺留分算定基礎財産に算入され、原則として、遺留分減殺請求の対象となります⁶。

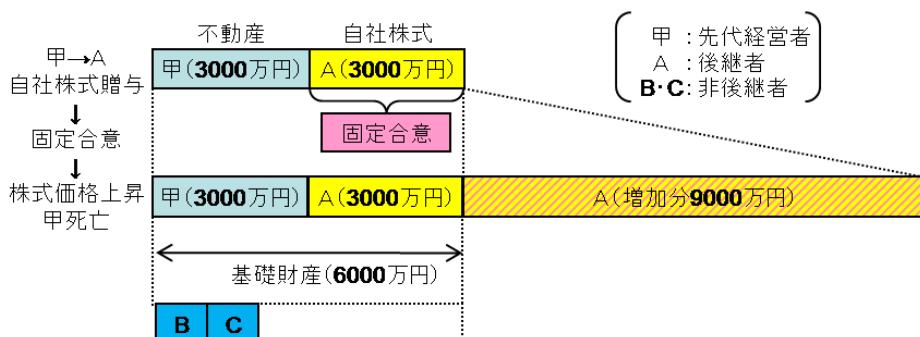
しかしながら、当該株式等を除外合意の対象とすれば、遺留分算定基礎財産に算入されなくなり、遺留分減殺請求の対象にもならなくなります。



3. 固定合意

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等を遺留分算定基礎財産に算入する価額は、相続開始時を基準とする評価額です。下図のとおり、贈与時に 3000 万円だった自社株式の価値が相続開始時には 1 億 2000 万円に上昇していた場合には、その価値上昇が後継者の努力によるものであったとしても、上昇後の 1 億 2000 万円が遺留分算定基礎財産に算入されます。

これに対して、当該株式等を固定合意の対象とすれば、遺留分算定基礎財産に算入すべき価額が 3000 万円となり、価値上昇分 9000 万円は遺留分算定基礎財産に算入されなくなります。



⁶ 最判平成 10 年 3 月 24 日民集 52 卷 2 号 433 頁

4. 手続

上記の除外合意も固定合意も、先代経営者の推定相続人全員の合意を前提とし、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を受けることによって、当該合意の効力が発生します。

第3節 定義

1. 特例中小企業者

法第3条第1項は、遺留分に関する民法の特例制度を利用できる会社を「特例中小企業者」と定義しています。

この章において「特例中小企業者」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）をいう。

① 中小企業者

特例中小企業者は、法第2条に定義する中小企業者であることが要件となります。

② 一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件

施行規則第2条において、「3年以上継続して事業を行っていること」と規定されています。

なお、組織再編があった場合における事業継続期間の算定上、旧会社における事業期間は通算されません。（下記表参照）

（組織変更（合同会社→株式会社など）、種類変更（合名会社→合資会社など）の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。）

組織再編	申請者	旧会社
吸收合併	吸收合併存続会社	吸收合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

また、設立後3年未満の新設会社の場合にあっては、当該要件を充足することはできないため、ご注意下さい。

③ 上場会社等

株式を上場し又は店頭登録している株式会社は除かれます。

2. 旧代表者

法第3条第2項は、いわゆる先代経営者を「旧代表者」と定義しています。

この章において「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む。）であって、その推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者の

うち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ。) のうち少なくとも一人に対して当該特例中小企業者の株式等(株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。)又は持分をいう。以下同じ。)の贈与をしたものという。

① 特例中小企業者の代表者であった者(代表者である者を含む。)

遺留分の算定に係る合意をする時点において、被相続人となるべき先代経営者は、特例中小企業者の代表者を既に退任している場合であっても、後継者とともに代表者である場合であっても、いずれでもよいという趣旨です。

② 推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。)

民法上の推定相続人には兄弟姉妹も含まれますが、法における「推定相続人」は、遺留分の算定に係る合意の当事者となる者ですので、遺留分を有さない兄弟姉妹及びこれらの者の子を除いています。

③ 株式等(株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。)又は持分をいう。)

株式等は、遺留分の算定に係る合意の対象となるものであり、その分散による会社経営の不安定化を防止するという法の趣旨に照らし、株式からは会社の経営上の意思決定に関与しない完全無議決権株式を除いています。

持分は、合名会社、合資会社及び合同会社における持分を意味します。

④ 推定相続人のうち少なくとも一人に対して株式等の贈与をしたもの

贈与契約を締結しただけでは足りず、株券を交付するなど、既に履行されていることが必要です。

3. 後継者

法第3条第3項は、遺留分に関する民法の特例制度を利用できる後継者を、そのまま「後継者」と定義しています。

(※)なお、第2章の説明で用いる「後継者」とは民法特例の対象となる後継者をいい、日常的用語でいう後継者の概念とは異なりますのでご注意ください。

この章において「後継者」とは、旧代表者の推定相続人のうち、当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であって、当該特例中小企業者の総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

① 旧代表者の推定相続人

後継者も遺留分の算定に係る合意の当事者となることから、旧代表者の推定相続人で

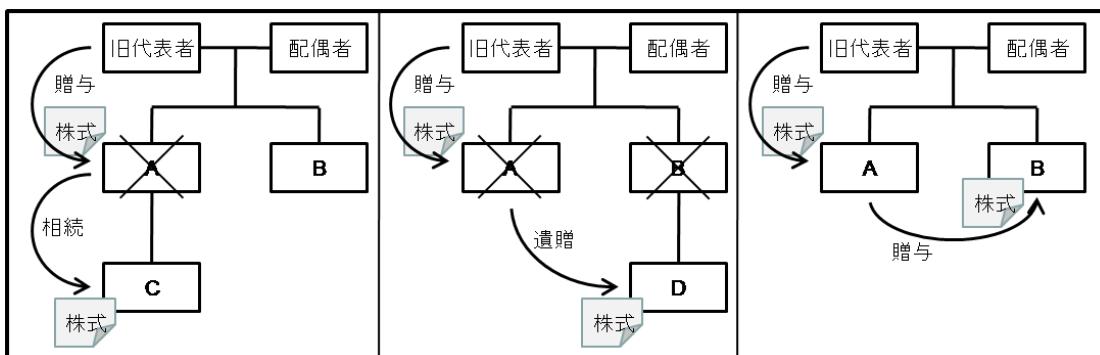
あることを要件としています。

② 当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者

旧代表者から直接贈与を受けた者です。

③ 当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者

旧代表者から直接贈与を受けてはいないが、旧代表者から贈与を受けた旧代表者の推定相続人から相続、遺贈若しくは贈与により株式等を取得した者です。例えば、下図のようなケースにおけるC、D、Bが該当します。



④ 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の過半数を有していること

単独で総株主又は総社員の議決権の過半数を有していることが要件となります。ここでの「総株主」には、完全無議決権株式のみを有する株主は除かれます。

⑤ 特例中小企業者の代表者であるもの

遺留分の算定に係る合意をする時点において、特例中小企業者の代表者となっていることが要件となります。

第4節 遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容

1. 遺留分の算定に係る合意等の概要

遺留分に関する民法の特例制度を利用するためには、下図のとおり、①除外合意と②固定合意の双方又はいずれか一方の合意を必ずする必要があります。これらの合意をした場合には、それと併せて③付随合意することができます。

①除外合意

後継者が贈与を受けた株式等を遺留分算定基礎財産から除外

②固定合意

後継者が贈与を受けた株式等の評価額を合意時で固定

③付随合意

以下の財産を遺留分算定基礎財産から除外
・後継者が贈与を受けた株式等以外の財産
・非後継者が贈与を受けた財産

2. 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

法第4条第1項は、旧代表者の推定相続人が、そのうちの一人が後継者である場合に

は、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる旨を規定しています。

なお、①除外合意と②固定合意は、二者择一ではなく、組み合わせることが可能です。例えば、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した 1000 株のうち 600 株を①除外合意の対象とし、残りの 400 株を②固定合意の対象とすることもできます。

また、民法の特例制度の施行日（平成 21 年 3 月 1 日）以前に贈与された株式等についても、これらの合意の対象とすることができますが、当該合意は、上記施行日以降でなければ、することができません。

(1) 除外合意（第 1 号）

当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等につき除外合意することにより、当該株式等は遺留分算定基礎財産に算入されず、遺留分減殺請求の対象にもならないため、旧代表者の相続に伴って当該株式等が分散することを防止することができます。

なお、「当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得」の趣旨は、第 3 節の 3③で述べたとおりです。

(2) 固定合意（第 2 号）

前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること。

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等につき固定合意することにより、当該株式等を遺留分算定基礎財産に算入する価額が当該合意時における価額に固定されます。旧代表者の相続開始時までに当該株式等の価値が上昇しても、非後継者の遺留分の額が増大することではなく、後継者は、企業価値向上を目指して経営に専念することができます。

「合意の時における価額」については、弁護士等の専門家が「その時における相当な価額として証明をしたもの」であることが必要です。その評価方法の在り方については、中小企業庁が設置した「非上場株式の評価の在り方に関する委員会」（委員長：岡村正日本商工会議所会頭）において検討を行い、平成 21 年 2 月 9 日、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」⁷を公表しています。

⁷ 同ガイドラインの全文は、<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2009/090209HyoukaGuidelines.htm>

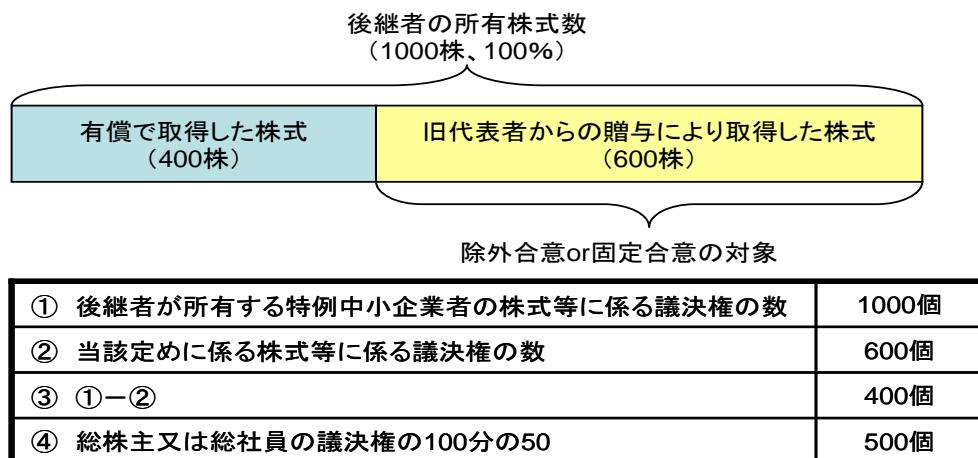
なお、「その時における相当な価額として証明」をする弁護士等には欠格事由が定められていますので（法第4条第2項）、注意してください。

(3) 法第4条第1項ただし書の解釈

ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える数となる場合は、この限りでない。

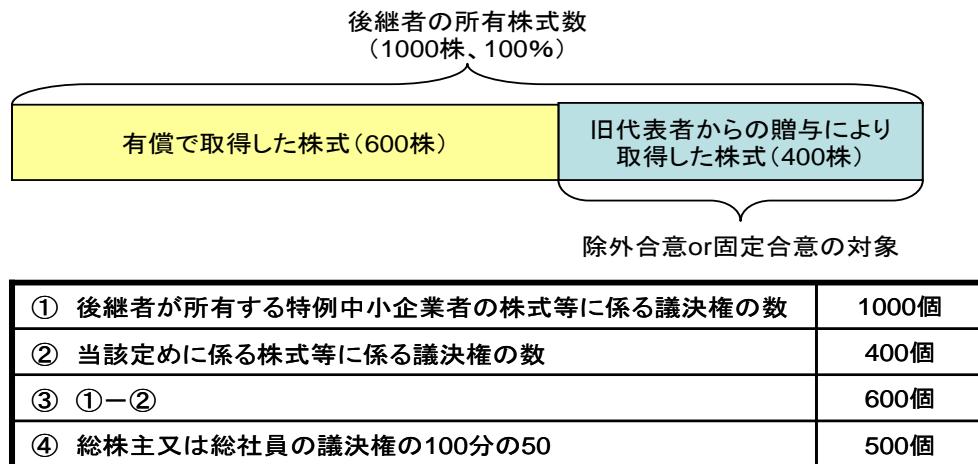
法第4条第1項ただし書は、除外合意や固定合意の対象とする株式等を後継者が所有していないと仮定してもなお、後継者が議決権の過半数を確保することができる場合には、当該合意をすることができない旨を規定しています。具体的には、以下のとおりです。

【合意ができる場合】



上記事例では、③の数が④の数を超えていませんので、法第4条第1項ただし書に該当せず、当該除外合意又は固定合意をすることができます。

【合意できない場合】



上記事例では、③の数が④の数を超えており、法第4条第1項ただし書に該当し、当該除外合意又は固定合意をすることはできません。

(4) 法第4条第3項の規定による定めの具体例

旧代表者の推定相続人は、第1項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる場合に後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

- 一 当該後継者が第1項の規定による合意の対象とした株式等を処分する行為をした場合
- 二 旧代表者の生存中に当該後継者が当該特例中小企業者の代表者として経営に従事しなくなった場合

除外合意や固定合意をした後、後継者が当該合意の対象とした株式等を処分したり、特例中小企業者の代表者を退任したりした場合には、当該合意は、本来の趣旨に沿わなくなるということができます。

しかしながら、こうした場合に当該合意の効力が当然に消滅することとすると、当該合意の対象とした株式等の価値が下落し、当該合意があることによってむしろ不利益を受けると判断した後継者が当該株式等を処分するなどして、容易に当該合意の効力を消滅させることができることになり、当事者間の衡平上問題があると考えられます。

そこで、法第4条第3項は、予め旧代表者の推定相続人間で協議をし、後継者が株式等を処分した場合などに非後継者がとができる措置を定めるべきことを規定しています。

その具体的な内容については、法は、特段の基準を設けておらず、当事者間の協議により、個別具体的な状況に応じて定めることができます。具体的には、次のような定めをすることが想定されますが、後継者の経営の自由度を高めるため、後継者が株式等を処分しても非後継者は何ら異議を述べず、一切の金銭を請求しない旨を定めることもできます。

- ・非後継者は、他の非後継者と共同して当該合意を解除することができる。
- ・非後継者は、後継者に対し、一定額の金銭の支払を請求することができる。

3. 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

法第5条及び第6条は、旧代表者の推定相続人が、除外合意又は固定合意をする際に、併せて、次の合意をすることができる旨を規定しています。

(1) 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第5条）

旧代表者の推定相続人は、前条第1項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産（当該特例

中小企業者の株式等を除く。)の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

本条は、後継者が特例中小企業者の株式等以外の財産、例えば、事業の用に供している不動産や現金などを旧代表者からの贈与等により取得している場合に、当該財産についても遺留分算定基礎財産に算入しないこととすることができる旨を規定しています。

なお、本条の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

(2) 旧代表者の推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定め（法第6条第1項）

旧代表者の推定相続人が、第4条第1項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならない。

法第4条及び第5条は、いずれも後継者が旧代表者からの贈与等により取得した特例中小企業者の株式等その他の財産に関する遺留分の算定に係る合意ですが、この合意につき非後継者の同意を得るために、何らかの形で推定相続人間の衡平を図ることが考えられます。そのような措置を講じた場合には、当事者間の合意の全体を明らかにすることが望ましく、このため、本条は、当該定めをする場合には書面によるべき旨を規定しています。具体的には、以下のようない定めをすることが想定されます。

- 後継者は、非後継者に対し、一定額の金銭を支払う。
- 後継者は、旧代表者に対し、生活費として、毎月一定額の金銭を支払う。
- 後継者は、旧代表者に疾病が生じたときは、医療費その他の金銭を負担する。

(3) 後継者以外の推定相続人が取得した財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第6条第2項）

旧代表者の推定相続人は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

法第6条第2項は、同条第1項の推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めの一つとして、非後継者が旧代表者からの贈与等により取得した財産についても、遺留分算定基礎財産に算入しないこととすることができる旨を規定しています。

なお、本項の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

第5節 手続

1. 手続の概要

遺留分の算定に係る合意は、経済産業大臣の確認（以下この節において「大臣確認」といいます。）及び家庭裁判所の許可（以下この節において「家裁許可」といいます。）を得ることによって、その効力を生じます（法第7条第1項及び第8条第1項）。

大臣確認の申請者及び家裁許可の申立人は、いずれも後継者単独です。

大臣確認及び家裁許可にはそれぞれ期間制限が設けられており、大臣確認は合意をした日から、家裁許可は大臣確認を受けた日から、それぞれ1か月以内に申請又は申立てをする必要があります。



2. 経済産業大臣の確認

(1) 確認事項

経済産業大臣が確認する事項は、次のとおりです（法第7条第1項各号）。

- ① 当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。
- ② 申請をした者が当該合意をした日において後継者であったこと。
- ③ 当該合意をした日において、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該合意の対象とした株式等を除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50以下の数であったこと。
- ④ 第4条第3項の規定による合意をしていること。

《備考》

①については、特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図ることを目的として遺留分の算定に係る合意をした旨を記載した書面により確認します。実務上は、遺留分の算定に係る合意をする際に作成する書面中に併せて記載するのが通常であると考えられます。

②については、申請者が、遺留分の算定に係る合意をした日において、法第3条第3項の「後継者」の要件のすべてを満たしていることです。

(2) 確認の申請手続

遺留分の算定に係る合意について大臣確認を受けるためには、後継者は、当該合意をした日から1か月以内に、所定の申請書に一定の書類を添付して、経済産業大臣に提出する必要があります（法第7条第2項）。

大臣確認は、当分の間、経済産業省本省（中小企業庁財務課）において事務処理をし

ます。したがって、申請書及び添付書類は、原則として同課に直接提出していただくことになりますが、各地方経済産業局に提出していただいても結構です。

ア 申請書の記載要領

申請書は、次の様式を使用してください。

様式第1

遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書

年　月　日

経済産業大臣名　　殿

郵便番号
住　所
氏　名　　　印
電話番号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第7条第1項の確認を受けたいので、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 法第7条第2項に掲げる書類各1通並びに申請書（別紙を含む。）の写し及び法第7条第2項第1号の書面の写し各2通を添付する。

(別紙)

特 例 中 小 企 業 者	会社所在地	
	会社名	
	代表者の氏名	
	設立日	年　月　日
	資本金の額又は	円

	出資の総額 (*)			
	株式上場又は店頭登録の有無 (*)	ア 株式を上場又は店頭登録している。 イ 株式を上場又は店頭登録していない。		
	主たる事業内容 (*)			
	総株主又は総社員の議決権の数 (*)	個	常時使用する従業員の数 (*)	人
旧代表者	住 所			
	氏 名			
	代表権の有無 (*)	あり ／ なし (退任日 年 月 日)		
後継者	住 所			
	氏 名			
	電 話 番 号			
	保 有 議 決 権 数 及 び 割 合 (*)	個 (%)		
	合意の対象とした株式等を除いた保有議決権数及び割合 (*)	個 (%)		
	旧代表者との続柄			
後継者以外の推定相続人	目録記載のとおり。			
合意の内容	合 意 日	年 月 日		
	合意の対象とした株式等を後継者に贈与した年月日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	チエ ック 欄	合意をした事項		添付書類
		旧代表者の推定相続人間の合意が特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。		
	法第4条第1項第1	左記合意の対象と	個	

	号の規定による合意	した株式等に係る 議決権の数		
	法第4条第1項第2号の規定による合意	左記合意の対象と した株式等に係る 議決権の数及び価 額	個 円	
	法第4条第3項の規定による合意			
	法第5条の規定による合意			
	法第6条の規定による合意			

(記載要領)

- 1 (*) の事項については、合意をした日における状況を記載すること。
- 2 「合意の内容」欄については、合意をした事項の「チェック欄」に○印を記載し、「添付書類」欄には当該事項を確認できる書類及び該当箇所（例：合意書第●条）を記載すること。

後継者以外の推定相続人目録

住 所			
氏 名			
電 話 番 号		旧代表者との続 柄	

「特例中小企業者」について

- ① 「会社所在地」及び「会社名」には、特例中小企業者の本店所在地及び会社名を記載してください。
- ② 「代表者の氏名」には、複数の代表者がいる場合には、すべての代表者の氏名を記載してください。なお、遺留分に関する民法の特例においては、後継者は、特例中小企業者の代表者であることが要件となっていますので、「代表者の氏名」欄に申請者たる後継者の氏名が記載されていなければ、大臣確認を受けることができません。
- ③ 「設立日」には、特例中小企業者の登記事項証明書の「会社成立の年月日」欄に記載されている年月日を記載してください。
- ④ 「資本金の額又は出資の総額」には、合意日における特例中小企業者の資本金の額又は出資の総額を記載してください。

- ⑤ 「株式上場又は店頭登録の有無」には、ア又はイのいずれかを○で囲んでください。なお、株式を上場又は店頭登録している株式会社は特例中小企業者に該当しませんので（法第3条第1項）、アを○で囲んでいる場合には、大臣確認を受けることができません。
- ⑥ 「主たる事業内容」には、合意日において特例中小企業者が営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣類等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。
- ⑦ 「総株主又は総社員の議決権の数」には、合意日における全ての株主又は社員が有する議決権の総数を記載してください。
- ⑧ 「常時使用する従業員の数」には、合意日において特例中小企業者が常時使用する従業員の数を記載してください。ここでいう「常時使用する従業員」は、第1章第2節6.で解説している「従業員数証明書」により証明することができる従業員を意味します。

「旧代表者」について

- ① 「住所」及び「氏名」には、それぞれ該当する事項を記載してください。
- ② 「代表権の有無」には、合意日において旧代表者が代表権を有する場合は「あり」を○で囲み、代表権を有さない場合は「なし」を○で囲むとともに代表者を退任した年月日を記載してください。

「後継者」について

- ① 「住所」、「氏名」及び「電話番号」には、それぞれ該当する事項を記載してください。「住所」欄には、郵便番号も記載してください。
- ② 「保有議決権数及び割合」には、合意日において、後継者が有する議決権の数と議決権総数に対する割合を記載してください。「合意の対象とした株式等を除いた保有議決権数及び割合」には、合意日において後継者が有する議決権の数から合意の対象となった議決権の数を控除した数とその議決権総数に対する割合を記載してください。
- ③ 「旧代表者との続柄」には、「妻」、「夫」、「長男」、「次男」、「養子」、「孫」など、旧代表者との続柄を記載してください。

「後継者以外の推定相続人」

別紙の「後継者以外の推定相続人目録」に、後継者以外の推定相続人全員の住所、氏名、電話番号及び旧代表者との続柄を記載してください。「住所」欄には、郵便番号も記載してください。

「合意の内容」について

- ① 「合意日」には、推定相続人間の合意の日を記載して下さい。
- ② 「合意の対象とした株式等を後継者に贈与した年月日又は期間」には、合意の対象とした株式等を後継者に贈与した年月日が特定できる場合にはその年月日及び数量を、贈与が複数回に及ぶなど個別の年月日が不明である場合にはその贈与を行

った期間を記載して下さい。

- ③ 「チェック欄」には、合意をした事項について○を記載してください。なお、「旧代表者の推定相続人間の合意が特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。」、「法第4条第1項第1号の規定による合意」又は「法第4条第1項第2号の規定による合意」及び「法第4条第3項の規定による合意」は必須事項ですので、これらの事項に係る「チェック欄」に○が記載されていない場合には、大臣確認を受けることができません。
- ④ 「添付書類」には、合意をした事項ごとに、当該事項を確認できる書類及び該当箇所を具体的に記載してください。例えば、合意書内のある条項を指示する場合には、「合意書第●条」などと記載してください。

イ 添付書類

大臣確認の申請をするに当たっては、次の書類を添付してください。なお、いずれの書類も、申請者の希望により原本の還付を受けることができます⁸。原本の還付を受ける場合は、原本と併せてその写しを添付してください。原本は、確認書の交付時に返還します。

- ① 合意の当事者の全員の署名又は記名押印のある次に掲げる書面
 - イ 当該合意に関する書面
 - ロ 当該合意の当事者の全員が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るために当該合意をした旨の記載がある書面

上記イ及びロの書面は、それぞれ別個の書面を作成してもよいですが、イの書面に併せてロの事項を記載しても構いません。実務上は、イ及びロの事項を同一の書面に記載することが多いと思われます。

なお、当該書面は、経済産業省で保管するもののほか、申請者に交付する確認書に添付する必要があるため、写し各2通を添付してください（確認証明書の申請を同時にするとときは、さらに必要な通数分の写しも添付してください。）。上記イ及びロの具体的なイメージについては、以下をご参照ください。

＜合意書の一例＞

合 意 書

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるB、C及びDは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、単に「法」という）に基づき、以下のとお

⁸ 特に戸籍謄本等については、家裁許可の申立てに際して、家庭裁判所から提出を求められると考えられますので、原本の還付を受けておくと簡便です。

り合意する。

(目的-法7条1項1号)

第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき遺留分の算定に係る合意等をすることにより、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

(確認-法3条2項及び3項)

第2条 B、C及びDは、次の各事項を相互に確認する。

- ① AがY社の代表取締役であったこと。
- ② B、C及びDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。
- ③ Bが、現在、Y社の総株主（但し、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ Bが、現在、Y社の代表取締役であること。

(除外合意、固定合意-法4条1項1号及び2号)

第3条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得したY社の株式〇〇株について、次のとおり合意する。

- ① 上記〇〇株うち□□株について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 上記〇〇株うち△△株について、Aを被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇〇〇円（1株あたり☆☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明をしたもの。）とする。

(衡平を図るための措置-法6条)

第4条 B、C及びDは、Aの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

- ① CがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した現金1,000万円
- ② DがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した下記の土地
〇〇所在〇〇番〇〇宅地〇〇m²

(後継者以外の推定相続人がとることができる措置-法4条3項)

第5条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、C及びDは、Bに対

し、それぞれ、Bが処分した株式数に〇〇〇万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

- 2 BがAの生存中にY社の代表取締役を退任したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ〇〇〇万円を請求できるものとする。
- 3 前2項のいずれかに該当したときは、C及びDは、共同して、本件合意を解除することができる。
- 4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

(経済産業大臣の確認-法7条)

第6条 Bは、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

- 2 C及びDは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続に協力するものとする。

(家庭裁判所の許可-法8条)

第7条 Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条及び第4条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。

- 2 C及びDは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判手続に協力するものとする。

以上の合意を証するため、本書を作成し、各推定相続人が署名捺印する。

平成〇〇年〇月〇日

本籍

住所

推定相続人 〇〇 〇〇 印

本籍

住所

推定相続人 〇〇 〇〇 印

本籍

住所

推定相続人 〇〇 〇〇 印

② 法第4条第1項第2号に掲げる内容の定めをした場合においては、同号に規定す

る証明を記載した書面

固定合意をした場合には、当該合意により定めた価額が合意の時における相当な価額であることの弁護士等の証明書を添付してください。

証明書の例は、次のとおりである。

証 明 書	平成 年 月 日
○○ ○○ 殿	
	東京都○○区○○・・・・・
	○○税理士事務所
	税理士 ○○ ○○
<p>当職は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第4条第1項第2号の規定に基づき、○○○○、○○○○および○○○○がした平成○年○月○日付け合意（以下「本件合意」という。）により定めた価額について、下記のとおり証明する。</p> <p>記</p> <p>1 本件合意の対象とした株式 株式会社○○○○の株式○○株</p> <p>2 本件合意により定めた価額 金○○○○円（1株当たり金○○円）</p> <p>3 鑑定評価の方法および結果 1の株式につき、○○○○方式と○○○○方式との併用方式によって鑑定評価したところ、2の価額は、本件合意の時における相当な価額であると認められる。</p> <p>4 附属書類 株式鑑定評価書 1通</p>	
以上	

③ 印鑑証明書

①の書面に当事者が押印する場合には、印鑑登録をした印鑑を押印し、当該印鑑に係る印鑑証明書を添付してください。印鑑証明書は、大臣確認の申請をする日の前3か月以内に作成されたものであることが必要です。

④ 定款の写し

合意日において効力を有する定款の写しを添付してください。

なお、本来の定款変更手続を経ていなくても、法律上、定款変更したものとみなされる場合があります。法律により定款変更したものとみなされた事項が定款書面に反映されていない場合には、当該事項を記載した書面を併せて添付してくださ

い。

⑤ 特例中小企業者の登記事項証明書

大臣確認の申請をする日の前 3 か月以内に作成された登記事項証明書を添付してください。なお、旧代表者が合意日において特例中小企業者の代表者でない場合には、旧代表者が代表者であったことを証する履歴事項証明書又は閉鎖事項証明書を併せて添付してください。

⑥ 合意日における特例中小企業者の従業員数証明書

合意日における常時使用する従業員の数を証する従業員数証明書を添付してください。

従業員数証明書については、第 1 章第 2 節 6 をご参照ください。

⑦ 貸借対照表、損益計算書など会社法第 435 条第 2 項又は第 617 条第 2 項に規定する書類

特例中小企業者の合意の日の前 3 年以内に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第 435 条第 2 項又は第 617 条第 2 項に規定する書類その他これらに類する書類を添付してください。例えば、事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの会社の場合で、合意の日が平成 21 年 9 月 1 日であるときは、平成 19 年 3 月期、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期のものを提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第 1 章第 4 節をご参照下さい。

⑧ 特例中小企業者が上場会社等に該当しない旨の誓約書

合意日において特例中小企業者が株式を上場又は店頭登録していない旨の誓約書を作成し、添付してください。

誓 約 書

平成 年 月 日

経済産業大臣 ○○○○ 殿

東京都 · · · ·

○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

当社は、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社でないことを誓約いたします。

以上

⑨ 農業生産法人である旨の農業委員会の証明書

特例中小企業者が農業生産法人である場合には、合意日において農業生産法人で

ある旨の農業委員会の証明書⁹を添付してください。

⑩ 戸籍謄本等

合意の当事者が旧代表者の推定相続人の全員であることを証する戸籍謄本等を添付してください。戸籍は、戸籍法の改正、婚姻、転籍等によって、従前の戸籍が除籍されて新たな戸籍が編製されますので、連続したすべての戸籍を収集する際には、古い戸籍の消除日・除籍日と新しい戸籍の編製日が一致していることを確認してください。

添付が必要な戸籍謄本等は、以下のとおりです。

- ・旧代表者の出生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・推定相続人全員の戸籍謄本
- ・旧代表者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及びその代襲者）の出生日から死亡日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・旧代表者の父母が推定相続人に含まれる場合において、父母の一方が死亡しているときは、その死亡時の戸籍（又は除籍、改製原戸籍）の謄本

⑪ 株主名簿の写し

特例中小企業者が株式会社である場合には、合意日における特例中小企業者の株主名簿の写しを添付してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

ウ 確認書の交付

経済産業大臣は、確認をした際には、申請者に対して確認書を交付します（施行規則第5条第1項）。

エ 確認証明書の申請及び交付

旧代表者の相続開始後、相続人間で紛争が生じた場合において、遺留分の算定に係る合意の存在を主張立証することが必要となることがあります。そこで、合意の当事者は、いつでも経済産業大臣に対し、確認をしたことを証明した書面の交付を請求することができます（施行規則第5条第2項）。

なお、家裁許可の申立てに際して家庭裁判所に差し出すべき「確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面」（特別家事審判規則第32条）については、確認証明書がこれに該当します。したがって、大臣確認の申請に際して、同時に確認証明書の申請をしておくと、確認書と同時に確認証明書の交付を受けることができます。

申請書は、次の様式を使用してください。

⁹ 農業委員会の証明書の入手方法については、最寄りの農業委員会にお問い合わせください。

様式第4

遺留分に関する民法の特例に係る確認証明申請書

年　月　日

経済産業大臣名　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

印

電話番号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第7条第1項の確認をしたことについて、下記のとおり証明書の交付を申請します。

記

- 1 合意の年月日
- 2 確認を申請した者の住所及び氏名
- 3 特例中小企業者の会社所在地及び会社名
- 4 確認の年月日及び番号
- 5 請求通数

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 法第7条第2項の申請書（別紙を含む。）の写し及び同項第1号の書面の写し各請求通数分を添付する。

(記載要領)

- 1 確認を申請した者の住所及び氏名並びに特例中小企業者の会社所在地及び会社名は、合意日におけるものを記載する。
- 2 「確認の年月日及び番号」については、不明であれば、空欄とする。

3. 家庭裁判所の許可

家庭裁判所の許可に関する手続については、最高裁判所のホームページ¹⁰に掲載されていますので、参照してください。以下は、同ページからの抜粋です。

1 概要

この申立ては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」中の「遺留分に関する民法の特例」の規定に基づく遺留分の算定に係る合意の許可を求めるものです。

「遺留分に関する民法の特例」の規定においては、一定の要件を満たす中小企業の後継者が、所要の手続を経ることを前提として、以下の特例などの適用を受けることができる旨定められています。

(1) 後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと

(2) 後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時における価額とすること

この手続を利用するためには、旧代表者の推定相続人（兄弟姉妹及びその子を除く。）全員で合意書面を作成し、その合意をした日から 1 か月以内に、後継者が経済産業大臣に対して、合意についての確認の申請を行う必要があります。後継者は、その確認を受けた日から 1 か月以内に、家庭裁判所にこの申立てをする必要があります。

家庭裁判所は、その合意が当事者の全員の真意に出たものであるとの心証を得なければ合意を許可することができません。許可の審判が確定すると、合意の効力が生じます。

2 申立人

- ・経済産業大臣の確認を受けた後継者

3 申立期間

- ・経済産業大臣の確認を受けた日から 1 か月以内

4 申立先

- ・旧代表者の住所地の家庭裁判所¹¹

¹⁰ http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_29/index.html に遺留分の算定に係る合意の許可に関する手続が掲載されています。

¹¹ 管轄裁判所は、最高裁判所のホームページで調べることができます。

5 申立てに必要な費用

- ・収入印紙800円分
- ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。なお、各裁判所ウェブサイト¹²中に掲載されている場合もあります。）

6 申立てに必要な書類

- (1) 申立書（7申立書の書式及び記載例をご利用ください。）
- (2) 標準的な申立添付書類
 - ※ 同じ書類は1通で足ります。
 - ※ 戸籍等の謄本は、経済産業省から還付されたもので差し支えありません。
 - ※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。
 - ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【共通】

- ① 経済産業大臣の作成に係る確認証明書（「確認書」ではないので注意が必要です。）
- ② 合意書面の写しを推定相続人（申立人並びに旧代表者の兄弟姉妹及びおいめいを除く）の人数分の通数
- ③ 旧代表者の出生時から現在までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ④ 推定相続人全員（申立人を含む）の戸籍謄本
- ⑤ 旧代表者の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【推定相続人に父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）が含まれている場合】

- ⑥ 推定相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑦ 推定相続人が祖父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属（ただし、推定相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：祖母が推定相続人である場

¹² <http://www.courts.go.jp/saiban/kankatu/index.html> に各地の裁判所一覧が掲載されています。

合、祖父と父母））がいらっしゃる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

7 申立書の書式及び記載例¹³

¹³ http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazisinpan/syosiki_01_69/index.html に申立書の書式及び記載例が掲載されています。

第3章 金融支援措置について

第1節 金融支援のポイント

先代経営者の死亡や退任により事業承継をする際には多額の資金ニーズが発生する場合があります。

たとえば、相続などにより分散した株式等や事業用資産等の買取り（会社に対する貸付金や未収金の弁済を含む。）やこれらの資産に係る相続税の納税のために多額の資金が必要となります。また、経営者の交代により信用状態が低下し、取引先から支払サイトの短縮を求められたり、金融機関から借入れをする際に金利等の条件を厳しくされたりするなど、資金繰りが悪化する場合もあります。さらにMBOやEBOなどによる親族外承継を行う際には、事業を承継する役員や従業員等が先代経営者から株式等を買い取るための資金を調達する必要があります。

そこで、法では、経済産業大臣の認定（法第12条）を受けた中小企業者（非上場会社及び個人事業主）等に対し、以下の金融支援措置を講じることとしています。

1. 中小企業信用保険法の特例（法第13条）

認定を受けた中小企業者の事業に必要な資金について、中小企業信用保険法に規定されている普通保険（限度額2億円）、無担保保険（同8,000万円）、特別小口保険（同1,250万円）を別枠化します。本特例により、信用保証協会の債務保証も実質的に別枠化されることとなるため、中小企業者が当該債務保証を受けることで金融機関からの資金調達が行いやすくなります。

なお、本特例の適用を受けるのは、中小企業者である会社又は個人事業主が資金を借り入れるときであり、具体的に対象とする資金としては以下のものを想定しています。

- 株式や事業用資産等の買取資金
- 信用状態が低下している中小企業者の運転資金 等

2. 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例（法第14条）

認定を受けた中小企業者（会社）の代表者個人が必要とする資金であって、当該中小企業者の事業活動の継続に必要なものについて、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から代表者個人が融資を受けることができます。なお、金利について、通常の金利（基準金利）ではなく、特別に低い利率（特別利率①）が適用されます。

なお、現行制度では株式会社日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫から代表者個人が融資を受けることができませんでしたが、本特例により後継者である代表者個人が事業承継の際に必要となる資金を株式会社日本政策公庫等から融資を受けることが可能になります。

したがって、本特例の適用を受けるのは、中小企業者である会社の代表者個人が資金を

借り入れるとき¹⁴です。

なお、具体的に対象とする資金については、次に掲げるよう施行規則第14条各号に規定されています。株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用するため認定を受けようとする場合には、資金用途に十分に留意してください。

一 当該認定中小企業者等の代表者が相続により承継した債務であって当該認定中小企業者等の事業用資産等を担保とする借入れに係るもの弁済資金

先代経営者が会社に資金投入することを目的として、個人資産（土地や建物）を担保として借入れを行っており、かつ、その個人資産が事業の用に供されている場合があります。この場合、後継者が相続した当該借入れに係る債務の返済が滞ると、担保設定されている事業用資産等が差し押さえられ、その後の事業活動の継続に支障が生じてしまいます。そこで、このような借入れに係る債務の弁済資金を株式会社日本政策金融公庫等の融資の対象としています。

二 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金

後継者個人が株式等や事業用資産等を買い取る場合（第三者の会社に対する貸付金や未収金を弁済する場合も含む。）に必要となる資金です。なお、先述したように、この資金用途には、後継者が会社の役員や従業員であり、MBOやEBOにより事業承継をする際の株式等や事業用資産等の買取資金も含まれます。

三 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審判法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金

イ 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ 当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

先代経営者の相続に関して、後継者を含む相続人間で、以下に掲げるいずれかを内容とする①判決の確定、②裁判上・裁判外の和解、③審判の確定、④調停の成立により、後継

¹⁴ 個人事業主の場合は本特例がなくとも株式会社日本政策金融公庫等から融資を受けることができます。

者が負担した債務を支払うために必要な資金です。

- イ 先代経営者からの相続にあたって、遺産に株式等や事業用資産等が含まれる場合に、後継者がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと。
- ロ 先代経営者からの相続にあたって、株式等や事業用資産等を相続若しくは遺贈又は贈与により取得したことによって非後継者の遺留分を侵害したため遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者にこれらの資産を返還する代わりに金銭を支払うこと。

四 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金

後継者が相続若しくは遺贈又は贈与により先代経営者から取得した中小企業者の株式等や事業用資産等に課される相続税や贈与税を納付するための資金です。

五 前各号に掲げるもののほか、当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金

上記の一から四以外の資金で、中小企業者の事業活動の継続にために、後継者個人が必要とする資金です。

第2節 経済産業大臣の認定（会社編）

1. 認定の要件

会社である中小企業者については、上場会社等以外の会社であることが必要です。それに加えて、先代経営者（代表者又は代表者であった者）の死亡又は退任により事業承継をする際に施行規則第6条第1項各号（ただし、第7号及び第8号は事業承継税制の適用要件のベースとなるものであるために第4章で後述します。）に定められている事由に該当していることが必要となります。具体的な内容は以下のとおりです。

一 当該中小企業者又はその代表者が、当該中小企業者又は当該代表者以外の者が有する当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）又は事業用資産等を取得する必要があること。

先代経営者が死亡又は退任したことにより、

- 相続に伴い後継者以外の相続人に株式等や事業用資産が分散した、
- 先代経営者と友好的であった者が株式等や事業用資産の売却を希望している、
- MBO や EBO 等の場合に先代経営者から株式等や事業用資産などを譲り受ける、

といった事態が生じた場合に、後継者（代表者）が経営の安定化のため、株式等や事業用資産を買い取るための資金を必要としていることです。

また、条文上の「事業用資産等」には、先述のとおり中小企業者に対する貸付金や未収金も含まれるため、

- 会社が貸付金の弁済や未払だった給与の支払を急遽求められる、
など債務を弁済する必要がある場合もこれに該当します。

二 当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（遺贈に含まれる贈与を除く。以下同じ。）により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること（第7号及び第8号に掲げる事由に該当する場合を除く。）。

後継者が、相続若しくは遺贈又は贈与により先代経営者から中小企業者の株式等や事業用資産等を取得したために、多額の相続税や贈与税の納税資金を必要としていることです。

なお、「死因贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与）」の場合も相続税が課されることになりますので、「遺贈」に含めることにしています。

三 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の3月間における当該中小企業者の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前年同期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれること。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、売上高等が減少することが見込まれることです。具体的な基準として、前年同期の3月間と比較して、同期中の売上高等が80%以下に落ち込むことが見込まれることとしています。

四 仕入先（当該中小企業者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、主な仕入先から申請者にとって不利益となる取引条件を設定されたことです。具体的には、申請者の仕入額の総額の20%以上の仕入額を占める仕入先から支払サイトを短縮されるなどの取引条件変更をされた場合などが該当します。

五 取引先金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該中小企業者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が100分の20以上である場

合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。) からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

経営者の交代により取引先金融機関からの信用力が低下したため、主な取引先金融機関からの借入れが困難になったことです。具体的には、申請者の借入金額の総額の 20%以上の借入金額を占める取引先金融機関からの借入れにおいて、返済期間の短縮、貸付金利の上昇、借入金額の減少や与信取引の拒絶などをされるなど取引に支障が生じている場合が該当します。

六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審判法（昭和 22 年法律第 152 号）により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

イ 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ 当該代表者が有する当該中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

先代経営者の相続に関して、後継者を含む相続人間で、以下に掲げるいずれかを内容とする①判決の確定、②裁判上・裁判外の和解、③審判の確定、④調停の成立があったことです。

イ 先代経営者からの相続にあたって、遺産に株式等や事業用資産等が含まれる場合に、後継者がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと。

ロ 先代経営者からの相続にあたって、株式等や事業用資産等を相続若しくは遺贈又は贈与により取得したことによって非後継者の遺留分を侵害したため遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者にこれらの資産を返還する代わりに金銭を支払うこと。

七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

(後略)

本号は、事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第 4 章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付す

ることが見込まれること。

(後略)

本号は、事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。

九 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

上記の一から八までの事由以外のもので、事業承継に際して事業活動の継続に支障が生じさせることです。

2. 認定の申請手続

申請者が、施行規則第6条第1項各号（第7号及び第8号を除きます。第7号及び第8号の事由に該当する場合には「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。）に該当することについて経済産業大臣の認定を受けるためには、以下の申請が必要です（法第12条第1項第1号、第2項及び施行規則第7条第1項）。

また、該当する事由及び利用する特例制度（中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法等の特例）により、それぞれ記載内容と添付書類が異なります。次では、**共通の記載内容及び添付書類を「共通事項」**、**事由ごとの記載内容及び添付書類を「事由別事項」**としてまとめています。申請する場合には、該当する事由に関する解説を参照して、必要事項を申請書に記載し、必要書類を添付してください。

(A) 共通事項

(A)-1 認定申請書の記載要領

申請書は、次の様式を使用してください。

申請に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「○○経済産業局長 殿」としてください。

様式第6

認定申請書

（施行規則第6条第1項第7号及び第8号以外の事由に該当する場合）

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(同法施行規則第6条第1項第7号又は第8号の事由に係るものを除く。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事業内容
- 2 資本金の額又は出資の総額
- 3 常時使用する従業員の数

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請者が個人である場合、記名欄には郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載する。
- 4 次に掲げる書類を添付する。
 - (1) 申請書（別紙1及び2を含む。）の写し
 - (2) 施行規則第7条第1項各号に掲げる書類（同項の規定により提出すべきこととなるものに限る。）
 - (3) その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、法第12条第1項の認定要件を満たすことを示す。

- 1 経営の承継を行うこととなった原因
別紙1の該当する事項を記載する。
- 2 事業活動に支障を生じさせる事由
別紙2の該当する事項を記載する。

- ① 「1 主たる事業内容」には、認定申請日において営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣服等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。

- ② 「2 資本金の額又は出資の総額」には、認定申請日における申請者の資本金の額又は出資の総額を記載してください。
- ③ 「3 常時使用する従業員の数」には、認定申請日における申請者が常時使用する従業員の数を記載してください。

別紙1に「経営の承継を行うこととなった原因」について以下のとおり記載してください。

(別紙1)

経営の承継を行うこととなった原因

1 申請者が会社である場合は、下記の該当する事項を記載する。

(1) 代表者（代表者であった者を含む。）が死亡したこと。

氏名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等

(2) 代表者が退任したこと。

氏名

退任日

退任理由

(提出書類)

登記事項証明書等

- ① 原因が先代経営者の死亡であるときは、「(1) 代表者（代表者であった者を含む。）が死亡したこと。」の欄に、先代経営者の氏名と死亡日（年月日）を記載してください。
- ② 原因が先代経営者の退任であるときは、「(2) 代表者が退任したこと。」の欄に、先代経営者の氏名、退任日（年月日）と退任理由（代替わり、疾病・負傷など）を記載してください。

なお、該当する項目のみを記載すればよく、他の項目は記載する必要はありません。

(A)-2 認定申請書の添付書類

事由に関わらず、申請の際には以下の①から⑥までの書類を添付してください。

- ① 認定申請書の写し（別紙1及び別紙2を含みます。記入した申請書のコピーで構いません。）
- ② 登記事項証明書（認定申請日の前3月以内に作成されたものに限ります。）

- ③ 認定申請日における定款の写し（電子媒体で記録している場合には、それを印刷したもの）
- ④ 申請者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。
- ⑤ 申請者が上場会社等でない旨の誓約書
- ⑥ 認定申請日における従業員数証明書

「経営の承継を行うこととなった原因」が先代経営者の死亡である場合には、上記の書類に加えて、その先代経営者の死亡したことを証する戸籍謄本等を添付してください。

(B) 事由別事項

別紙2に「事業活動の継続に支障を生じさせる事由」について以下のとおり記載してください。

(別紙2)

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

- 1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

法第13条に規定する「中小企業信用保険法の特例」を利用する場合に記載すべき項目です。認定要件のうち、会社として資金が必要となっている場合が該当します。

- 3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

法第14条に規定する「株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」を利用する場合に記載すべき項目です。認定要件のうち、後継者個人として資金が必要となっている場合が該当します。

なお、該当する項目のみを記載すればよく、それ以外の項目は記載する必要はありません。

(B)-1 申請者又はその代表者が、これらの者以外の者が有している株式等や事業用資産等を取得する必要があること（第1号事由）

施行規則第6条第1項第1号の事由に該当している場合です。

(B)-1-1 株式等を取得する場合

(1) 別紙2の記載要領

申請者が自己の株式¹⁵を取得する場合には下記①を、後継者（申請者の代表者）が株式等を取得する場合には下記②を記載してください。この場合、「取得する株式の価格」又は「取得する株式等の価格」を記載してください。

なお、認定を受けることにより、申請者が自己の株式を取得する場合には中小企業信用保険法の特例、代表者が申請者の株式等を取得する場合には株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

① 申請者が株式の取得を必要とする場合

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること。

取得する株式の価格

(提出書類)

1 認定申請日における株主名簿の写し

2 申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類

② 申請者の代表者が株式等の取得を必要とする場合

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

取得する株式等の価格

(提出書類)

1 認定申請日における株主名簿の写し

2 申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類

(2) 添付書類

① 認定申請日における株主名簿の写し

認定申請日における株主構成が確認できる株主名簿を添付してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

¹⁵ 会社法上、持分会社は、自己の持分を取得することができません（会社法第587条第1項）。

- ② 申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類／申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする申請者の株式等の価格を証する書類
例えば、貸借対照表における純資産額(不良資産等控除後)を用いた算定書や財産評基
本通達に基づく算定書などを添付してください。

(B)-1-2 事業用資産等を取得する場合

(1) 別紙2の記載要領

申請者が事業用資産等を取得する場合(会社の債務を弁済する場合も含みます。)には下記①を、後継者(申請者の代表者)が事業用資産等を取得する場合(会社の債務を弁済する場合も含みます。)には下記②を記載してください。

この場合、取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の項目を記載することが必要です。該当する項目以外は記載する必要はありません。

- 取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
- 取得する動産の名称及び価格
- 弁済する貸付金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額
- 支払う未収金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額

なお、認定を受けることにより、申請者が取得し又は弁済する場合には中小企業信用保険法の特例、申請者の代表者が取得し又は弁済する場合には株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

① 申請者が事業用資産等の取得を必要とする場合

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (2) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
取得する動産の名称及び価格
返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者及び金額
支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者及び金額
(提出書類)
1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類
2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

② 申請者の代表者が事業用資産等の取得を必要とする場合

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(2) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(2) 添付書類

① 申請者（又はその代表者）が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）

事業用資産等が不動産である場合には、当該不動産を特定するために登記事項証明書を添付してください。

② 当該事業用資産等の価格を証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類
- 動産の場合は、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などその価格が確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などのその金額が分かる書類
- 未収金の場合は、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその金額が分かる書類

③ 申請者（又はその代表者）以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、登記事項証明書

- 動産の場合は、申請者又はその代表者との売買契約書などその売主であることが確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などその債権者が確認できる書類
- 未収金の場合は、計算書類の勘定科目明細書などその債権者が確認できる書類

(B)-2 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付すること（第2号事由）

(1) 別紙2の記載要領

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した申請者の株式等や事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(3) 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(2) 添付書類

後継者（申請者の代表者）が税務署に提出を予定している相続税又は贈与税の申告書案などの相続税又は贈与税の見込額が確認できる書類を添付してください。

(B)-3 申請者の売上高等が減少することが見込まれること（第3号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① (A)については、申請者の先代経営者の死亡又は退任した後の3月間における売上高等の見込額を記載してください。なお、見込額については、その先代経営者の死亡等の後の売上高等の実績額などから推定してください。ただし、既にその先代経営者の死亡等から3月間経過している場合は、実績額を記載してください。
- ② (B)については、前事業年度の同時期における3月間の売上高等を記載してください。
- ③ 売上高等の見込減少割合として、「 $100 - A / B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記

載してください。この値が 20%以上であることが必要です。

なお、この場合、認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例を利用することができます。

1 申請者が会社であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

申請者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の 3 月間における売上高等の合計の見込額（A）

上記の前事業年度の同時期における 3 月間の売上高等の合計（B）

売上高等の見込減少割合（%、 $100 - A / B \times 100$ ）

（提出書類）

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

（記載要領）

「売上高等の合計の見込額」については、代表者（代表者であった者を含む。）

が死亡又は退任した後 3 月以上経過している場合には、実績を記載する。

(2) 添付書類

既に売上高等の実績額の把握が可能な月の月次の合計残高試算表など、先代経営者が死亡又は退任した後の 3 月間の売上高等の見込額の推定の根拠となる資料を添付してください。

(B)-4 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと（第 4 号事由）

(1) 別紙 2 の記載要領

① その仕入額が申請者の仕入額の総額のうちに占める割合が 20%以上であり、仕入れに係る取引条件については申請者の不利益となる設定又は変更が行われている仕入先の名称及び所在地を記載してください。

② (A)については①の仕入先からの仕入額、(B)については申請者の仕入額の総額を記載してください。

③ また、「仕入先から仕入額の割合」として、「 $A / B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が 20%以上であることが必要です。

④ 「取引条件の設定又は変更内容」については、

- 手形払いから現金払いへの変更

- 支払期間の短縮
- 仕入数量の制限
- 仕入保証金の積立て

などの不利益となる取引条件の設定・変更の内容を具体的に記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例を利用することができます。

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額（A）

仕入額の総額（B）

仕入先からの仕入額の割合（%、A／B × 100）

取引条件の設定又は変更の内容

（提出書類）

仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類

（記載要領）

「仕入先」については、「仕入先からの仕入額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の資料を添付してください。

- ① 仕入帳や仕入実績を取りまとめた一覧表などの仕入先からの仕入額及び会社の仕入額の総額について確認できる書類
- ② 仕入先から会社に宛てた通知や依頼の書面などの取引条件の設定又は変更の内容について確認できる書類

(B)-5 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと（第5号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① その借入金額が申請者の借入金額の総額のうちに占める割合が20%以上であり、取引に係る支障が生じている取引先金融機関の名称及び所在地を記載してください。

- ② (A)については取引先金融機関からの借入額、(B)については借入金額の総額を記載してください。
- ③ また、「取引先金融機関から借入金額の割合」として、「 $A/B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。
- ④ 「借入条件の悪化」については、
- 金利引上げ
 - 返済方法につき期限一括から分割への変更
 - 反復借入時における貸出期間の短縮
- などの悪化内容を具体的に記載してください。
- ⑤ 「借入金額が減少した内容」については、先代経営者の死亡又は退任の日の前後の借入金額について減少した額などを記載してください。
- ⑥ 「与信取引が拒絶された内容」については、その経緯を記載してください。
- ⑦ 「その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容」については、④から⑥までに挙げた内容以外で取引に係る支障が生じた場合において、その内容をできる限り具体的に記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例を利用することができます。

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
- 取引先金融機関の名称及び所在地
取引先金融機関からの借入金額 (A)
借入金額の総額 (B)
取引先金融機関からの借入金額の割合 (%、 $A/B \times 100$)
借入条件が悪化した内容
借入金額が減少した内容
与信取引が拒絶された内容その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容
(提出書類)
取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類
(記載要領)
「取引先金融機関」については、「取引先金融機関からの借入額の割合」が20%

以上の者は記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 前年の会計帳簿等の勘定科目明細や金融機関発行の借入債務の残高証明書などの取引先金融機関からの借入金額及び申請者の借入金額の総額が確認できる書類
- ② 先代経営者の死亡又は退任の前後の金銭消費貸借契約書などの借入条件が悪化したことなどが確認できる書類
- ③ 先代経営者の死亡又は退任の前後の残高証明書などの借入残高が減少したことが確認できる書類
- ④ 経緯書などの与信取引の拒絶がされたことが確認できる書類

(B)-6 申請者の代表者が申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産を分割したこと／申請者の代表者が有する申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること（第6号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① 申請者の代表者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、その債務の金額を記載してください。
- ② 申請者の代表者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、その遺留分減殺に係る価額弁償の金額を記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (4) 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。
遺産の分割により負担する債務の金額
(提出書類)
遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(5) 申請者の代表者が有する当該申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式又は事業用資産等の返済義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 申請者の代表者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、遺産の分割に係る和解契約書(遺産分割協議書)、審判書又は調停調書など負担することになった債務の金額が確認できる書類
- ② 申請者の代表者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解調書若しくは調停調書など価額弁償する資金の金額が確認できる書類

(B)-7 申請者の代表者が贈与により取得した当該申請者の株式等に係る贈与税を納付すること（第7号事由）

事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。

(B)-8 申請者の代表者が相続又は遺贈により取得した当該申請者の株式等に係る相続税を納付すること（第8号事由）

事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。

(B)-9 その他諸費用が生じたこと（第9号事由）

(1) 別紙2の記載要領

上記の第1号から第8号に掲げる事由に伴う諸費用又はこれら以外の事由による諸費用が生じており、その結果、事業活動の継続に支障が生じている場合には、諸費用の具体的な内容とその金額を記載してください。

なお、申請者が必要とする資金の場合には中小企業信用保険法の特例、申請者の代表者

個人が必要とする場合には株式会社日本政策金融公庫法等の特例をそれぞれ利用することができます。

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(2) 添付書類

上記の事由が生じていることを証する書類を添付してください。

第3節 経済産業大臣の認定（個人事業主編）

1. 認定の要件

中小企業者が個人事業主である場合には、先代経営者（他の個人事業主）の死亡又はその営んでいた事業の譲渡により事業承継をする際に施行規則第6条第6項各号に定められている事由に該当していることが認定を受けるための要件となります。具体的な内容は以下のとおりです。

一 当該中小企業者が、当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。

先代経営者が死亡又は退任したことにより、

- 相続に伴い後継者以外の相続人に事業用資産が分散した、
- 先代経営者と友好的であった者が事業用資産の売却を希望している、
- 従業員による親族外承継の場合に先代経営者から事業用資産などを譲り受ける、
といった事態が生じた場合に、後継者が経営の安定化のため、事業用資産を買い取る

必要があることです。

また、条文上の「事業用資産等」には、先述のとおり中小企業者に対する貸付金や未収金も含まれるため、

- 後継者に対する貸付金の弁済や未払だった給与の支払を急遽求められる、など債務を弁済する必要がある場合もこれに該当します。

二 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

後継者が、相続若しくは遺贈又は贈与により先代経営者から中小企業者の事業用資産等を取得したため、多額の相続税や贈与税の納税資金を必要していることです。

なお、「死因贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与）」の場合も相続税が課されることになりますので、「遺贈」に含めることにしています。

三 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年同期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれること。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、売上高等が減少することが見込まれることです。具体的な基準として、前年同期の3月間と比較して、同期中の売上高等が80%以下に落ち込むことが見込まれることとしています。

四 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、主な仕入先から申請者にとって不利益となる取引条件を設定されたことです。具体的には、申請者の仕入額の総額の20%以上の仕入額を占める仕入先から支払サイトを短縮されるなどの取引条件変更をされた場合などが該当します。

五 取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

経営者の交代により取引先金融機関からの信用力が低下したため、主な取引先金融機関からの借入れが困難になったことです。具体的には、申請者の借入金額の総額の20%以上の借入金額を占める取引先金融機関からの借入れにおいて、返済期間の短縮、貸付金利の上昇、借入金額の減少や与信取引の拒絶などをされるなど取引に支障が生じている場合が該当します。

六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があ

り、又は家事審判法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

イ 当該中小企業者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該中小企業者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ 当該中小企業者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

先代経営者の相続に関して、後継者を含む相続人間で、以下に掲げるいずれかを内容とする①判定の確定、②裁判上・裁判外の和解、③審判の確定、④調停の成立があつたことです。

イ 先代経営者からの相続にあたって、遺産に事業用資産が含まれる場合に、後継者がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと。

ロ 先代経営者からの相続にあたって、事業用資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得したことによって非後継者の遺留分を侵害したため遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者にこれらの資産を返還する代わりに金銭を支払うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

上記の一から六までの事由以外のもので、事業承継に際して事業活動の継続に支障が生じさせていると考えられることです。

2. 認定の申請手続

申請者が、施行規則第6条第6項各号に該当することについて経済産業大臣の認定を受けるためには、以下の申請が必要です（法第12条第1項第2号、第2項及び施行規則第7条第1項）。

また、該当する事由により、それぞれ記載内容と添付書類が異なります。次では、共通の記載内容及び添付書類を**共通事項**、事由ごとの記載内容及び添付書類を**事由別事項**としてまとめています。申請する場合には、該当する事由に関する解説を参照して、必要事項を申請書に記載し、必要書類を添付してください。

(A) 共通事項

(A)-1 認定申請書の記載要領

申請書は、次の様式を使用してください。

申請に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第 6

認定申請書

(施行規則第 6 条第 1 項第 7 号及び第 8 号以外の事由に該当する場合)

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定(同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号又は第 8 号の事由に係るものを除く。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事業内容
- 2 資本金の額又は出資の総額
- 3 常時使用する従業員の数

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請者が個人である場合、記名欄には郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載する。
- 4 次に掲げる書類を添付する。
 - (1) 申請書（別紙 1 及び 2 を含む。）の写し
 - (2) 施行規則第 7 条第 1 項各号に掲げる書類（同項の規定により提出すべきこととなるものに限る。）
 - (3) その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、法第12条第1項の認定要件を満たすことを示す。

1 経営の承継を行うこととなった原因

別紙1の該当する事項を記載する。

2 事業活動に支障を生じさせる事由

別紙2の該当する事項を記載する。

- ① 「1 主たる事業内容」には、認定申請日において営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣服等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。
- ② 「2 常時使用する従業員の数」には、認定申請日における申請者が常時使用する従業員の数を記載してください。

別紙1に「経営の承継を行うこととなった原因」について以下のとおり記載してください。

(別紙1)

経営の承継を行うこととなった原因

2 申請者が個人である場合は、下記の該当する事項を記載する。

- (1) 他の中小企業者である個人が死亡したこと。

氏名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等

- (2) 他の中小企業者が事業を譲渡した（する）こと。

氏名

事業を譲渡した（する）日

(提出書類)

他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書

- ① 原因が先代経営者の死亡であるときは、「他の中小企業者である個人が死亡したこと。」の欄に、先代経営者の氏名と死亡日（年月日）を記載してください。
- ② 原因が先代経営者から後継者に対する事業の譲渡であるときは、「他の中小企業者が事業を譲渡した（する）こと。」の欄に、先代経営者の氏名と事業の譲渡日（年月日）を記載してください。事業の譲渡日については、添付書類の事業の譲渡に関する契約書にある事業の譲渡日を記載してください。

なお、該当する項目のみを記載すればよく、それ以外の項目は記載する必要はありません。

せん。

(A)-2 認定申請書の添付書類

- ① 事由に関わらず、認定申請日における従業員数証明書、及び申請の際に後継者である個人事業主の財務状況が分かる資料として前年の会計帳簿及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類並びに事業内容を記載した書類を添付してください。
- ② 「経営の承継を行うこととなった原因」が先代経営者の死亡である場合には、①に加えて、その先代経営者の死亡したことを証する戸籍謄本等を添付してください。
- ③ 「経営の承継を行うこととなった原因」が先代経営者から後継者に対する事業の譲渡であるときは、①に加えて、事業の譲渡に関する契約書を添付してください。

(B) 事由別事項

別紙2に「事業活動の継続に支障を生じさせる事由」について以下のとおり記載してください。

(別紙2)

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

なお、申請者が個人事業主の場合は、法第13条に規定する「中小企業信用保険法の特例」のみが利用できます（株式会社日本政策金融公庫法等の特例については、従来から個人事業主は融資対象であるため、当該特例を利用しない場合であっても融資を受けることができます。）。

(B)-1 申請者が、当該者以外が有している事業用資産等を取得する必要があること（第1号事由）

施行規則第6条第6項第1号の事由に該当している場合です。

(1) 別紙2の記載要領

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の項目を記載することが必要です。該当する項目以外は記載する必要はありません。

- 取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
- 取得する動産の名称及び価格
- 弁済する貸付金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額
- 支払う未収金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の

事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
取得する動産の名称と価格
返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額
支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額
(提出書類)
1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類
2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(2) 添付書類

- ① 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）
事業用資産等が不動産である場合には、当該不動産を特定するために登記事項証明書を添付してください。
- ② 当該事業用資産等の価格を証する書類
取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。
 - 不動産の場合は、不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前年の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類
 - 動産の場合は、前年の計算書類の勘定科目明細書などその価格が確認できる書類
 - 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などのその金額が分かる書類
 - 未収金の場合は、前年の計算書類の勘定科目明細書などのその金額が分かる書類
- ③ 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類
取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。
 - 不動産の場合は、登記事項証明書
 - 動産の場合は、申請者との売買契約書などその売主であることが確認できる書類
 - 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などその債権者が確認できる書類
 - 未収金の場合は、計算書類の勘定科目明細書などをその債権者が確認できる書類

(B)-2 申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付すること（第2号事由）

(1) 別紙2の記載要領

申請者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(2) 申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税

又は贈与税の見込額を記載した書類

(2) 添付書類

申請者が税務署に提出を予定している相続税又は贈与税の申告書案などの相続税又は贈与税の見込額が確認できる書類を添付してください。

(B)-3 申請者の売上高等が減少することが見込まれること（第3号事由）

(1) 別紙2の記載要領

① (A)については、先代経営者の死亡又は後継者への事業譲渡後の3月間における売上高等の見込額を記載してください。なお、見込額については、その先代経営者の死亡等の後の売上高等の実績額などから推定してください。ただし、既にその先代経営者の死亡等から3月間経過している場合は、実績額を記載してください。

② (B)については、前年の同時期における3月間の売上高等を記載してください。

③ 売上高等の見込減少割合として、「 $100 - A / B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

他の個人である中小企業者が死亡又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における売上高等の合計の見込額 (A)

上記の前年の同時期における3月間の売上高等の合計 (B)

売上高等の見込減少割合 (%、 $100 - A / B \times 100$)

(提出書類)

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

(記載要領)

「売上高等の合計の見込額」については、他の個人である中小企業者の死亡又は

当該他の個人である退任した後3月以上経過している場合には、実績を記載する

(2) 添付書類

既に売上高等の実績額の把握が可能な月の月次の合計残高試算表などの先代経営者が死亡又は後継者への事業譲渡後の3月間の売上高等の見込額の推定の根拠となる資料を添付してください。

(B)-4 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと（第4号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① その仕入額が申請者の仕入額の総額のうちに占める割合が20%以上であり、仕入れに係る取引条件については申請者の不利益となる設定又は変更が行われている仕入先の名称及び所在地を記載してください。
- ② (A)については①の仕入先からの仕入額、(B)については申請者の仕入額の総額を記載してください。
- ③ また、「仕入先から仕入額の割合」として、「 $A/B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。
- ④ 「取引条件の設定又は変更内容」については、
 - 手形払いから現金払いへの変更
 - 支払期間の短縮
 - 仕入数量の制限
 - 仕入保証金の積立てなどの不利益となる取引条件の設定・変更の内容を具体的に記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額（A）

仕入額の総額（B）

仕入先からの仕入額の割合（%、 $A/B \times 100$ ）

取引条件の設定又は変更の内容

（提出書類）

仕入先からの仕入れに係る取引条件が不利益となる設定又は変更が行われたこ

とを証する書類

(記載要領)

「仕入先」については、「仕入先からの仕入額の割合」が20%以上の者は記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 仕入帳や仕入実績を取りまとめた一覧表などの仕入先からの仕入額や申請者の仕入額の総額について確認できる書類
- ② 仕入先から申請者に宛てた通知や依頼の書面などの取引条件の設定又は変更の内容について確認できる書類

(B)-5 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと（第5号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① その借入金額が申請者の借入金額の総額のうちに占める割合が20%以上であり、取引に係る支障が生じている取引先金融機関の名称及び所在地を記載してください。
- ② (A)については取引先金融機関からの借入額、(B)については借入金額の総額を記載してください。
- ③ また、「取引先金融機関から借入金額の割合」として、「 $A \div B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。
- ④ 「借入条件の悪化」については、
 - 金利引上げ
 - 返済方法につき期限一括から分割への変更
 - 反復借入時における貸出期間の短縮などの悪化内容を具体的に記載してください。
- ⑤ 「借入金額が減少した内容」については、先代経営者の死亡又は申請者への事業譲渡の前後の借入金額について減少した額などを記載してください。
- ⑥ 「与信取引が拒絶された内容」については、その経緯を記載してください。
- ⑦ 「その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容」については、④から⑥までに挙げた内容以外で取引に係る支障が生じた場合において、その内容をできる限り具体的に記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

取引先金融機関の名称及び所在地
取引先金融機関からの借入金額（A）
借入金額の総額（B）
取引先金融機関からの借入金額の割合（%、A／B×100）
借入条件が悪化した内容
借入金額が減少した内容
与信取引が拒絶された内容
その他金融機関との取引に支障が生じた内容
(提出書類)
取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類
(記載要領)
「取引先金融機関」については、「取引先金融機関からの借入額の割合」が20%以上の者は記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 前年の会計帳簿等の勘定科目明細や金融機関発行の借入債務の残高証明書などの取引先金融機関からの借入金額及び申請者の借入金額の総額が確認できる書類
- ② 先代経営者の死亡又は申請者への事業譲渡の前後の借入契約書などの借入条件が悪化したことが確認できる書類
- ③ 先代経営者の死亡又は申請者への事業譲渡の前後の残高証明書などの借入残高が減少したことが確認できる書類
- ④ 経緯書などの与信取引の拒絶がされたことが確認できる書類

(B)-6 申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産を分割したこと／申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること（第6号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① 申請者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、その債務の金額を記載してください。
- ② 申請者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、その遺留分減殺に係る価額弁償の金額を記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(6) 申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割したこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(7) 申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 申請者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、遺産の分割に係る和解契約書(遺産分割協議書)、審判書又は調停調書など負担することになった債務の金額が確認できる書類
- ② 申請者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解調書若しくは調停調書など価額弁償する資金の金額が確認できる書類

(B)-7 その他諸費用が生じたこと（第7号事由）

(1) 別紙2の記載要領

上記の第1号から第6号に掲げる事由に伴う諸費用又はこれら以外の事由による諸費用が生じており、その結果、事業活動の継続に支障が生じている場合には、諸費用の具体的な内容とその金額を記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(8) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(2) 添付書類

上記の事由が生じていることを証する書類を添付してください。

第4節 認定事由と添付書類の対応関係

上記の認定事由と添付書類の対応関係を整理すると下表のようになります。

(A) 共通事項

申請者	添付書類	原因	添付書類
会社	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数証明書 [第8号] ・登記事項証明書 [第9号イ] ・定款の写し [第9号ロ] ・貸借対照表、損益計算書、事業報告書など [第9号ハ] ・誓約書（上場会社等） [第9号] 	死亡	・戸籍謄本等 [第1号]
		退任	・なし（登記事項証明書 [第9号イ] で退任の事実を確認）
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数証明書 [第8号] ・会計帳簿、貸借対照表等 [第10号イ] 	死亡	・戸籍謄本等 [第1号]
		退任	・事業譲渡契約書 [第10号ハ]

(B) 事由別事項

資金が必要な者	資金使途	該当事由	添付書類	利用できる特例
会社	・株式買取資金	第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・株主名簿の写し [第9号ニ] ・株式等の価格を証する書類 [第9号ヘ] 	信用保険特例
	・事業用資産等買取資金（債務の返済を含む。）	第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の場合には登記事項証明書 [第2号] ・事業用資産等（債務を含む。）の価格を証する書類 [第2号] ・申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類 [第9号ト] 	
	・売上高等減少時の運転資金	第3号	・売上高等の減少が見込まれることを証する書類 [第5	

			号]	
	・取引条件悪化時の運転資金	第4号	・不利益な仕入条件設定・変更を証する書類〔第6号〕	
	・借入条件悪化時の運転資金	第5号	・取引先金融機関との取引に係る支障発生を証する書類〔第7号〕	
代表者	・株式等買取資金	第1号	・株主名簿の写し〔第9号ニ〕 ・株式等の価格を証する書類〔第9号ヘ〕	政策公庫特例
	・事業用資産等買取資金（債務の返済を含む。）	第1号	・不動産の場合には登記事項証明書〔第2号〕 ・事業用資産等（債務を含む。）の価格を証する書類〔第2号〕 ・申請者又はその代表者以外の者が申請者の事業用資産等を有していることを証する書類〔第10号口〕	
	・相続税又は贈与税の納税資金	第2号	・相続税又は贈与税の見込額を記載した書類〔第3号〕	
	・遺産分割又は遺留減殺請求の対応資金	第6号	・遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書〔第4号〕 ・価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書〔第4号〕	
個人事業主	・事業用資産等買取（債務の返済を含む。）	第1号	・不動産の場合には登記事項証明書〔第2号〕 ・事業用資産等（債務を含む。）の価格を証する書類〔第2号〕 ・申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有して	信用保険特例

		いることを証する書類〔第10号口〕
・相続税又は贈与税の納税資金	第2号	・相続税又は贈与税の見込額を記載した書類〔第3号〕
・売上高減少時の運転資金	第3号	・売上高等の減少が見込まれることを証する書類〔第5号〕
・取引条件悪化時の運転資金	第4号	・不利益な仕入条件設定・変更を証する書類〔第6号〕
・借入条件悪化時の運転資金	第5号	・取引先金融機関との取引に係る支障発生を証する書類〔第7号〕
・遺産分割又は遺留減殺請求の対応資金	第6号	・遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書〔第4号〕 ・価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書〔第4号〕

第5節 認定の通知

経済産業大臣は、認定をした際には、申請者に対して認定書を交付します。認定の有効期限は認定を受けた日（認定書の日付）の翌日から起算して1年を経過する日となります。

融資の申込みの際に、当該認定書の写しを金融機関等に提出してください。

なお、認定とは別に金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。認定を受けた場合でも信用保証や融資を受けられないときがありますのでご注意ください。

第6節 認定の取消し

第9条 経済産業大臣は、法第12条第1項の認定（第6条第1項第7号及び第8号の事由に係るものを除く。）を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

認定を受けた後、以下の場合に該当することが判明したときには認定が取り消されるこ

とになりますので、ご注意ください。

一 当該認定中小企業者が会社である場合にあっては、当該認定中小企業者の当該認定の申請に係る代表者が退任したこと。

認定を受けた中小企業者（会社）の後継者がその中小企業者の代表者を退任した場合には、認定が取り消されることになります。

二 当該認定中小企業者が個人である場合にあっては、当該認定中小企業者が事業の全部を廃止又は譲渡したこと。

認定を受けた個人事業主（後継者）がその事業の全部を廃止又は譲渡した場合には、認定が取り消されることになります。

三 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

偽りその他不正の手段により認定を受けていた場合には、認定が取り消されることになります。

四 当該認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

認定を受けた中小企業者が自ら認定取消しの申請を行う場合には、認定が取り消されることになります。

第4章 事業承継税制のベースとなる要件について

第1節 事業承継税制のポイント

「所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号。以下「所得税法等改正法」)」の施行(平成21年4月1日)により、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)が改正され、事業承継税制が大幅に拡充されました。具体的には、非上場株式等に係る相続税の軽減措置が、従来の10%減額から80%納税猶予へと大幅に拡充されるとともに、新たに非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度が創設されました。

相続税の納税猶予制度については、後継者が相続又は遺贈により取得した株式等(ただし、相続開始前から後継者が既に保有していた完全議決権株式等を含めて当該中小企業の発行済完全議決権株式等の総数の3分の2が上限)に係る相続税の80%が納税猶予されます(租税特別措置法第70条の7の2第1項)。本制度の適用を受けるためには、経営承継法に基づく経済産業大臣の「認定」を受け、5年間は雇用確保を始めとする事業継続要件を満たす必要があります。また、その後も、基本的には、後継者が対象株式等を継続保有することが求められ、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます(ただし、5年間は、対象株式等を一部でも譲渡すれば、全猶予税額の納期限が到来するのに対して、5年経過後は、譲渡した株式等の割合に応じて猶予税額の納期限が到来します。)。なお、この相続税が免除される場合には、後継者が「次の後継者」に株式等を贈与して当該「次の後継者」が贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合が含まれます¹⁶。

他方、贈与税の納税猶予制度については、後継者が贈与により取得した株式等(ただし、贈与前から後継者が既に保有していた完全議決権株式を含めて当該中小企業の発行済完全議決権株式等の総数の3分の2が適用の上限)に係る贈与税の100%が納税猶予されます(租税特別措置法第70条の7第1項)。本制度においても、相続税の納税猶予制度と同様、経済産業大臣の「認定」を受けた上で5年間の事業継続要件を満たす必要があり、その後も基本的には対象株式等の継続保有が求められます。また、後継者が死亡等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。

ただし、相続税の納税猶予制度の場合とは異なり、猶予された贈与税が免除される場合には、先代経営者(=贈与者)が死亡した場合が含まれます¹⁷。この場合には、贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等は先代経営者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます(贈与時の価額を基礎として計算された価額により相続

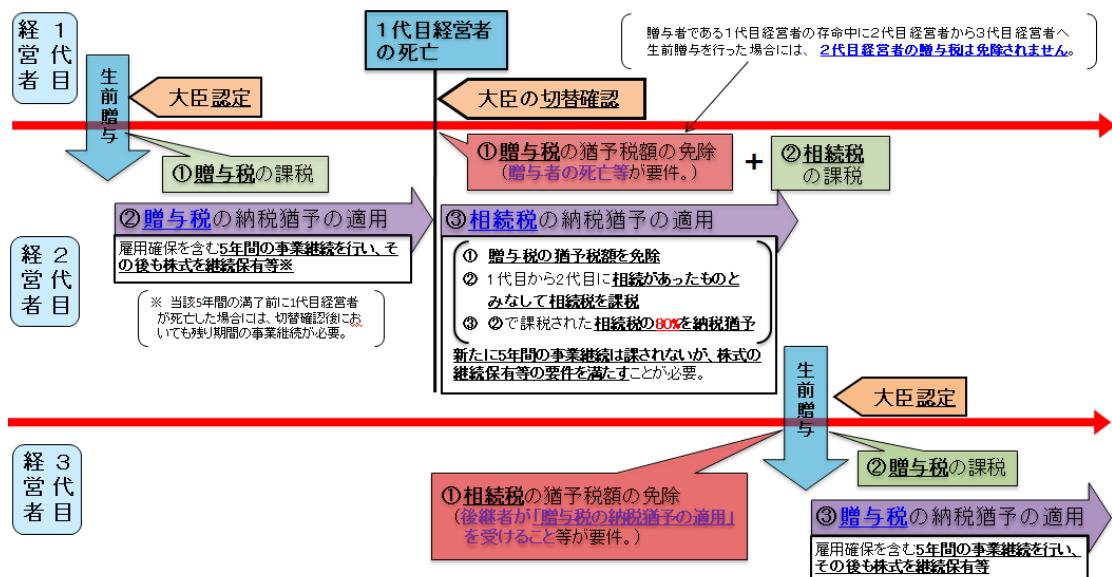
¹⁶ 免除要件については、租税特別措置法第70条の7の2第16項及び第17項参照。死亡及び「次の後継者」への贈与以外で免除される場合は以下のとおり。ただし、直前5年間において後継者と生計を一にする者に支払われた配当等に相当する額の納税は求められます。

① 会社が破産又は特別清算した場合
② 対象株式の時価が猶予税額を下回る中、事業継続のため、当該株式を第三者へ譲渡した場合(ただし時価を超える猶予税額部分のみを免除)

¹⁷ 免除要件については、租税特別措置法第70条の7第16項及び第17項参照。

税を計算) (租税特別措置法第70条の7の3第1項)。その際、相続又は遺贈により取得したものとみなされた株式等については、経済産業大臣の「確認」を受けることで、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度の適用の対象となります(租税特別措置法第70条の7の4第1項)。つまり、贈与税の納税猶予の適用を受けている間に先代経営者が死亡した場合には、贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予へと切り替えて適用を受けることで、納税猶予を継続することができる仕組みとなっています。

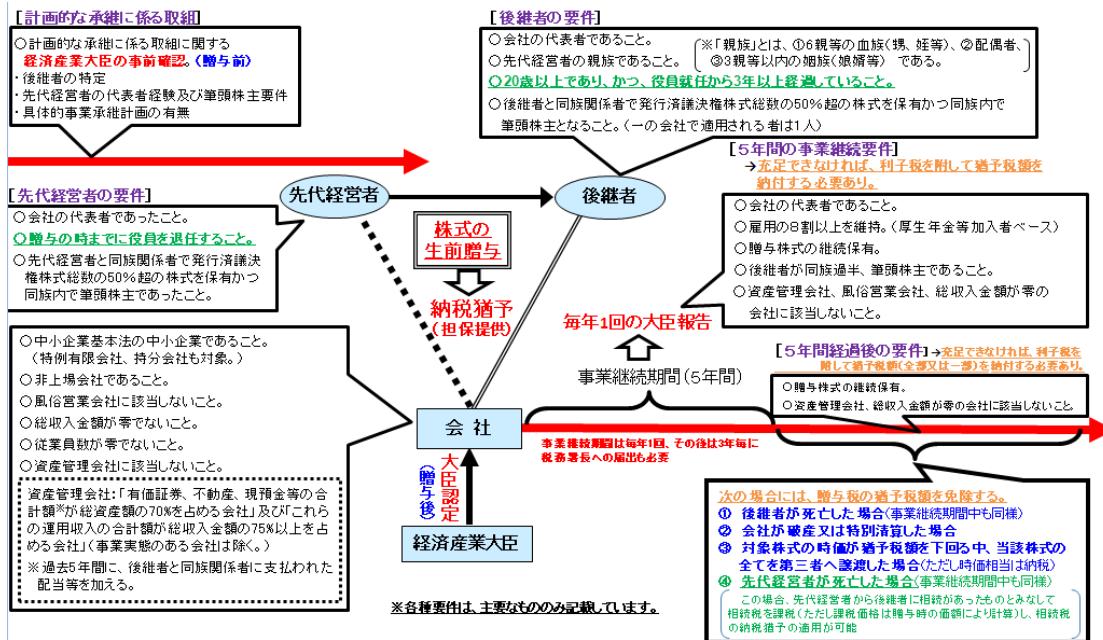
以上のとおり、今般創設された事業承継税制では、相続税及び贈与税の納税猶予制度を組み合わせて活用することで、相続のみならず生前贈与による株式の承継に伴う税負担を軽減することができ、また、将来にわたって、円滑な事業承継が可能となります(下図参照)。



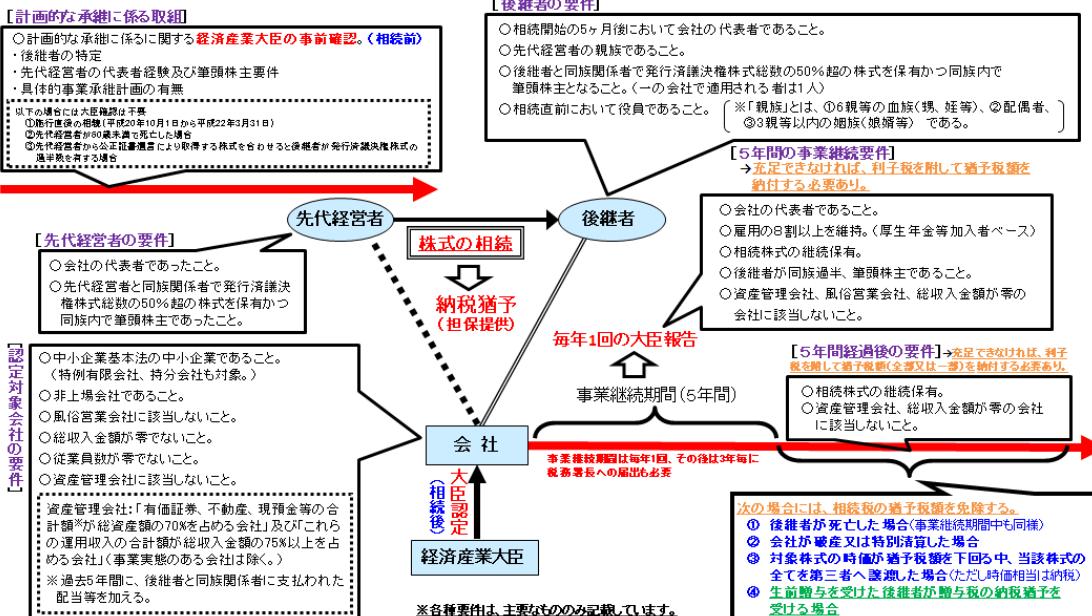
<参考> 事業承継税制のベースとなる要件に係る認定の全体像

事業承継税制のベースとなる要件の全体像です。各手続及び要件の詳細については後述の解説をご参照ください。

1. 贈与税の納税猶予の場合



2. 相続税の納税猶予の場合



第2節 経済産業大臣の認定

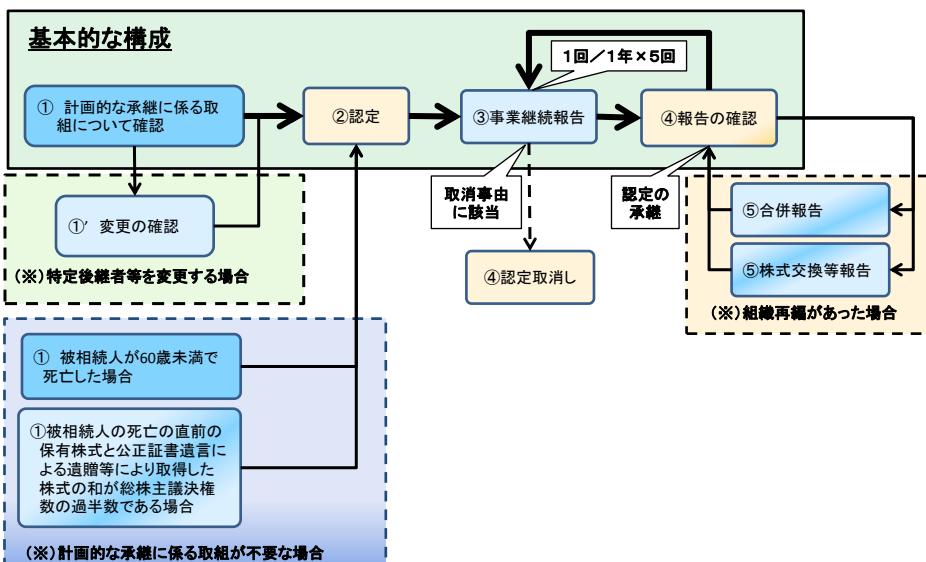
1. 認定について

当該認定については、関連する複数の手続きがあります。

基本的な手続きの構成は、①計画的な承継に係る取組についての確認（贈与又は相続の前）、②認定（贈与又は相続開始の時）、③事業継続報告（贈与又は相続の後。5年間毎年1回。）です。

なお、③の事業継続期間中に他社に吸収合併された場合などにも一定の要件の下で合併先の会社に認定を承継することができます。各手続きの詳細については、後述の解説をご参照ください。

(参考)事業承継税制のベースとなる要件の認定の流れの模式図



1

2. 認定の要件

当該認定を受けるためには、申請者である中小企業者は、上場会社等以外の会社であることが必要です（法第12条第1項第1号）。

それ以外の要件については、贈与の場合及び相続・遺贈の場合毎に施行規則が詳細に規定しており、その内容は次のとおりです。

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定》（施行規則第6条第1項第7号）

七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

贈与税の納税猶予制度の適用を受けようとする後継者は、贈与の時以後、大臣認定の時まで、中小企業者の代表者であり、贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれることが認定の要件となります。ただし、施行規則第6条第1項第7号に掲げるいずれにも該当する必要があります。

イ 当該贈与の時以後において、上場会社等（金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に上場若しくは登録の申請がされている株式又は金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に所在する若しくは備えられるものに上場若しくは登録若しくはこれらの申請がされている株式若しくは持分に係る会社を含む。以下この項において同じ。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社（以下「風俗営業会社」という。）のいずれにも該当しないこと。

認定を受けようとする中小企業者は、上場会社等又は風俗営業会社に該当していないことが必要です。

上場会社等については第1章第2節7を参照してください。「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を営む会社です。なお、バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、本号イの要件を満たします。

ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

施行規則第1条第12項において、下記のような資産の保有状況にある会社を「資産保有型会社」と定義しています。認定を受けようとする中小企業者は、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、「資産保有型会社」に該当しないことが必要です。

資産保有型会社の定義（施行規則第1条第12項）

第1条

12 この省令において「資産保有型会社」とは、一日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上である会社をいう。

- 一 当該一日における当該会社の資産の帳簿価額の総額
- 二 当該一日における次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額

- イ 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「有価証券」という。）であって、当該会社の特別子会社（資産の帳簿価額の総額に対する有価証券（当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分を除く。）及び口から木までに掲げる資産（イにおいて「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上である会社（第六条第二項において「資産保有型子会社」という。）又は当該一日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社（同項において「資産運用型子会社」という。）以外の会社に限る。）の株式又は持分以外のもの
- ロ 当該会社が現に自ら使用していない不動産（不動産の一部分につき現に自ら使用していない場合には、当該一部分に限る。）
- ハ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）
- ニ 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）
- ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）
- (1) 経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの経営承継受贈者をいう。次号において同じ。）又は経営承継相続人（同項第八号トの経営承継相続人をいう。次号において同じ。）
 - (2) (1)に掲げる者の関係者のうち、第九項第六号中「会社」とあるのを「会社（外国会社を含む。）」と読み替えた場合における同項各号に掲げる者
- ミ 次に掲げる期間において、当該会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人及びこれらの者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等（株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下同じ。）及び給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。第九条第二項第二十一号において同じ。）のうち法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるものの金額
- イ 当該会社の代表者が経営承継受贈者である場合にあっては、当該一日以前の五年間（経営承継贈与者（第六条第一項第八号ト（7）の経営承継贈与者をいう。）からの贈与の日前の期間を除く。）
- ロ 当該会社の代表者が経営承継相続人である場合にあっては、当該一日以前の五年間（当該経営承継相続人の被相続人の相続の開始の日前の期間を除く。）

特定資産の帳簿価額の合計額 (+本人及び同族関係者に支払われた配当及び損金不算入役員給与)	$\geq 70\%$
資産の帳簿価額の総額 (+本人及び同族関係者に支払われた配当及び損金不算入役員給与)	

資産保有型会社の判定は上記算式により行います。

なお、上記計算式による特定資産の帳簿価額の合計額の割合が 70%以上となる場合であっても、事業実態等がある会社として一定の場合には、資産保有型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第 6 条第 2 項）。この点については、後述します。

また、資産の帳簿価額の総額及び特定資産の帳簿価額の合計額の算定に際しては、以下の点に留意が必要です。

【資産の帳簿価額の総額・特定資産の帳簿価額の合計額】

- 1、貸借対照表に計上されている帳簿価額により算定する。
- 2、但し、減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額であり、取得価額ではないことに留意する。
- 3、貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額・特定資産の帳簿価額の合計額から控除しないことに留意する。

（1）特定資産（施行規則第 1 条第 12 項第 2 号）

① 有価証券等

国債証券、地方債証券、株券その他の金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定する有価証券と他の持分会社の持分です。ただし、申請者である中小企業者の特別子会社の株式又は持分は、当該特別子会社が「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しない場合に限って、「有価証券及び持分」から除外されます。

なお、下記算式による特別特定資産の割合が 70%以上となり、又は特別特定資産の運用収入の割合が 75%以上となる場合であっても、一定の場合には、「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しないものとみなされます（施行規則第 6 条第 2 項）。この点については、後述します。

【資産保有型子会社】

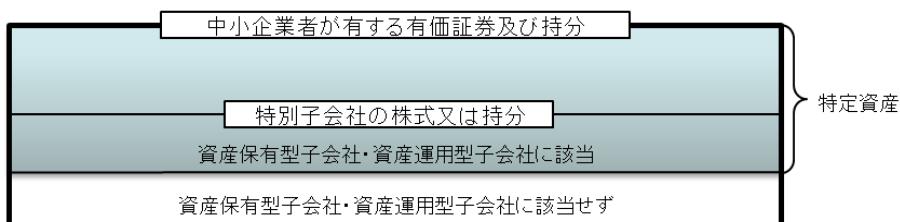
$$\frac{\text{特別特定資産}}{\text{資産の帳簿価額の合計額}} \geq 70\%$$

【資産運用型子会社】

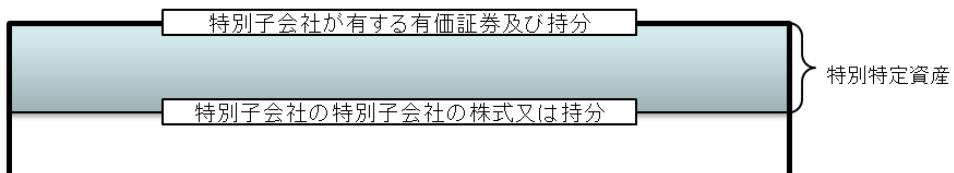
$$\frac{\text{特別特定資産の運用収入}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

※特別子会社が資産保有型子会社・資産運用型子会社に該当するか否かを判定するに当たっては、当該特別子会社に特別子会社がある場合、当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分は、その資産状況や収入状況を問わず、すべて「特別特定資産」から除外されます。

申請者である中小企業者の「特定資産」のうち「有価証券及び持分」は、下図のとおりです。



申請者である中小企業者の特別子会社の「特別特定資産」のうち「有価証券及び持分」は、下図のとおりです。



② 現に自ら使用していない不動産

申請者が所有している不動産のうち、現に自ら使用していないものです。不動産の定義については、第1章第2節8を参照して下さい。遊休不動産が典型例ですが、販売用として保有する不動産や第三者に賃貸している不動産についてもこれに該当しますので、申請者自身が自らの事務所や工場として使用している不動産以外のものすべてが該当することになります。また、従業員用社宅は「自己使用」に該当し、役員用住宅は「第三者に賃貸」に該当します。

また、一棟の建物のうちに現に自ら使用する部分とそれ以外の部分とがある場合には、一棟の建物の価額を床面積割合その他合理的と認められる割合により按分した価額をも

ってそれぞれの部分の価額を認識します。

なお、不動産賃貸業を主たる事業とする会社が形式上資産保有型会社に該当する場合があり得ますが、施行規則第6条第2項に掲げる要件に該当すれば、資産保有型会社に該当しないものとみなされます。

③ ゴルフ会員権等

ゴルフ会員権、スポーツクラブ会員権、リゾート会員権などです。ただし、ゴルフ会員権等の販売業者が販売目的で所有しているものは、除外されます。

④ 絵画、貴金属等

絵画、彫刻、工芸品、陶磁器、骨董品などの文化的動産、金、銀などの貴金属、ダイヤモンドなどの宝石です。ただし、これらの資産の販売業者（画廊、骨董品店、宝石店等）が販売目的で所有しているものは、除外されます。

⑤ 現預金その他これらに類する資産

申請者が有する現金や預貯金その他これらに類する資産であり、現金や預貯金と同視し得る保険積立金なども原則としてこれに該当します。

また、申請者の代表者やその同族関係者に対する貸付金や未収金その他これらに類する資産も含まれるものとし、これらの者に対する預け金や差入保証金なども原則としてこれに該当します。

なお、上記同族関係者の範囲には「同族関係にある外国会社」が含まれます。

注）「同族関係にある外国会社」とは、代表者、代表者の親族、代表者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者等に総株主議決権数の過半数を保有される外国会社のことをいいます。

（2）配当、損金不算入役員給与（施行規則第1条第12項第3号）

申請者の代表者やその同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等や法人税法上、損金不算入となる給与については、特定資産に加算して、資産保有型会社の判定をします。

この給与とは、当該申請者の役員又は使用人として受ける給与であり、通常の現金による給与の他に、例えば債務免除や債務引受け、渡切交際費などによる経済的利益のうち実質的に給与の支給を受けたのと同様の経済的効果をもたらすと考えられるものも含まれます。

従って、明らかに株主等としての地位に基づき受ける配当等や優待、香典や見舞金等でその受給者の社会的地位等に照らし社会通念上相当と認められるものは含まれませ

ん。加算の対象期間は、基本的には判定の日以前の5年間とされていますが、贈与税の納税猶予制度の適用に係る贈与の日又は相続税の納税猶予制度の適用に係る相続開始の日前の期間において支払われたものは含まれません。

【贈与の日又は相続開始の日前の期間において支払われたものが不明な場合】

贈与の日又は相続開始の日前の期間において支払われた配当等や給与等については本規定は適用されませんが、法人税法上損金の額に算入されないこととなる給与等でその支払日が特定できない部分がある場合にあっては、その特定できない部分の金額についてはその事業年度の日数を下記①と②の日数により按分した金額をもって贈与の日又は相続開始の日前の期間に支払われた金額を算定します。

- ① その事業年度開始の日から当該贈与の日又は相続開始の日の前日までの日数
- ② 当該贈与の日又は相続開始の日からその事業年度終了の日までの日数
(1円未満の端数は切り捨て。)

※ 支払日が特定できない部分がある場合とは、例えば法人税法第34条第2項又は第36条の規定によりその事業年度中に支払われた給与の総額のうちに不相当に高額な部分として損金の額に算入されなかった金額があり、その損金の額に算入されなかった金額の発生源泉である給与等の支払日が特定できない場合などが該当します。

※ 申請又は報告の期限において、資産保有型会社の判定の対象となる基準事業年度に係る損金不算入となる給与等が申告期限未到来により未だ判明していない場合にあっては、当該申請又は報告においては当該判明していない損金不算入となる給与等については考慮不要ですが、次年度の報告の期限までに新たに判明した金額があるときは、当該次年度の報告において当該金額は考慮する必要があります。

また、組織再編があった場合における判定の日以前5年間に支払われた剰余金の配当等や法人税法上、損金不算入となる給与等の算定上、旧会社において支払われたものは考慮する必要はありません。(下記表参照)

(組織変更(合同会社→株式会社など)、種類変更(合名会社→合資会社など)の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。)

組織再編	申請者	旧会社
吸收合併	吸收合併存続会社	吸收合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

ハ 贈与認定申請基準事業年度(当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から贈与認定申請基準日(次に掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。) の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。) においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

- (1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合 ((3) に規定する場合を除く。) 当該十月十五日
- (2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日
- (3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の経営承継受贈者(トに規定する経営承継受贈者をいう。) 又は経営承継贈与者(当該経営承継受贈者に係る贈与者をいう。) の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

施行規則第1条第13項において、下記のような資産の運用状況にある会社を「資産運用型会社」と定義しています。認定を受けようとする中小企業者は、贈与認定申請基準事業年度¹⁸において、「資産運用型会社」に該当しないことが必要です。

資産運用型会社の定義（施行規則第1条第13項）

第1条

- 13 この省令において「資産運用型会社」とは、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社をいう。

$$\frac{\text{特定資産の運用収入}}{\text{総収入金額【売上高+営業外利益+特別利益】}} \geq 75\%$$

資産運用型会社の判定は上記式により行います。

総収入金額は、損益計算書上の売上高、営業外利益及び特別利益（資産の譲渡によるものについては、当該資産の譲渡価額に置き換えてください。）の合計額です。また、特定資産の運用収入には、特定資産である株券の発行会社からの配当金、受取利息、受取家賃や特定資産の譲渡（譲渡価額そのものが運用収入となります。）などが含まれます。

なお、上記計算式による特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合であっても、一定の場合には、資産運用型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第6条第2項）。この点については、後述します。

二 贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

¹⁸ 贈与認定申請基準事業年度とは、下記①と②のすべての事業年度を言います。

- ① 贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度
② 「贈与の日の属する事業年度」から「贈与認定申請基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」までの期間における各事業年度

贈与認定申請基準事業年度における損益計算書上の総収入金額が零の場合には、認定を受けることができません。

ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

申請者が下記①②の双方に該当する場合にあっては 5 人以上、その他の場合にあっては 1 人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

- ① 申請者の特別子会社が外国会社に該当すること。
- ② 申請者又はその支配関係法人が、その特別子会社の株式又は持分を有すること。

施行規則第 1 条第 14 項において、下記のような関係を「支配関係」と定義しています。

支配関係の定義（施行規則第 1 条第 14 項）

第 1 条

14 この省令において「支配関係」とは、一の者が他の法人の発行済み株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該一の者と当該他の法人との関係をいう。

つまり、支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の 50% 超を直接又は間接に保有される法人をいいます。

また、直接又は間接に保有する関係とは、次の関係をいいます。

- (i) 一の者が他の法人の発行済株式又は持分の 50% 超を保有する場合における当該一の者と当該他の法人との間の関係（「直接支配関係」といいます。）とする。
- (ii) この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある 1 以上の他の法人（又は当該一の者との間に直接支配関係がある 1 以上の他の法人）がその他の法人の発行済株式又は持分の 50% 超を保有するときは、当該一の者は当該その他の法人の発行済株式又は持分の 50% 超を保有するものとみなす。

なお、従業員としての身分も有する役員（いわゆる使用者兼務役員）も、常時使用する従業員の数に含まれますが、当該役員が従業員としての身分を有することを証する書類（第 1 章第 2 節 6 を参照して下さい。）の提出が必要です。

ヘ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社（第一条第九項第一号中「の親族」とあるのを「と生計を一にする親族」と読み替えた場合における同条

第十項に規定する当該他の会社をいう。以下同じ。) が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

贈与の時以後認定を受けるまでの間において、申請者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当する場合には、認定を受けることができません。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。なお、認定取得後において特定特別子会社が風俗営業会社に該当することとなった場合には、施行規則第9条第2項第15号により認定が取り消されます。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔参考〕「生計を一にするの意義」（所得税法基本通達2-47）

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（以下「経営承継受贈者」という。）であること。

申請者の代表者が「経営承継受贈者」であることが、認定の要件となります。「経営承継受贈者」とは、次の(1)から(8)のすべてに該当する者です。

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も

下回らない者であること。

贈与により申請者の株式等を取得した代表者であって、贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有している者です。なお、代表者であっても、定款その他の規定により代表権を制限¹⁹されている場合には、認定を受けることができません。

(2) 当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者の親族であること。

申請者の代表者が贈与の時において贈与者の親族でない場合には、認定を受けることができません。

(3) 当該贈与の日において、二十歳以上であること。

申請者の代表者が贈与の日において 20 歳以上でない場合には、認定を受けることができません。

(4) 当該贈与の直前において第十六条第一項の確認（第十七条第一項又は第二項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この号及び次号において同じ。）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者（第十五条第三号の特定後継者をいう。次号において同じ。）であり、かつ、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員（会社法第三百二十九条第一項に規定する役員をいい、当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）であること。

贈与の直前において施行規則第 16 条第 1 項による経済産業大臣の確認を受ける際に定めた「特定後継者」であり、かつ、当該贈与の日まで引き続き 3 年以上に渡り継続して申請者の役員であった者です。当該確認を受けた際に申請者の役員でなかった場合には、当該贈与の日の 3 年前までに役員に就任しておく必要があります。また、贈与の日前 3 年の間に役員でない期間がある場合には、役員であった期間がトータルで 3 年を超えていたとしてもこの要件を満たすことはできません。

なお、組織再編があった場合における特定後継者が申請者の役員であった期間の算定上、旧会社の役員であった期間は通算されません。（下記表参照）

（組織変更（合同会社→株式会社など）、種類変更（合名会社→合資会社など）の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。）

¹⁹ 代表権の制限の例としては、「複数の代表者が共同して会社を代表すべき旨」や「経営承継受贈者は手形を振り出してはならない旨」などが考えられます。

組織再編	申請者	旧会社
吸收合併	吸收合併存続会社	吸收合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

また、設立後 3 年未満の新設会社の場合にあっては、当該要件を充足することはできないため、ご注意下さい。

「役員」は、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を意味し（会社法第 329 条第 1 項）、持分会社の場合には業務を執行する社員を意味します²⁰。

(5) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸收合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸收合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）の株式等（同法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等（同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）の株式等（同法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

代表者は、贈与により取得した当該中小企業者の株式等のうち納税猶予の対象とする部分のすべてを所有し続けていることが必要です。

(6) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者（第十五条第四号の特定代表者をいう。次号において同じ。）であること。

贈与の直前において贈与者が施行規則第 16 条第 1 項による経済産業大臣の確認を受けた際に定めた特定代表者であることです。

²⁰ 定款に業務を執行する社員について別段の定めがなければ、すべての社員が「業務を執行する社員」となります（会社法第 590 条第 1 項）。

(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者が、当該贈与の直前において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

贈与者が、贈与の直前において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（経営承継受贈者を除く。）の中で最も多くの議決権を有している者であることです。

(8) 当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の役員でないこと。

贈与の時において、贈与者は中小企業者の役員を退任している必要があります。

チ 当該贈与が、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与であること。

(1) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合 当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

当該贈与の直前において、贈与者の保有株式等の数が、当該中小企業者の発行株式等の数の3分の2から受贈者の保有株式等の数を控除した残数以上の場合は、当該残数以上の贈与が必要です。

一方、それ以外の場合は、贈与者は保有株式等のすべての贈与が必要です。

なお、ここで言う「株式等」については、完全議決権株式等に限定されています（すなわち、完全無議決権株式等のみならず、一部の議決権が制限されている株式等も除外されています。）

リ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある

種類の株式を発行している場合にあっては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式とは、いわゆる「拒否権付株式（＝黄金株）」です。拒否権付株式を発行している場合には、経営承継受贈者以外の者が有していないことが、認定を受けるための要件となります。

ヌ 贈与認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回らないこと。

贈与認定申請基準日における常時使用する従業員の数が、贈与の時の80%を下回っている場合には、認定を受けることはできません。

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定》（施行規則第6条第1項第8号）

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

相続税の納税猶予制度の適用を受けようとする後継者は、相続開始の日の翌日から5月を経過する日以後、大臣認定の時まで、中小企業者の代表者であり、相続又は遺贈（死因贈与を含む。）により当該中小企業者の株式等を取得し、相続税を納付することが見込まれることが必要です。ただし、施行規則第6条第1項第8号に掲げるいずれにも該当する必要があります。

なお、認定申請書を提出する時までに遺産分割が完了していない株式等は対象外となります。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

認定を受けようとする中小企業者は、上場会社等又は風俗営業会社に該当していないことが必要です。

- 当該相続の開始日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

認定を受けようとする中小企業者は、相続開始日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、「資産保有型会社」に該当しないことが必要です。

なお、贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定と同様、事業実態等がある会社として一定の場合には、資産保有型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第6条第2項）。この点については、後述します。

- ハ 相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始日の属する事業年度から相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

認定を受けようとする中小企業者は、相続認定申請基準事業年度²¹において、「資産運用型会社」に該当しないことが必要です。

なお、贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定と同様、事業実態等がある会社として一定の場合には、資産運用型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第6条第2項）。この点については、後述します。

二 相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

相続認定申請基準事業年度における損益計算書上の総収入金額が零の場合には、認定を受けることができません。

- ホ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

申請者が下記①②の双方に該当する場合にあっては5人以上、その他の場合にあっては1人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

- ① 申請者の特別子会社が外国会社に該当すること。
- ② 申請者又はその支配関係法人が、その特別子会社の株式又は持分を有すること。

²¹相続認定申請基準事業年度とは、下記①と②のすべての事業年度を言います。

① 相続開始日の属する事業年度の直前の事業年度

② 「相続開始日の属する事業年度」から「相続認定申請基準日（相続開始の日から5月を経過する日）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」までの期間における各事業年度

施行規則第1条第14項において、下記のような関係を「支配関係」と定義しています。

支配関係の定義（施行規則第1条第14項）

第1条

14 この省令において「支配関係」とは、一の者が他の法人の発行済み株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該一の者と当該他の法人との関係をいう。

つまり、支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の50%超を直接又は間接に保有される法人をいいます。

また、直接又は間接に保有する関係とは、次の関係をいいます。

- (i) 一の者が他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有する場合における当該一の者と当該他の法人との間の関係（「直接支配関係」といいます。）とする。
- (ii) この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1以上の他の法人（又は当該一の者との間に直接支配関係がある1以上の他の法人）がその他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するときは、当該一の者は当該その他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するものとみなす。

なお、従業員としての身分も有する役員（いわゆる使用人兼務役員）も、常時使用する従業員の数に含まれますが、当該役員が従業員としての身分を有することを証する書類（第1章第2節6を参照して下さい。）の提出が必要です。

へ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

相続開始の時以後認定を受けるまでの間において、申請者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当する場合には認定を受けることができません。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。なお、認定取得後において特定特別子会社が風俗営業会社に該当することとなった場合には、施行規則第9条第3項第15号により認定が取り消されます。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔参考〕「生計を一にするの意義」（所得税法基本通達2-47）

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをい

うものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（以下「経営承継相続人」という。）であること。

申請者の代表者が「経営承継相続人」であることが、認定の要件となります。「経営承継相続人」とは、次の(1)から(7)のすべてに該当する者です。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

相続又は遺贈により申請者の株式等を取得した代表者であって、相続の開始の時において当該代表者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有している者です。

なお、代表者であっても、定款その他の規定により代表権を制限²²されている場合には、認定を受けることができません。

(2) 当該相続の開始の直前において、当該被相続人の親族であったこと。

申請者の代表者が相続の開始の直前において被相続人の親族でない場合には、認定を受けることができません。

(3) 当該相続の開始の直前において第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者

²² 代表権の制限の例としては、「複数の代表者が共同して会社を代表すべき旨」や「経営承継相続人は手形を振り出してもならない旨」などが考えられます。

の当該確認に係る特定後継者であり、かつ、当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。）。

相続開始の直前において施行規則第16条第1項による経済産業大臣の確認を受ける際に定めた「特定後継者」であり、かつ、当該相続の開始の直前において申請者の役員であった者です。当該確認を受けた際に申請者の役員でなかった場合には、被相続人の死亡の直前までに役員に就任しておく必要があります。

ただし、次の(i)から(iii)のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません。

「役員」とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を意味し（会社法第329条第1項）、持分会社の場合には業務を執行する社員を意味します²³。

(i) 当該代表者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。）の被相続人（代表者であった時において、その同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつたことがある被相続人に限る。（ii）及び（5）(ii)において同じ。）が六十歳未満で死亡した場合（当該代表者以外の者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。）

次の2つの要件を満たす場合です。

① 代表者（2人以上あるときは、そのうち当該中小企業者が定めた1人に限る。）の被相続人が、代表者であった期間のいずれかの時点で、その同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有していたことがあります。

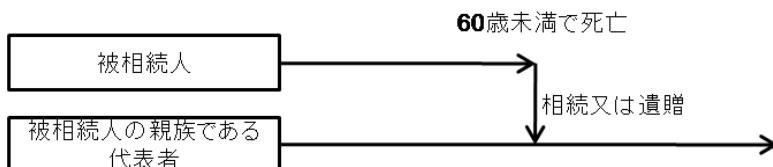
なお、組織再編があった場合における被相続人が申請者の代表者であった時期の認識上、旧会社の代表者であった時期は考慮されません。（下記表参照）

（組織変更（合同会社→株式会社など）、種類変更（合名会社→合資会社など）の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。）

組織再編	申請者	旧会社
吸收合併	吸收合併存続会社	吸收合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

²³ 定款に業務を執行する社員について別段の定めがなければ、すべての社員が「業務を執行する社員」となります（会社法第590条第1項）。

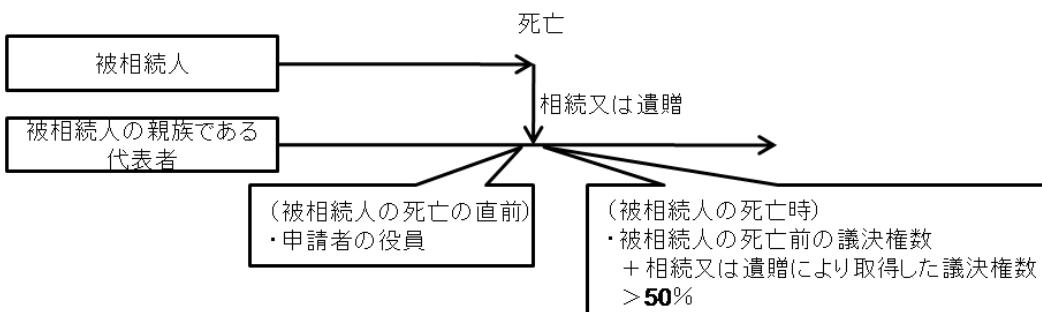
- ② 当該被相続人が 60 歳未満で死亡したこと。



(ii) 当該代表者が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であった場合であって、当該代表者の被相続人の相続の開始の直前において当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続（公正証書による遺言によって当該株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る。）又は遺贈（公正証書による遺言によって特定の名義で行われたものに限る。）により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数であるとき（当該代表者以外の者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。）。

次の要件を満たす場合です。

- ① 当該代表者が、相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと。
- ② 当該代表者の被相続人が、代表者であった期間のいずれかの時点で、その同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有していたことがあること。（施行規則第 6 条第 1 項第 8 号ト(3)(i) 参照。）
組織再編があった場合の考え方については、施行規則第 6 条第 1 項第 8 号ト(3)(i) の説明文①なお書きを参照して下さい。
- ③ 相続の開始の直前において当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る議決権の数を合わせると過半数の議決権を有することになること。（なお、相続開始の直前において既に過半数の議決権を有しており、相続又は遺贈により株式等を取得しない場合も含まれます。）。

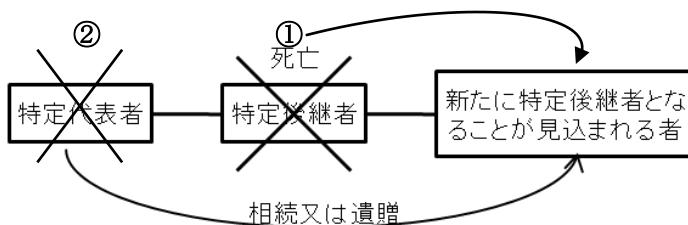


「相続」については、公正証書遺言によって当該中小企業者の株式等を当該代表者に相続させる旨の遺産分割方法の指定があったもの、「遺贈」については、当該中小企業者の株式等を当該代表者に遺贈する旨の特定遺贈に基づくものに限定しています。自筆証書遺

言によるもの、相続開始後の相続人間における遺産分割協議に基づくもの、包括遺贈によるものは除外されます。

(iii) 特定後継者の相続が開始した場合であって、当該代表者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者（第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者をいう。）であるとき。

施行規則第16条第1項による経済産業大臣の確認を受けた際の特定代表者の相続が開始するより前に、特定後継者の相続が開始した場合であって、当該中小企業者の代表者が当該確認に係る「新たに特定後継者となることが見込まれる者」である場合です。



なお、当該代表者の被相続人が特定後継者である場合にあっては、当該被相続人である特定後継者は代表者であった期間のいずれかの時点でその同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有していたことがあることが必要となります。（施行規則第6条第1項第8号ト(5)参照。）

組織再編があった場合の考え方については、施行規則第6条第1項第8号ト(3)(i)の説明文①なお書きを参照して下さい。

(4) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

代表者は、相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等のうち納税猶予の対象とする部分のすべてを所有し続けている必要があります。

(5) 当該相続の開始の直前において、当該代表者の被相続人が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者であること（次に掲げる

いずれかに該当するときを除く。)。

(i) (3) (i) 又は (ii) のいずれかに該当するとき。

(ii) (3) (iii) に該当する場合であって、当該代表者の被相続人が特定後継者であったとき。

相続開始の直前において、代表者の被相続人が施行規則第 16 条第 1 項による経済産業大臣の確認を受けた際に定めた特定代表者であることです。

ただし、(3)(i)～(iii)のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません。

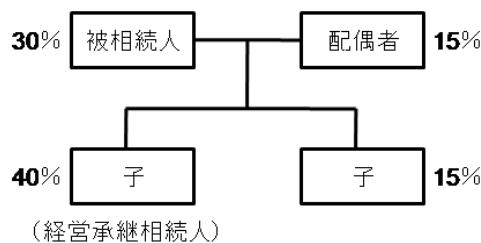
この場合においても、当該代表者の被相続人は代表者であった期間のいずれかの時点でその同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有していたことがあることが必要となります。(施行規則第 6 条第 1 項第 8 号ト(3)(i)参照。)

組織再編があった場合の考え方については、施行規則第 6 条第 1 項第 8 号ト(3)(i)の説明文①なお書きを参照して下さい。

(6) 当該代表者の被相続人が、当該相続の開始の直前において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の経営承継相続人となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

代表者の被相続人が、その死亡の直前において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（当該被相続人の経営承継相続人を除く。）の中で最も多くの議決権を有している者であることです。

例えば、下記事例においては、被相続人とその同族関係者（配偶者と子 2 人）で 100% の議決権を有しており、かつ、被相続人が経営承継相続人以外の同族関係者の中で最も多い議決権を有しているので、この要件に該当します。



(7) 当該中小企業者が特別贈与認定中小企業者等（第十三条第一項の特別贈与認定中小企業者等をいう。）である場合にあっては、当該代表者の被相続人が当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者（経営承継受贈者に係る贈与者をいう。以下同じ。）でなかったこと。

申請者が特別贈与認定中小企業者等である場合には、代表者の被相続人が特別贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者でなかったことが必要です。

チ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式とは、いわゆる「拒否権付株式（＝黄金株）」です。拒否権付株式を発行している場合には、経営承継相続人以外の者が有していないことが、認定を受けるための要件となります。

リ 相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回らないこと。

相続認定申請基準日における常時使用する従業員の数が、相続の開始の時の 80% を下回っている場合には、認定を受けることはできません。

【資産保有型会社、資産運用型会社、資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないものとみなされる場合】（施行規則第 6 条第 2 項）

2 前項第七号及び第八号の規定の適用については、中小企業者の経営承継贈与者からの贈与の時又は中小企業者の経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時において、当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当するときは当該中小企業者は資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないものとみなし、当該中小企業者の特別子会社が次に掲げるいずれにも該当するときは当該特別子会社は資産保有型子会社及び資産運用型子会社に該当しないものとみなす。

贈与の時又は相続の開始の時において当該中小企業者が「資産保有型会社」又は「資産運用型会社」に、その特別子会社が「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」の基準に該当する場合であっても、次の一から三のいずれにも該当するときは、「資産保有型会社」又は「資産運用型会社」、「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しないものとみなされます（施行規則第 6 条第 2 項）。

一 常時使用する従業員の数が 5 人以上であること。

常時使用する従業員の数が 5 人以上であることです。

二 事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

前号の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類する

ものを自ら所有し、又は第三者から賃借していることです。

- 三 贈与の日又は相続の開始の日まで引き続き 3 年以上にわたり次に掲げるいずれかの業務をしていること。
- イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるもの）をいい、その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。以下同じ。)
 - ロ 商品販売等を行うために必要となる資産（前号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを除く。）の所有又は賃借
 - ハ イ及びロに掲げる業務に類するもの

当該贈与の日又は相続の開始の日の前 3 年間以上継続して、商品販売等の事業活動をしていることが必要です。

なお、組織再編があった場合における業務継続期間の算定上、旧会社における業務期間は通算されません。（下記表参照）

（組織変更（合同会社→株式会社など）、種類変更（合名会社→合資会社など）の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。）

組織再編	申請者	旧会社
吸収合併	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

また、設立後 3 年未満の新設会社の場合にあっては、当該要件を充足することはできないため、ご注意下さい。

【認定要件の特例】（施行規則第 6 条第 3 項）

- 3 中小企業者の代表者が、贈与（第一項第七号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合において、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなるとき（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）は、第一項第八号の規定の適用については、当該贈与者を当該代表者の被相続人と、当該贈与により取得した株式等を当該贈与者から相続又は遺贈により取得した株式等とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

＜表省略＞

贈与の日の属する年に贈与者の相続が開始し、当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第19条等の規定の適用を受ける場合には、相続税法第21条の2第4項又は第28条第4項の規定に該当し、贈与株式等が贈与税の課税価格に算入されないため、施行規則第6条第1項第7号の大臣認定の対象になりません。他方で、相続税の納税が求められるため、当該ケースは施行規則第6条第1項第8号の大臣認定の対象となります。このことを踏まえて、本項は、贈与株式等の取得を相続又は遺贈による取得とみなした上で、必要な字句の読替を行うものです。

4 中小企業者は、当該中小企業者が第一項第七号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該受贈者が贈与により取得した当該株式等に係る贈与税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第七号に該当していたときは、当該中小企業者の代表者が当該受贈者から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができるときに限り、その認定と併せて、当該受贈者が贈与により取得した当該株式等に係る贈与税を納付することが見込まれることにより第一項第七号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

相続税法第28条第2項第1号の規定により準用される第27条第2項の規定により、受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合には、受贈者の相続人が贈与税の申告を行うことになります。

このことを踏まえて、

- ・贈与税の納税猶予制度の対象となり得る株式等の贈与を受けた者（後継者）が経済産業大臣の認定を受ける前に死亡した場合（規則第6条第1項第7号の事由に該当している場合に限る。）には、
 - ・当該後継者から相続又は遺贈により当該株式等を取得した代表者（後継者の後継者）について、規則第6条第1項第8号の事由により認定を受けることができるときに限り、後継者の株式等の取得に関し、第7号の事由に係る認定も受けることとしています。

5 中小企業者は、当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈によ

り取得した者をいう。)が死亡した場合(当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。)において、当該死亡の直前に当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号(同号の適用については、当該第一次経営承継相続人がその被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日までに死亡した場合にあっては、当該第一次経営承継相続人が当該中小企業者の代表者とならなかつたときにおいても、代表者となつたものとみなす。)に該当していたときは、当該中小企業者の代表者(以下「第二次経営承継相続人」という。)が当該第一次経営承継相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができるときに限り、その認定と併せて、当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

相続税法第27条第2項の規定により、相続人が相続税の申告期限前に死亡した場合は、当該相続人の相続人が相続税の申告を行うことになります。

このことを踏まえて、

- ・相続税の納税猶予制度の対象となり得る株式等を相続又は遺贈により取得した者(第一次経営承継相続人)が経済産業大臣の認定を受ける前に死亡した場合(規則第6条第1項第8号の事由に該当している場合に限る。)には、
- ・当該第一次経営承継相続人から相続又は遺贈により当該株式等を取得した代表者(第二次経営承継相続人)について、規則第6条第1項第8号の事由により認定を受けることができるときに限り、
- ・第一次経営承継相続人の株式等の取得に関し、同様に認定を受けることができることとしています。

3. 認定の手続

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定の手続》(施行規則第7条第2項)

中小企業者が法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第7号の事由に係るもの)を受けようとする場合には、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の1月15日までに、所定の申請書及び添付書類を経済産業大臣に提出して、認定の申請をする必要があります。

(1) 申請書の記載要領

申請書は、次の様式を使用してください。

申請に当たっては、宛名を提出先(第1章第3節を参照して下さい。)の「〇〇経済産業

局長 殿」としてください。

様式第 7

認定申請書
(施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に該当する場合)

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別贈与認定中小企業者について

主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
贈与の日	年 月 日		
贈与認定申請基準日	年 月 日		
贈与税申告期限	年 月 日		
常時使用する従業員の数	贈与の時	贈与認定申請基準日	
	(a) + (b) + (c) - (d)	(e) + (f) + (g) - (h)	
厚生年保険の被保険の数	人	人	
	(a)	(e)	
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者数 (*1)	人	人	
	(b)	(f)	

	70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	人	(g)	人
	役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	人	(h)	人
施行規則第16条の確認（施行規則第17条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項		確認の年月日及び番号	年 月 日 (号)		
		特定代表者の氏名			
		特定後継者の氏名			
贈与認定申請基準事業年度（年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表					
	種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分((*2)を除く。)			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円

である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(9)	(20)
	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10)	(21)
現金、預貯金等	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11)	(22)
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23) = (2) + (3) + (5) + (7) + (9) + (10) + (11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額	$(25) = (13) + (14) + (16) + (18) + (20) + (21) + (22)$ 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円	
贈与認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27)	円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合		損金不算入となる給与	(28)	円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合		特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30) = (25) / (26)$	%
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有□ 無□	
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）		

2 贈与者及び経営承継受贈者について

贈与者	総株主等 議決権数	贈与の直前	(a)	個
		贈与の時	(b)	個
		氏名		
		贈与の時の住所		
		贈与の時の役員への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		贈与の直前における同族関係者との保有議決権数の 合計及びその割合	(c) + (d) ((c) + (d)) / (a)	個 %
		贈与の直前における保有議決権数及びその割合	(c) (c) / (a)	個 %
		贈与の直前における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその 割合
				(d) (d) / (a)
		(*2) から (*3) を控除した残数又は残額	(f) - (g) (円)	株 (円)
経営承継 受贈者		贈与の直前の発行済株式又は出資(議決権の制限の ない株式等に限る。)の総数又は総額(*1)	(e) (円)	株 (円)
		(*1) の 3 分の 2(*2)	(f) = (e) × 2/3 (円)	株 (円)
		贈与の直前において経営承継受贈者が有していた 株式等の数又は金額(*3)	(g) (円)	株 (円)
		贈与の直前において贈与者が有していた株式等(議決 権に制限のないものに限る。)の数又は金額		株(円)
		贈与者が贈与をした株式等(議決権の制限のないもの に限る。)の数又は金額		株(円)
		氏名		
		住所		
		贈与の日における年齢		
		贈与の時における贈与者との続柄		
		贈与の時における代表者への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		贈与の日前 3 年以上にわたる役員への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		贈与の時における同族関係者との保有議決権数 の合計及びその割合	(h) + (i) + (j) ((h) + (i) + (j)) / (b)	個 %

保有議決権 数及びその 割合	贈与の 直前	(h) (h) / (a) %	個 % 個	贈与者から 贈与により 取得した数 (*4)	(i) 個
	贈与の 時	(h)+(i) ((h)+(i)) / (b) %	個 % 個		
	(*4)のうち租税特別措置法第70条の7第1項の適用を受けようとする株式等に係る議決権の数 (*5)				
	(*5)のうち贈与認定申請基準日までに譲渡した数				
	贈与の時に おける同族 関係者	氏名(会社名) 保有議決権数及び その割合	住所(会社所在地)		
				(j) (j) / (b) 個 %	

3 贈与の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a) 個		
株主又は社員	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) (b) / (a) 個 %

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 施行規則第6条第2項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなれた場合には、その旨を証する書類を添付する。
- 5 贈与認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあって

は特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 2 「贈与認定申請基準事業年度（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表」については、贈与認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 3 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 4 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 6 「(*1)の3分の2」については、1株未満又は1円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額を記載する。
- 7 「贈与者から贈与により取得した数」については、贈与の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数、贈与の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数とする。
- 8 「特別子会社」については、贈与の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

「1 特別贈与認定中小企業者について」

- ① 「主たる事業内容」には、認定申請日において営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣服等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。
- ② 「資本金の額又は出資の総額」には、認定申請日における資本金の額又は出資の総額を記載してください。
- ③ 「常時使用する従業員の数」には、それぞれの項目について、該当する人数を記載し

てください。

なお、「役員の数」には、従業員としての身分も有する役員（いわゆる使用人兼務役員）を除いた数を記載してください。

- ④ 「施行規則第 16 条の確認(施行規則第 17 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項」には、それぞれの項目について、当該確認に係る確認書に記載されている内容を記載してください。なお、確認の年月日は、確認書の年月日を記載してください。
- ⑤ 「贈与認定申請基準事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表」には、贈与認定申請基準事業年度²⁴を記載し、明細表のそれぞれの項目について、以下の要領に従い、当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書上の金額を記載してください。
- 「内容」欄には、例えば、「株式会社〇〇〇〇の株式〇〇〇〇株」、「〇〇〇〇所在〇〇番の土地〇〇m²」など、具体的に記載してください。
 - 明細表中「利用状況」欄には、以下のとおり記載してください。
 - 不動産については、「自己使用（工場）」、「自己使用（店舗）」、「自己使用（従業員社宅）」、「第三者に賃貸（役員住宅）」など、申請者自身が現に使用しているか否かが分かるように記載してください。
 - ゴルフ場等の利用権については、「投資目的」、「販売目的」など、その所有目的を記載してください。
 - 絵画等については、「投資目的」、「販売目的」など、その所有目的を記載してください。
 - 現預金等のうち貸付金及び未収金その他これらに類する資産については、貸付金及び未収金その他これらに類する資産の別、当該貸付金等の債務者の氏名又は会社名を記載してください。
 - 「特定資産の帳簿価額の合計額」及び「特定資産の運用収入の合計額」には、それぞれ計算式に従って得た金額を記載してください。
 - 「資産の帳簿価額の総額」には、貸借対照表上の資産の部の合計額を、「総収入金額」には、損益計算書上の売上高、営業外収益及び特別利益の合計額を記載してください。
 - 「特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合」及び「特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合」には、それぞれ計算式に従って得た数値を記載してください。
 - 「贈与認定申請基準事業年度終了の日以前の 5 年間（贈与の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた

²⁴ 例えば、申請者の事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合で、贈与の日が平成 23 年 4 月 1 日であるときは、直前の事業年度は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとなります。

「**剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額**」には、該当する5年間のうち当該贈与の日前の期間を除いた期間中にこれらの者に対して支払われた剩余金の配当等及び給与(法人税法第34条及び第36条の規定により損金の額に算入されない金額に限る。)の金額を記載してください。

なお、この給与とは、当該申請者の役員又は使用人として受ける給与であり、通常の現金による給与の他に、例えば債務免除や債務引受け、渡切交際費などによる経済的利益のうち実質的に給与の支給を受けたのと同様の経済的效果をもたらすと考えられるものも含まれます。

従って、明らかに株主等としての地位に基づき受ける配当等や優待、香典や見舞金等でその受給者の社会的地位等に照らし社会通念上相当と認められるものは含まれません。

「2 贈与者及び経営承継受贈者について」

- ① 「総株主等議決権数」には、「贈与の直前」と「贈与の時」の2つの時点における議決権の総数を記載してください。
- ② 「贈与者」には、それぞれ該当する事項を記載してください。「贈与の直前における同族関係者」には、同族関係者それぞれについて、氏名（会社名）、住所（会社所在地）並びに保有議決権数及び割合を記載してください。

「3 特別子会社について」

申請者に特別子会社がある場合、それぞれ該当する事項を記載してください。複数ある場合には、特別子会社ごとに記載してください。なお、特定特別子会社の詳細については、第4章第2節2をご参照下さい。

(2) 添付書類

① 定款の写し

贈与認定申請基準日において有効な申請者の定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされた事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。代表的なものとして、次のようなものが想定されます。

- ・旧商法に基づく定款に株券を発行しない旨の記載がなかった会社について、会社法の施行により当該定款に株券を発行する旨の記載があるものとみなされた場合（会社法整備法第76条第4項）。

② 株主名簿の写し

贈与の直前、贈与の時及び贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者の株主名簿の写しを提出してください。同族関係者である会社がある場合には当該会社

の株主名簿の写しも提出してください。なお、持分会社の場合には、贈与の直前、贈与の時における定款の写しを提出してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

③ 登記事項証明書

贈与認定申請基準日以後に作成された申請者の登記事項証明書を提出してください。

④ 贈与の事実を証する書類及び贈与税の見込額を記載した書類

経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写し、又は、当該契約書が無い場合は、その他の当該贈与の事実を証する書類（例：譲渡承認をした取締役会議事録、取締役会による譲渡承認の通知書、株主名簿書換請求書など）を提出してください。併せて、当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類で、例えば、税務署に提出予定の贈与税申告書案の写しを提出してください。

⑤ 従業員数証明書

贈与の時及び贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書を提出してください。

従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。

⑥ 貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類

贈与認定申請基準事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を提出してください。例えば、事業年度が4月1日から翌年3月31日までの会社の場合で、贈与の日が平成21年4月1日であるときは、平成21年3月期のものを提出してください。

なお、施行規則第6条第2項により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされる場合には、直前の3事業年度（上記例では、平成19年3月期、平成20年3月期及び平成21年3月期）のものを提出してください。

また、申請者に特別子会社がある場合には、当該特別子会社についても同様に、貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類を併せて提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。

個々の資産の利用状況については、例えば、第三者に賃貸している不動産であれば賃借契約書を、自ら工場等として使用している不動産であればその旨を証する書類（例：工場所在地の記載のある会社パンフレット、工場所在地を事業所とする社会保険関係書類）などを添付してください。

⑦ 贈与の時から贈与認定申請基準日までの間において上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧ 特別子会社及び特定特別子会社に関する以下の誓約書

イ 贈与の時において特別子会社が外国会社に該当する場合であって、申請者又はその

支配関係法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、その有しない旨の誓約書

※ 支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の50%超を直接又は間接に保有される法人をいいます。詳しくは第4章第2節2.の支配関係の解説をご参照ください。

- 贈与の時から贈与認定申請基準日までの間において、特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

⑨ 戸籍謄本等

贈与の時における経営承継贈与者、経営承継受贈者及びこれらの者の親族の戸籍謄本等を提出して下さい。

なお、親族については、施行規則第6条第2項各号該当により事業実態があると認められた場合にあっては、申請者の株式等を有する親族のみ提出して下さい。

⑩ 施行規則第16条第1項の確認に係る確認書

施行規則第17条第1項又は第2項の変更の確認があった場合には、当初の確認書と併せて変更に関する確認書も提出してください。

⑪ その他参考となる書類

下表を参照してください。

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（施行規則第6条第1項第7号）		添付書類（第7条第2項）
施行規則第6条第1項 第7号柱書	当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。	・贈与契約書の写し、又は、当該契約書が無い場合は、その他の当該贈与の事実を証する書類、贈与税の見込額を記載した書類[第4号]
イ	上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。	・誓約書[第7号]
ロ	資産保有型会社に該当しないこと。	・貸借対照表[第6号]
ハ	資産運用型会社に該当しないこと。 (施行規則第6条第2項) 一 常時使用する従業員の数が5人以上あること。 二 事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。 三 当該贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、次に掲げるいずれかの業務をしていること。	・損益計算書[第6号] ・従業員数証明書[第5号] ・固定施設に係る登記事項証明書、賃貸借契約など[第11号]

		イ 商品販売等	・商品販売等に係る契約書など[第11号]
		ロ 商品販売等を行うために必要となる資産の所有又は賃借	・事務所などとして使用している不動産の登記事項証明書、賃貸借契約書など[第11号]
		ハ イ及びロに掲げる業務に類するもの	
二	総収入金額が零を超えること。		・損益計算書[第6号]
ホ	常時使用する従業員の数が1人以上(一定の場合には5人以上)であること。		・従業員数証明書[第5号] ・誓約書[第8号]
ヘ	特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当しないこと。		・誓約書[第8号]
ト	代表者が経営承継受贈者(次の(1)~(8)のいずれにも該当する者)に該当すること。 (1)贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を除く。)であって、贈与の時以後において、同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者中筆頭である者であること。 (2)贈与の時において、贈与者の親族であること。 (3)贈与の日において、20歳以上であること。 (4)贈与の直前において、施行規則第16条第1項の確認に係る特定後継者であり、かつ、当該贈与日まで引き続き3年以上当該中小企業者の役員であること (5)贈与の時以後において、代表者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等のうち納税猶予の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。 (6)贈与の直前において、贈与者が施行規則第16条第1項の確認に係る特定代表者であること。 (7)贈与者が、贈与の直前において、同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者(経営承継受贈者となる者を除く。)中筆頭であったこと。		・登記事項証明書[第3号] ・贈与契約書など[第4号] ・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第2号] ・戸籍謄本等[第9号] ・戸籍謄本等[第9号] ・確認書[第10号] ・登記事項証明書[第3号] ・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第2号] ・確認書[第10号] ・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第2号]

	(8) 贈与の時以後において、贈与者が役員でないこと。	・登記事項証明書[第3号]
チ	当該贈与が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する贈与であること。 (1) 贈与直前において贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限がないものに限る。）の数又は金額が、発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2から受贈者が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上である場合には、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与。 (2) (1)以外の場合には、贈与直前において贈与者が有していた当該株式等のすべての贈与。	・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第2号]
リ	代表者以外の者が拒否権付株式（黄金株）を有していないこと。	・定款[第1号] ・株主名簿[第2号] ・登記事項証明書[第3号]
ヌ	贈与認定申請基準日における常時使用する従業員の数が、贈与の時の80%を下回らないこと。	・従業員数証明書[第5号]

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定の手続》(施行規則第7条第3項)

中小企業者が法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第8号の事由に係るもの)を受けようとする場合には、当該認定に係る相続の開始日の翌日から8月を経過する日までに、所定の申請書及び添付書類を経済産業大臣に提出して、認定の申請をする必要があります。

(1) 申請書の記載要領

申請書は、次の様式を使用してください。

申請に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第8

認定申請書

(施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合)

年　月　日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第8号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別相続認定中小企業者について

主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
相続の開始の日	年　月　日		
相続認定申請基準日	年　月　日		
相続税申告期限	年　月　日		
常時使用する従業員の数	相続の開始の時	相続認定申請基準日	
	(a) + (b) + (c) - (d)	(e) + (f) + (g) - (h)	人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	(e)	人
70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)	(b)	(f)	人
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	(g)	人
役員（使用者兼務役員を除く。）の数	(d)	(h)	人
施行規則第16条の確認（施行規則第17条第1項又は第2項の変更の確認をした場	確認の有無	有□ 無□	
	確認の年月日及び番号	年　月　日（　号）	
	特定代表者の氏名		

合には変更後の確認) に係る確認事項		特定後継者の氏名			
		新たに特定後継者となることが見込まれる者の氏名			
相続認定申請基準事業年度(年月日から年月日まで)における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分((*)を除く。)			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円

	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11)	(22)
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円	
相続認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等 損金不算入となる給与	(27) (28) 円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) %	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無				有□ 無□
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）		

2 被相続人及び経営承継相続人について

総株主等 議決権数	相続の開始の直前	(a)	個
	相続の開始の時	(b)	個
被相続人	氏名		
	最後の住所		
	相続の開始日の年齢		

		相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		(c) + (d) 個 $((c) + (d)) / (a)$ %	
		相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合		(c) 個 $(c) / (a)$ %	
	相続の開始の直前における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合	
				(d) 個 $(d) / (a)$ %	
経営承継相続人	氏名				
	住所				
	相続の開始の直前における被相続人の続柄				
	相続の開始の日の翌日から 5 月を経過する日ににおける代表者への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	相続の開始の直前における役員への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(e) + (f) + (g) 個 $((e) + (f) + (g)) / (b)$ %	
	保有議決権数及びその割合	相続の開始の直前 (e) 個 $(e) / (a)$ %	被相続人から相続又は遺贈により取得した数(*1)	(f) 個	
		相続の開始の時 (e) + (f) 個 $((e) + (f)) / (b)$ %			
	(*1) のうち租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項の適用を受けようとする株式等に係る数(*2)			個	
	(*2) のうち相続認定申請基準日までに譲渡した数			個	

		相続の開始の時に おける同 族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び その割合
					(g) 個 (g) / (b) %

3 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a) 個		
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b) / (a) %

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第 7 条第 3 項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 施行規則第 6 条第 2 項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされた場合には、その旨を証する書類を添付する。
- 5 相続認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。
- 6 申請者が第 16 条第 1 項の確認を受けていない場合であって、次に掲げるいずれかに該当するときには、その旨を証する書類を添付する。
 - (1) 申請者の代表者（2 人以上あるときは、そのうちの申請者が定めた 1 人に限る。）が、その被相続人（代表者であった時において、その同族関係者と合わせて当該申請者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該申請者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある被相続人に限る。（2）において同じ。）が 60 歳未満で死亡したとき（当該代表者以外の者が第 16 条第 1 項の確認を受けた当該申請者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。）。
 - (2) 申請者の代表者がその被相続人の相続の開始の直前において当該申請者の役員であ

った場合であって、当該相続の開始の直前において当該代表者が有していた当該申請者の株式等に係る議決権の数と相続（公正証書による遺言によって当該株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る。）又は遺贈（公正証書による遺言によって特定の名義で行われたものに限る。）により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数であるとき（当該代表者以外の者が第 16 条第 1 項の確認を受けた当該申請者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。）。

（記載要領）

- 1 「施行規則第 16 条の確認（施行規則第 17 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には「確認の有無」以外は空欄とする。「新たに特定後継者となることが見込まれる者」については、当該確認を受けている場合であって該当する者がいないときには空欄とする。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 3 「相続認定申請基準事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表」については、相続認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 4 「損金不算入となる給与」については、法人税法第 34 条及び第 36 条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 5 「(*3) を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 6 「相続の開始の直前における保有議決権数の合計及びその割合」については、平成 21 年 3 月 31 日までに経営承継相続人がその被相続人から申請者の株式等を贈与により取得した場合であって、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときは、当該株式等（当該経営承継相続人が引き続き有している株式等に限る。）に係る議決権数及びその割合を加算して記載する。この場合、その旨を証する書類を添付する。
- 7 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 8 「被相続人から相続又は遺贈により取得した数」については、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第 234 条第 1 項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては

当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数とする。

- 9 「特別子会社」については、相続の開始の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。
- 10 申請者が施行規則第6条第3項に該当する場合には、「相続の開始」を「贈与」と読み替えて記載する。ただし、「相続の開始の日の翌日から5月を経過する日における代表者への就任」は「贈与の時における代表者への就任」と、「相続の開始の直前における役員への就任」は「贈与の日前3年以上にわたる役員への就任」と読み替えて記載する。

「1 特別相続認定中小企業者について」

- ① 「主たる事業内容」には、認定申請日において営んでいる事業内容（一般機械製造業、織維・衣服等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。
- ② 「資本金の額又は出資の総額」には、認定申請日における資本金の額又は出資の総額を記載してください。
- ③ 「常時使用する従業員の数」には、それぞれの項目について、該当する人数を記載してください。
なお、「役員の数」には、従業員としての身分も有する役員（いわゆる使用者兼務役員）を除いた数を記載してください。
- ④ 「施行規則第16条の確認（施行規則第17条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」には、それぞれの項目について、当該確認に係る確認書に記載されている内容を記載してください。なお、確認の年月日は、確認書の年月日を記載してください。
- ⑤ 「相続認定申請基準事業年度（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表」には、相続認定申請基準事業年度²⁵を記載し、明細表のそれぞれの項目について、以下の要領に従い、当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書上の金額を記載してください。
 - 「内容」欄には、例えば、「株式会社〇〇〇〇の株式〇〇〇〇株」、「〇〇〇〇所在〇〇番の土地〇〇m²」など、具体的に記載してください。
 - 明細表中「利用状況」欄には、以下のとおり記載してください。
 - 不動産については、「自己使用（工場）」、「自己使用（店舗）」、「自己使用（従業員社宅）」、「第三者に賃貸（役員住宅）」など、申請者自身が現に使用しているか否かが分かるように記載してください。

²⁵ 例えば、申請者の事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合で、相続開始の日が平成23年4月1日であるときは、直前の事業年度は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとなります。

- ゴルフ場等の利用権については、「投資目的」、「販売目的」など、その所有目的を記載してください。
- 絵画等については、「投資目的」、「販売目的」など、その所有目的を記載してください。
- 現預金等のうち貸付金及び未収金その他これらに類する資産については、貸付金及び未収金その他これらに類する資産の別、当該貸付金等の債務者の氏名又は会社名を記載してください。
- 「特定資産の帳簿価額の合計額」及び「特定資産の運用収入の合計額」には、それぞれ計算式に従って得た金額を記載してください。
- 「資産の帳簿価額の総額」には、貸借対照表上の資産の部の合計額を、「総収入金額」には、損益計算書上の売上高、営業外収益及び特別利益の合計額を記載してください。
- 「特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合」及び「特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合」には、それぞれ計算式に従って得た数値を記載してください。
- 「相続認定申請基準事業年度終了の日以前の 5 年間(相続の開始の日前の期間を除く。)に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額」には、該当する 5 年間のうち当該相続の開始の日前の期間を除いた期間中にこれらの者に対して支払われた剰余金の配当等及び給与(法人税法第 34 条及び第 36 条の規定により損金の額に算入されない金額に限る。)の金額を記載してください。

この給与とは、当該申請者の役員又は使用人として受ける給与であり、通常の現金による給与の他に、例えば債務免除や債務引受け、渡切交際費などによる経済的利益のうち実質的に給与の支給を受けたのと同様の経済的效果をもたらすと考えられるものも含まれます。

従って、明らかに株主等としての地位に基づき受ける配当等や優待、香典や見舞金等でその受給者の社会的地位等に照らし社会通念上相当と認められるものは含まれません。

「2 被相続人及び経営承継相続人について」

- ① 「総株主等議決権数」には、「相続の開始の直前」と「相続人の開始の時」の 2 つの時点における議決権の総数を記載してください。
- ② 「被相続人」には、それぞれ該当する事項を記載してください。「相続に開始の直前における同族関係者」には、同族関係者それぞれについて、氏名(会社名)、住所(会社所在地)並びに保有議決権数及び割合を記載してください。

「3 特別子会社について」

申請者に特別子会社がある場合、それぞれ該当する事項を記載してください。複数ある場合には、特別子会社ごとに記載してください。なお、特定特別子会社の詳細については、第4章第2節2をご参照ください。

(2) 添付書類

① 定款の写し

相続認定申請基準日において有効な申請者の定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされた事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。代表的なものとして、次のようなものが想定されます。

- ・旧商法に基づく定款に株券を発行しない旨の記載がなかった会社について、会社法の施行により当該定款に株券を発行する旨の記載があるものとみなされた場合（会社法整備法第76条第4項）。

② 株主名簿の写し

相続の開始の直前、相続の開始の時及び相続に係る相続認定申請基準日における当該中小企業者の株主名簿の写しを提出してください。同族関係者である会社がある場合には当該会社の株主名簿の写しも提出してください。なお、持分会社の場合には、相続の開始の直前、相続の開始の時における定款の写しを提出してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

③ 登記事項証明書

相続認定申請基準日以後に作成された申請者の登記事項証明書を提出してください。

④ 遺言書の写し、株式等の取得の事実を証する書類及び相続税の見込額を記載した書類

経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し、又は、それらが無い場合は、その他の当該株式等の取得の事実を証する書類（例：株主名簿書換請求書など）を提出してください。併せて、当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類で、例えば、税務署に提出予定の相続税申告書案の写しを提出してください。

⑤ 従業員数証明書

相続の開始の時及び相続に係る相続認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書を提出してください。

従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。

⑥ 貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類

相続認定申請基準事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は

第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を提出してください。例えば、事業年度が4月1日から翌年3月31日までの会社の場合で、相続開始の日が平成21年4月1日であるときは、平成21年3月期のものを提出してください。

なお、施行規則第6条第2項により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされる場合には、直前の3事業年度（上記例では、平成19年3月期、平成20年3月期及び平成21年3月期）のものを提出してください。

また、申請者に特別子会社がある場合には、当該特別子会社についても同様に、貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類を併せて提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。

個々の資産の利用状況については、例えば、第三者に賃貸している不動産であれば賃貸借契約書を、自ら工場等として使用している不動産であればその旨を証する書類（例：工場所在地の記載のある会社パンフレット、工場所在地を事業所とする社会保険関係書類）などを添付してください。

- ⑦ 相続の開始の時から相続認定申請基準日までの間において上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
- ⑧ 特別子会社及び特定特別子会社に関する以下の誓約書
 - イ 相続の開始の時において特別子会社が外国会社に該当する場合であって、申請者又はその支配関係法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、その有しない旨の誓約書
 - ※ 支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の50%超を直接又は間接に保有される法人をいいます。詳しくは第4章第2節2.の支配関係の解説をご参照ください。
 - ロ 相続の開始の時から相続認定申請基準日までの間において、特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- ⑨ 戸籍謄本等
 - 相続の開始の時における経営承継相続人、その被相続人及びこれらの者の親族の戸籍謄本等を提出して下さい。
- ⑩ 施行規則第16条第1項の確認に係る確認書
 - 施行規則第17条第1項又は第2項の変更の確認があった場合には、当初の確認書と併せて変更に関する確認書も提出してください。
- ⑪ その他参考となる書類
 - 下表を参照してください。

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（施行規則第6条第1項第8号）		添付書類（第7条第3項）
施行規則第6条第1項 第8号柱書	当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれること。	・遺言書の写し、遺産分割協議書の写し、又は、それらが無い場合は、その他の当該株式等の取得の事実を証する書類、相続税の見込額を記載した書類[第4号]
イ	上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。	・誓約書[第7号]
ロ	資産保有型会社に該当しないこと。	・貸借対照表[第6号]
ハ	資産運用型会社に該当しないこと。 (施行規則第6条第2項) 一 常時使用する従業員の数が5人以上あること。 二 事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。 三 当該相続の開始の日まで引き続き3年以上にわたり、次に掲げるいずれかの業務をしていること。 イ 商品販売等 ロ 商品販売等を行うために必要となる資産の所有又は賃借 ハ イ及びロに掲げる業務に類するもの	・従業員数証明書[第5号] ・固定施設に係る登記事項証明書、賃貸借契約など[第11号] ・商品販売等に係る契約書など[第11号] ・事務所などとして使用している不動産の登記事項証明書、賃貸借契約書など[第11号]
ニ	総収入金額が零を超えること。	・損益計算書[第6号]
ホ	常時使用する従業員の数が1人以上（一定の場合には5人以上）であること。	・従業員数証明書[第5号] ・誓約書[第8号]
ヘ	特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当しないこと。	・誓約書[第8号]
ト	代表者が経営承継相続人（次の(1)～(7)のいずれにも該当する者）に該当すること。	

	(1) 相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。）であって、相続開始時以後において、同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者中筆頭である者であること。	・登記事項証明書[第3号] ・遺産分割協議書、遺言書など[第4号] ・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第2号]
	(2) 相続開始直前において、被相続人の親族であること。	・戸籍謄本等[第9号]
	(3) 相続開始直前において、施行規則第16条第1項の確認に係る特定後継者であり、かつ、当該中小企業者の役員であったこと（次の(i)から(iii)のいずれかに該当する場合を除く。）。	・確認書[第10号] ・登記事項証明書[第3号]
	(i) 代表者の被相続人が60歳未満で死亡した場合	・戸籍謄本等[第9号]
	(ii) 代表者が、相続開始直前において当該中小企業者の役員であった場合であって、当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が過半数となるとき	・戸籍謄本等[第9号] ・登記事項証明書[第3号] ・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第2号] ・公正証書遺言[第11号]
	(iii) 特定後継者の相続が開始した場合であって、代表者が施行規則第16条第1項の確認に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者である場合	・戸籍謄本等[第9号] ・確認書[第10号]
	(4) 相続開始の時以後において、代表者が被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等のうち納税猶予の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。	・認定申請日における株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第2号]
	(5) 相続開始直前において、代表者の被相続人が施行規則第16条第1項の確認に係る特定代表者であること。	・確認書[第10号]
	(6) 代表者の被相続人が、相続開始直前に、同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者（経営承継相続人となる者を除く。）中筆頭であったこと。	・株主名簿(株式会社)又は定款(持分会社)[第2号]
	(7) 当該中小企業者が特別贈与認定中小企業者等である場合にあっては、当該代表者の被相続人	・当該贈与に係る認定書[第11号]

	が当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者でなかったこと。	
チ	代表者以外の者が拒否権付株式（黄金株）を有していないこと。	・定款[第1号] ・株主名簿[第2号] ・登記事項証明書[第3号]
リ	相続認定申請基準日における常時使用する従業員の数が、相続開始時の80%を下回らないこと。	・従業員数証明書[第5号]

4. 認定の通知

経済産業大臣は、認定をした際には、申請者に対して認定書を交付します。認定の有効期限は贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年を経過する日となります。

第3節 事業継続報告について

事業継続報告とは、事業継続期間中贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を引き続き受けるために、その適用の前提となっている経済産業大臣の認定について取消事由に該当しないことを報告するものです。

経済産業大臣の認定を受けた中小企業者は、贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間（当該認定の有効期限。いわゆる「事業継続期間」。）、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに経済産業大臣（地方経済産業局長）に事業継続報告をすることが必要です。

事業継続報告の結果取消事由（施行規則第9条第2項・第3項・第4項）に該当することが判明した場合は、認定が取り消されることになります。また、報告を怠った場合にも認定が取り消されることになります。

取消事由に該当しないことが確認された場合には経済産業大臣から確認書が交付されます。

経営承継受贈者又は経営承継相続人は、贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から5月を経過する日までに税務署長に当該確認書を添付した一定の報告書を提出することが必要となります。

1. 報告事項について（施行規則第12条第1項・第3項）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告》（施行規則第12条第1項）

第十二条 特別贈与認定中小企業者は、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間、当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「贈与報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

施行規則第6条第1項第7号の事由に係る認定を受けた場合には、贈与税の申告期限から5年間、贈与報告基準日（贈与税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日）の翌日から3月以内に以下の事項を経済産業大臣に報告する必要があります。

一 贈与報告基準期間（当該贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日（これに当たる日がないときは、贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

後継者が代表権を有し続いていることをチェックするための事項です。

二 当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数

常時使用する従業員の数が、贈与の時における常時使用する従業員の数の8割以上であることをチェックするための事項です。

三 贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

後継者が株式等を譲渡していないこと、また、後継者とその同族関係者で議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が最も多くの議決権を有していることをチェックするための事項です。

四 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

認定後に株式を上場したり、風俗営業会社になっていないことをチェックするための事項です。

五 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

資産保有型会社に該当しないことをチェックするための事項です。

六 贈与報告基準事業年度（当該贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

資産運用型会社に該当しないことをチェックするための事項です。

七 贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額

総収入金額がゼロでないことをチェックするための事項です。

八 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である特別贈与認定中小企業者に加えて、その特定特別子会社も風俗営業会社に該当しないことをチェックするための事項です。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔参考〕「生計を一にするの意義」（所得税法基本通達 2-47）

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告》（施行規則第 12 条第 3 項）

3 特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「相続報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の事由に係る認定を受けた場合には、相続税の申告期限から 5 年間、相続報告基準日（相続税申告期限の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日）の翌日から 3 月以内に以下の事項を経済産業大臣に報告する必要があります。

一 相続報告基準期間（当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日（これに当たる日がないときは、相続認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

後継者が代表権を有し続いていることをチェックするための事項です。

二 当該相続報告基準日における常時使用する従業員の数

常時使用する従業員の数が、相続開始の時における常時使用する従業員の数の8割以上であることをチェックするための事項です。

三 相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

後継者が株式等を譲渡していないこと、また、後継者とその同族関係者で議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が最も多くの議決権を有していることをチェックするための事項です。

四 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

認定後に株式を上場したり、風俗営業会社になっていないことをチェックするための事項です。

五 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

資産保有型会社に該当しないことをチェックするための事項です。

六 相続報告基準事業年度（当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

資産運用型会社に該当しないことをチェックするための事項です。

七 相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額

総収入金額がゼロでないことをチェックするための事項です。

八 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である特別相続認定中小企業者に加えて、その特定特別子会社も風俗営業会社に該当しないことをチェックするための事項です。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔(参考)「生計を一にするの意義」(所得税法基本通達2-47)〕

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

2. 報告の手続（施行規則第12条第2項・第4項）

(1) 報告書の様式

報告書は、次の様式を使用してください。

報告に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第11

年次報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項（第3項）の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）について

主たる事業内容			
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額		円	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額		円	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由			
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額		円	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額		円	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由			
認定年月日及び番号	年	月	日（号）
贈与報告基準日（相続報告基準日）	年	月	日
贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数	(a) + (b) + (c) - (d)	人	
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	人	
70歳以上 75歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)	(b)	人	
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	人	
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	人	

贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表					
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	
有価証券	特別子会社の株式又は持分 ((*2)を除く。)		(1) 円	(12) 円	
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*2)		(2) 円	(13) 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3) 円	(14) 円	
不動産	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15) 円	
	現に自ら使用していないもの		(5) 円	(16) 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの		(6) 円	(17) 円	
	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(7) 円	(18) 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの		(8) 円	(19) 円	
	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(9) 円	(20) 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円	
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対		(11) 円	(22) 円	

	する貸付金及び未収金その 他これらに類する資産			
特定資産の帳簿価額の 合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用 収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16) +(18)+(20)+(21)+(22))	円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円	
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年 度）終了の日以前の 5 年間（贈与（相続の開始） の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経 営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営 承継相続人）に係る同族関係者に対して支払わ れた剩余金の配当等及び損金不算入となる給 与の金額		剩余金の配当等	(27)	円
特定資産の帳簿価額 等の合計額が資産の 帳簿価額等の総額に に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用 収入の合計額が 総収入金額に占 める割合	(30)=(25)/(26) %	
会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項につ いて定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有□ 無□	
(*3) を発行している場合に はその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）		
経営承継贈与者の役員への就任(*4)の有無			有□ 無□	
(*4) があった場合における経営承継贈与者に対する給与の支払 日				

2 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主 等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議 決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b) + (c)) / (a) %	個 %
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及び	(b)	個

	その割合	(b) / (a) %
	租税特別措置法第 70 条の 7 (第 70 条の 7 の 2) 第 1 項の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1)	個
	(*1)のうち贈与報告基準日 (相続報告基準日) までに譲渡した数	個
贈与報告基準日 (相続報告基準日) における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (c) 個 (c) / (a) %

3 贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a) 個		
株主又は社員	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (b) 個 (b) / (a) %

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 報告書の写し及び施行規則第 12 条第 2 項（第 4 項）各号に掲げる書類を添付する。
- 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- 贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

6 報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 報告者が株式交換等により特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数」については、特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。
- 4 「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表」については、贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 6 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 7 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 8 「特別子会社」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

(2) 添付書類

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告》（施行規則第12条第2項）

① 定款の写し

贈与報告基準日時点において有効な定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を併せて提出してください。代表的なものとして、次のようなものが想定されます。

・旧商法に基づく定款に株券を発行しない旨の記載がなかった会社について、会社法の施行により当該定款に株券を発行する旨の記載があるものとみなされた場合（会社法整備法第76条第4項）。

② 登記事項証明書

贈与報告基準日以後に作成されたものを提出してください。

③ 株主名簿の写しその他全株主の議決権の数が確認できる書類

株式会社である場合には、贈与報告基準日における株主名簿等を提出してください。株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

④ 従業員数証明書

贈与報告基準日時点での常時使用する従業員の数が分かる従業員数証明書を提出してください。

従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。

⑤ 贈与報告基準事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類

例えば事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までの場合で、報告基準日が平成21年3月15日であるときには、平成20年3月期の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。

⑥ 贈与報告基準期間において上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑦ 贈与報告基準期間において特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧ 上記のほか、報告事項に関し参考となる書類

例えば、特別贈与認定中小企業者について事業実態等があるとして資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないとみなされる²⁶ことや、特別子会社がある場合に当該特別子会社について資産保有型子会社や資産運用型子会社に該当しないことを証する書

²⁶ 事業継続期間においては、施行規則第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する会社であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている場合には、資産保有型会社又は資産運用型会社には該当しないことになります（施行規則第9条第2項第13号括弧書き）。

類があります。

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告》（施行規則第12条第4項）

① 定款の写し

相続報告基準日時点において有効な定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を併せて提出してください。代表的なものとして、次のようなものが想定されます。

・旧商法に基づく定款に株券を発行しない旨の記載がなかった会社について、会社法の施行により当該定款に株券を発行する旨の記載があるものとみなされた場合（会社法整備法第76条第4項）。

② 登記事項証明書

相続報告基準日以後に作成されたものを提出してください。

③ 株主名簿の写しその他全株主の議決権の数が確認できる書類

株式会社である場合には、相続報告基準日における株主名簿を提出してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

④ 従業員数証明書

相続報告基準日時点での常時使用する従業員の数が分かるよう従業員数証明書を提出してください。

従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。

⑤ 相続報告基準事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類

例えば事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までの場合で、報告基準日が平成21年9月1日であるときには、平成21年3月期の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。

⑥ 相続報告基準期間において上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑦ 相続報告基準期間において特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧ 上記のほか、報告事項に関し参考となる書類

例えば、特別相続認定中小企業者について業実態等があるとして資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないとみなされることや、特別子会社がある場合に当該特別子会社について資産保有型子会社や資産運用型子会社に該当しないことを証する書類があります。

以上の報告事項と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（第12条第1項・第3項）		添付書類（第12条第2項・第4項）
第1号	代表者の氏名	・登記事項証明書〔第2号〕 ・代表権に制限がないことについては定款の写し〔第1号〕
第2号	常時使用する従業員の数	・従業員数証明書〔第4号〕
第3号	株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数	・株主会社の場合は、株主名簿の写し〔第3号〕 ・持分会社の場合は、定款の写し〔第1号〕
第4号	上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。	誓約書（上場会社等、風俗営業会社）〔第6号〕
第5号 第6号	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないこと。	・貸借対照表、損益計算書及び事業報告書など〔第5号〕
第7号	総収入金額	損益計算書〔第5号〕
第8号	特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。	誓約書（特定特別子会社）〔第7号〕

第4節 隨時報告について

随時報告とは、認定取消事由に該当したこと、又は、贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている経営承継受贈者又は経営承継相続人が死亡したことによる納税猶予額税額の免除を受けるにあたり一定の事由に該当しないことを報告するものです。

事業継続期間中に、施行規則第9条第2項及び第3項に規定する認定取消事由（第9条第2項第3号及び第3項第3号の事由は除きます。）に該当した場合には、当該該当日の翌日から1月を経過する日までにその旨を随時報告する必要があります。

また、経営承継受贈者又は経営承継相続人が死亡したことにより認定取消事由に該当する場合には、その旨と併せて事業継続報告と同様の事項についても随時報告事項となります。

経営承継受贈者又は経営承継相続人が死亡した場合の随時報告の結果、一定の事由に該当しないことが確認された場合には、経済産業大臣から確認書が交付されます。

経営承継受贈者又は経営承継相続人が死亡した場合には、その相続人は、納税猶予税額の免除を受けるために当該該当日の翌日から6月を経過する日までに税務署長に当該確認書を添付した一定の届出書を提出することが必要となります。

1. 報告事項について（施行規則第12条第5項・第7項）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》（施行規則第12条第5項）

5 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、第九条第二項各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）にあっては、同項各号のいずれかに該当した日（以下「随時贈与報告基準日」という。）の翌日から一月（当該経営承継受贈者が死亡した場合にあっては、四月）を経過する日までに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、当該経営承継受贈者が死亡した場合にあっては、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。

認定取消事由に該当した場合には、年1回の事業継続報告とは別に報告をしなければなりません（施行規則第9条第2項の認定取消事由のうち第3号は、専ら事業継続報告及び経営承継贈与者の相続が開始した場合の報告に係る取消事由であるため、本報告の対象からは除外。）。なお、「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合」は施行規則第9条第2項第1号に該当しますが、贈与税の納税猶予制度が適用される前の状態であるため、報告は必要ありません。

また、経営承継受贈者が死亡した場合には、以下に掲げる事項も報告する必要がありますが、これは、経営承継受贈者の死亡が猶予された贈与税の免除要件となっているからです（租税特別措置法第70条の7第16項第1号）。報告期限が4月とされているのも、当該規定において、税務署長への届出期限が6月とされていることを踏まえたものです。

- 一 随時贈与報告基準期間（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日から当該随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名
- 二 当該随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数
- 三 随時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
- 四 随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- 五 随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
- 六 随時贈与報告基準事業年度（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事

業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七 随時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額

八 随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

上述したとおり、経営承継受贈者の死亡は猶予された贈与税の免除要件となっていますが、贈与税を免除するにあたって、経営承継受贈者の死亡以外の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。

報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、経済産業大臣から確認書が交付されます（規則第12条第13項）。なお、当該確認の権限は申請者たる中小企業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されているため、報告は経済産業局長に対して行うことになります（規則第19条第2項）。

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》（施行規則第12条第7項）

7 第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、第九条第三項各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当した場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。）にあっては、同項各号のいずれかに該当した日（以下「随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（当該経営承継相続人が死亡した場合にあっては、四月）を経過する日までに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、当該経営承継相続人が死亡した場合にあっては、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。

認定取消事由に該当した場合には、年1回の事業継続報告とは別に報告をしなければなりません（施行規則第9条第3項の認定取消事由のうち第3号は、専ら事業継続報告に係る取消事由であるため、本報告の対象からは除外。）。なお、「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合」は施行規則第9条第3項第1号に該当しますが、相続税の納税猶予制度が適用される前の状態であるため、報告は必要ありません。

また、経営承継相続人が死亡した場合には、以下に掲げる事項も報告する必要がありますが、これは、経営承継相続人の死亡が猶予された相続税の免除要件となっているからです（租税特別措置法第70条の7の2第16項第1号）。報告期限が4月とされているのも、当該規定において、税務署長への届出期限が6月とされていることを踏まえたものです。

- 一 随時相続報告基準期間（当該随時相続報告基準日の直前の相続報告基準日の翌日から当該随時相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名
- 二 当該随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数
- 三 随時相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
- 四 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- 五 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
- 六 随時相続報告基準事業年度（当該随時相続報告基準日の直前の相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該随時相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。
- 七 随時相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額
- 八 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

上述したとおり、経営承継相続人の死亡は猶予された相続税の免除要件となっていますが、相続税を免除するに当たって、経営承継相続人の死亡以外の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。

報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、経済産業大臣から確認書が交付されます（規則第12条第13項）。なお、当該確認の権限は申請者たる中小企業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されているため、報告は経済産業局長に対して行うことになります（規則第19条第2項）。

2. 報告の手続（施行規則第12条第6項・第8項）

(1) 報告書の様式

報告書は、次の様式を使用して下さい。

報告に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第 12

隨時報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 5 項ただし書（第 7 項ただし書）の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）について

主たる事業内容	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	円
隨時贈与報告基準日（随时相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額	円
隨時贈与報告基準日（随时相続報告基準日）における準備金の額	円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少し	

	た場合にはその理由				
認定年月日及び番号		年月日(号)			
隨時贈与報告基準日(隨時相続報告基準日)		年月日			
隨時贈与報告基準日(隨時相続報告基準日)における常時使用する従業員の数		(a)+(b)+(c)-(d) 人			
厚生年金保険の被保険者の数		(a)人			
70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)		(b)人			
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数		(c)人			
役員(使用人兼務役員を除く。)の数		(d)人			
随时贈与報告基準期間(随时相続報告基準期間)における代表者の氏名	年月日から年月日まで				
	年月日から年月日まで				
	年月日から年月日まで				
随时贈与報告基準事業年度(随时相続報告基準事業年度)(年月日から年月日まで)における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*2)を除く。)		△	(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)		△	(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		△	(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他 の施設の利用に 関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工 芸品その他の有 形の文化的所産 である動産、貴	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9) 円	(20) 円

金属及び宝石				
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) △	(21) 円
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号木に掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11)	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+ (18)+(20)+(21)+(22))	円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円	
随时贈与報告基準事業年度（随时相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた 剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額	剩余金の配当等	(27)	円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) %	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無				有□ 無□
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）		
経営承継贈与者の役員への就任(*4)の有無				有□ 無□
(*4)があった場合における経営承継贈与者に対する給与の支払日				
2 経営承継受贈者（経営承継相続人）について				

随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1) における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) $((b)+(c)) / (a)$	個 %
随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1)における保有議決権数及びその割合	(b) $(b) / (a)$	個 %
租税特別措置法第70条の7（第70条の7の2）第1項の適用を受けている株式等に係る議決権数(*2)		個
(*2)のうち随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1)までに譲渡した数		個
随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1) における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
		(c) $(c) / (a)$

3 隨時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a)		
株主又は社員	氏名（会社名） 住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合 $(b) / (a)$	個 %

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第12条第6項（第8項）各号に掲げる書類を添付する。

- 4 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 隨時贈与報告基準事業年度（隨時相続報告基準事業年度）終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。
- 6 報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 報告者が株式交換等により特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）における常時使用する従業員の数」については、特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「隨時贈与報告基準期間（隨時相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、隨時贈与報告基準期間（隨時相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。
- 4 「隨時贈与報告基準事業年度（隨時相続報告基準事業年度）（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表」については、隨時贈与報告基準事業年度（隨時相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 6 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

- 7 「隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）（*1）における」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前における状況を、「隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）（*1）までに」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前までの状況を、それぞれ記載する。
- 8 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 9 「特別子会社」については、隨時贈与報告基準期間（隨時相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

（2）添付書類

① 定款の写し

隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）時点において有効な定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を併せて提出してください。

② 登記事項証明書

隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）以後に作成されたものを提出してください。

③ 株主名簿の写し

株式会社である場合には、隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）における株主名簿を提出してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

④ 従業員数証明書

隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）時点での常時使用する従業員の数が分かれるよう従業員数証明書を提出してください。

従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。

⑤ 隨時贈与報告基準事業年度（隨時相続報告基準事業年度）の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類

例えば事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までの場合で、報告基準日が平成21年3月15日であるときには、平成20年3月期の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。

⑥ 隨時贈与報告基準期間（隨時相続報告基準期間）において上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑦ 随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）において特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧ 上記のほか、報告事項に関し参考となる書類

例えば、特別贈与認定中小企業者が第12条第5項第5号に該当することや、特別子会社がある場合に、当該特別子会社が資産保有型子会社や資産運用型子会社に該当しないことを証する書類が考えられます。

以上の報告事項と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（第12条第5項・第7項）		添付書類（第12条第6項・第8項）
第1号	代表者の氏名	・登記事項証明書〔第2号〕 ・代表権に制限がないことについては定款の写し〔第1号〕
第2号	常時使用する従業員の数	従業員数証明書〔第4号〕
第3号	株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数	・株主会社の場合は、株主名簿の写し〔第3号〕 ・持分会社の場合は、定款の写し〔第1号〕
第4号	上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。	誓約書（上場会社等、風俗営業会社）〔第6号〕
第5号 第6号	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないこと。	・貸借対照表、損益計算書及び事業報告書など〔第5号〕
第7号	総収入金額	損益計算書〔第5号〕
第8号	特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。	誓約書（特定特別子会社）〔第7号〕

第5節 臨時報告について

臨時報告とは、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている経営承継受贈者が、経営承継贈与者の死亡による納税猶予税額の免除を受けるにあたり一定の事由に該当しないことを報告するものです。

特別贈与認定中小企業者は、事業継続期間中に経営承継贈与者の相続が開始した場合には、当該相続の開始の日の翌日から4月を経過する日までに、毎年の事業継続報告とは別に臨時報告を行うことが必要です。

臨時報告の結果、一定の事由に該当しないことが確認された場合には、経済産業大臣から確認書が交付されます。

経営承継受贈者は、納税猶予税額の免除を受けるために、当該経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から 6 月を経過する日までに、税務署長に当該確認書を添付した一定の届出書を提出することが必要となります。

11 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあっては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から四月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合」を報告対象から除外しているのは、贈与税の納税猶予制度の適用前の状況であるためです。

また、報告期限を「相続開始の日の翌日から 4 月を経過する日」としたのは、猶予された贈与税の免除を受けるためには、相続開始の日の翌日から 6 月を経過する日までに、税務署長に免除届出書を提出する必要があるからです。

1. 報告事項について（施行規則第 12 条第 11 項）

- 一 臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名
- 二 臨時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数
- 三 臨時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数

後継者が代表権を有し続けているか、常時使用する従業員の数が贈与の時における常時使用する従業員の数の 8 割以上であること、後継者が株式等を譲渡していないこと、また、後継者とその同族関係者で総株主等議決権数の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が筆頭であること、についてチェックするための事項です。

- 四 臨時贈与報告基準期間において当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。

認定後に株式を上場したり、風俗営業会社になっていないことをチェックするための事項です。

- 五 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

資産保有型会社に該当しないことをチェックするための事項です。

六 臨時贈与報告基準事業年度において、いずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

資産運用型会社に該当しないことをチェックするための事項です。

七 臨時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額

総収入金額がゼロでないことをチェックするための事項です。

八 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である特別贈与認定中小企業者に加えて、その特定特別子会社も風俗営業会社に該当しないことをチェックするための事項です。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔(参考)「生計を一にするの意義」(所得税法基本通達2-47)〕

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

2. 報告の手続（施行規則第12条第12項）

(1) 報告書の様式

報告書は、次の様式を使用してください。

報告に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第 15

臨時報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特別贈与認定中小企業者について

主たる事業内容	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額	円
臨時贈与報告基準日における資本金の額又は出資の総額 贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	円
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額	円
臨時贈与報告基準日における準備金の額 贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	円
認定年月日及び番号	年 月 日 (号)

臨時贈与報告基準日		年 月 日		
臨時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数 人			(a) + (b) + (c) - (d)	
厚生年金保険の被保険者の数 人			(a)	
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数 (*1) 人			(b)	
70 歳以上であって (*1)に該当しない常時使用する従業員の数 人			(c)	
役員（使用人兼務役員を除く。）の数 人			(d)	
臨時贈与報告基準期間 における代表者の氏名	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
臨時贈与報告基準事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に 係る明細表				
種別		内容	利用状況	帳簿価額
有価証券	特別子会社の株式又は持分 ((*2) を除く。)		△	(1) 円 (12) 円
	資産保有型子会社又は資産 運用型子会社に該当する特 別子会社の株式又は持分 (*2)		△	(2) 円 (13) 円
	特別子会社の株式又は持分 以外のもの		△	(3) 円 (14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円 (15) 円
	現に自ら使用していないも の			(5) 円 (16) 円
ゴルフ場その他 の施設の利用に 関する権利	事業の用に供することを目 的として有するもの			(6) 円 (17) 円
	事業の用に供することを目 的としないで有するもの			(7) 円 (18) 円
絵画、彫刻、工 芸品その他の有 形の文化的所産 である動産、貴 金属及び宝石	事業の用に供することを目 的として有するもの			(8) 円 (19) 円
	事業の用に供することを目 的としないで有するもの			(9) 円 (20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これ		△	(10) (21)

	らに類する資産			円	円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11)	(22)
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23) = (2) + (3) + (5) + (7) + (9) + (10) + (11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額		$(25) = (13) + (14) + (16) + (18) + (20) + (21) + (22)$ 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額		(26) 円	
臨時贈与報告基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等		(27) 円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(29) = ((23) + (27) + (28)) / ((24) + (27) + (28))$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合		$(30) = (25) / (26)$ %	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無				有□ 無□	
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）			
経営承継贈与者の役員への就任(*4)の有無				有□ 無□	
(*4)があった場合における経営承継贈与者に対する給与の支払日					

2 経営承継受贈者について

臨時贈与報告基準日(*1)における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		

臨時贈与報告基準日(*1)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b) + (c)) / (a)	個 % 個 % 個 個
臨時贈与報告基準日(*1)における保有議決権数及びその割合	(b) (b) / (a)	個 % 個 個
租税特別措置法第70条の7第1項の適用を受けている株式等に係る議決権数(*2)		個
(*2)のうち臨時贈与報告基準日(*1)までに譲渡した数		個
臨時贈与報告基準日(*1)における同族関係者	氏名(会社名) 	住所(会社所在地)
		保有議決権数及びその割合 (c) (c) / (a) %

3 臨時贈与報告基準期間中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当	
会社名		
会社所在地		
主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額	円	
総株主等議決権数	(a) 個	
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)
		保有議決権数及びその割合 (b) (b) / (a) %

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第12条第12項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 臨時贈与報告基準事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運

用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

6 報告者の経営承継受贈者が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者が施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 報告者が株式交換等により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「臨時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数」については、特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に特別贈与認定中小企業者だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名」については、臨時贈与報告基準期間内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。
- 4 「臨時贈与報告基準事業年度（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表」については、臨時贈与報告基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 6 「（*3）を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 7 「臨時贈与報告基準日（*1）における」については経営承継贈与者の相続の開始の直前ににおける状況を、「臨時贈与報告基準日（*1）までに」については経営承継贈与者の相続の開始の直前までの状況を、それぞれ記載する。
- 8 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 9 「特別子会社」については、臨時贈与報告基準期間中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

(2) 添付書類

① 定款の写し

臨時贈与報告基準日時点において有効な定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を併せて提出してください。

② 登記事項証明書

臨時贈与報告基準日以後に作成されたものを提出してください。

③ 株主名簿の写し

株式会社である場合には、臨時贈与報告基準日における株主名簿を提出してください。株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

④ 従業員数証明書

臨時贈与報告基準日時点での常時使用する従業員の数が分かるよう従業員数証明書を提出してください。

従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。

⑤ 臨時贈与報告基準事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類

例えば事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までの場合で、報告基準日が平成21年3月15日であるときには、平成20年3月期の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。

⑥ 臨時贈与報告基準期間において上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑦ 臨時贈与報告基準期間において特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧ 上記のほか、報告事項に関し参考となる書類

例えば、特別贈与認定中小企業者が第12条第11項第5号に該当することや、特別子会社がある場合に、当該特別子会社が資産保有型子会社や資産運用型子会社に該当しないことを証する書類が考えられます。

以上の報告事項と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（第12条第11項）	添付書類（第12条第12項）
第1号 代表者の氏名	・登記事項証明書〔第2号〕 ・代表権に制限がないことについては定款の写し〔第1号〕

第2号	常時使用する従業員の数	従業員数証明書〔第4号〕
第3号	株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数	・株主会社の場合は、株主名簿の写し〔第3号〕 ・持分会社の場合は、定款の写し〔第1号〕
第4号	上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。	誓約書（上場会社等、風俗営業会社）〔第6号〕
第5号 第6号	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないこと。	・貸借対照表、損益計算書及び事業報告書など〔第5号〕
第7号	総収入金額	損益計算書〔第5号〕
第8号	特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。	誓約書（特定特別子会社）〔第7号〕

第6節 認定の取消しについて（施行規則第9条第2項・第3項）

毎年1回の報告等により、認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第2項）

一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡したこと。

経営承継受贈者（後継者）が死亡した場合には、認定が取り消されます。

二 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任したこと（その代表権を制限されたことを含む。以下この条において同じ。）。

経営承継受贈者（後継者）が代表者を退任した場合には、認定が取り消されます。ただし、施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当する場合には、代表者を退任し又は代表権が制限された場合であっても、認定取消事由に該当しないものとみなします。

【施行規則第9条第4項各号】

- 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護5）を受けたこと。
- 上記に類すると認められること。

三　贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。）又は臨時贈与報告基準日（同条第十一項の臨時贈与報告基準日をいう。）において、当該特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回る数となったこと。

贈与報告基準日（贈与税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日）又は臨時贈与報告基準日（経営承継贈与者の相続の開始の日）の常時使用する従業員の数が、贈与の時の常時使用する従業員の数の80%を下回った場合には、認定が取り消されます。

四　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと。

経営承継受贈者（後継者）とその同族関係者で有する議決権の数が、総株主等議決権数の50%以下となった場合には、認定が取り消されます。

五　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと。

経営承継受贈者（後継者）が同族関係者の中で筆頭株主でなくなった場合には、認定が取り消されます。

六　当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七　当該特別贈与認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その経営承継受贈者が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

株式会社である場合は、経営承継受贈者（後継者）が取得した納税猶予対象株式につき、議決権制限株式に変更した場合には認定が取り消されます。

持分会社である場合は、経営承継受贈者の議決権を制限する旨の定款の変更をした場合には、認定が取り消されます。

八　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得

した当該特別贈与認定中小企業者の株式等（当該特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸收合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式等の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸收分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸收分割会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合において、吸收分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）の成立の日に、吸收分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸收分割承継会社をいう。）又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含む。）。

経営承継受贈者（後継者）が先代経営者から贈与により取得した株式等を譲渡（贈与を含みます。）した場合には、認定が取り消されます。なお、会社分割を行った場合であつて、吸收分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を配当財産とする剰余金の配当があつたときには、会社分割によって特別贈与認定中小企業者の株式等の価値が低下するのと引換えに、吸收分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を取得したということができ、経済実質的に株式等の譲渡により対価を得たことと同一視できるため、同様に、認定が取り消されます。

九　当該特別贈与認定中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者以外の者が有することになったこと。

「会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式」（いわゆる拒否権付株式（＝黄金株））を経営承継受贈者（後継者）以外の者が有することになった場合には、経営承継受贈者（後継者）の意思決定に対して拒否権を発動できる者がいることになり、経営承継受贈者の経営権が不完全なものになるため、認定が取り消されます。

十　当該特別贈与認定中小企業者が解散（合併により消滅する場合を除き、会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）したこと。

会社が解散した場合には、認定が取り消されます。

合併による消滅は、会社の解散事由ですが（会社法第471条第4号）、合併の効力発生時に法人格が消滅するため、認定は、原則としてその効力が消滅します（施行規則第10

条第1項本文) ので、取消事由から除外しています。

「会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合」とは、例えば、会社法第472条による休眠会社のみなし解散があります。

十一 当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

上場会社等又は風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

なお、特別贈与認定中小企業者が認定後に事業の拡大や成長等に伴い資本金や従業員数が増加し中小企業者に該当しないこととなった場合であっても、認定取消事由には該当しません。

十二 当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社(第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。)に該当したこと。

十三 贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社(第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。)に該当したこと。

資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

この資産保有型会社又は資産運用型会社の判定に当たっては、①実質的に事業実態のある会社(第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する会社であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている会社をいう。)が除かれるとともに、②その特定資産の計算に際して、実質的に事業実態のある特別子会社(第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する会社であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている会社をいう。)の株式又は持分が除かれます。

十四 贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

贈与認定申請基準日の属する事業年度以後の事業年度において、総収入金額がゼロであった場合には、事業実態がないことから、認定が取り消されます。

十五　当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。なお、特定特別子会社が認定後に大会社や上場会社等に該当した場合であっても、認定取消事由には該当しません。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔(参考)「生計を一にするの意義」(所得税法基本通達2-47)〕

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ　当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ　これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

十六　第十二条第一項、第五項及び第十一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。

施行規則第12条第1項(事業継続報告)、第5項(随時報告)、第11項(臨時報告)に係る報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合には、認定が取り消されます。

十七　偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

偽りその他不正の手段により認定を受けた場合には、認定が取り消されます。

十八　当該特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと(減少する資本金の額の全部を準備金とする場合並びに同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合を除く。以下同じ。)。

減資を行った場合（株式会社の場合は会社法第447条第1項、合同会社の場合は同法第626条第1項）には、認定が取り消されます。ただし、減少資本金額の全額を準備金とする場合及び欠損墳補目的の減資（会社法第309条第2項第9号イとロに該当する場合）については、認定は取り消されません。

なお、会社法第447条第3項に該当した場合であっても、欠損墳補目的の減資でないときは本号に該当します。

十九　当該特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合及び同法第四百四十九条第一項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）。

準備金の額の減少を行った場合には、認定が取り消されます。ただし、減少準備金額の全額を資本金とする場合及び欠損墳補目的の準備金の額の減少（会社法第449条第1項但書きに該当する場合）については、認定は取り消されません。

二十　当該特別贈与認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該特別贈与認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

組織変更を行った場合において、組織変更後の会社の株式等以外の財産の交付を受けた場合には、経済実質的に組織変更により当該株式等以外の財産の交付を受けた部分につき組織変更前の会社の株式等の譲渡を行ったことと同一視できるため、認定が取り消されます。

二十一　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者又は役員（代表者を除き、当該特別贈与認定中小企業者から給与の支給を受けた役員に限る。第四項において同じ。）となったこと。

経営承継贈与者が特別贈与認定中小企業者の代表者又は役員（代表者を除き、給与の支給を受けたものに限る。）となった場合には、認定が取り消されます。

つまり、経営承継贈与者が代表権が無かつ給与の支給を受けない役員に復帰することは、認定の取消事由に該当しないことになります。

なお、この給与とは、当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の役員又は使用人として受ける給与であり、通常の現金による給与や現物給与の他に、例えば債務免除や債務引受け、無償社宅、無利息貸付、渡切交際費などによる経済的利益のうち実質的に給与の支給を受けたのと同様の経済的效果をもたらすと考えられるものも含まれます。

従って、明らかに株主等としての地位に基づき受ける配当等や優待、香典や見舞金等でその受給者の社会的地位等に照らし社会通念上相当と認められるものは含まれません。

また、役員とは会社法第329条第1項に規定する取締役、監査役、会計参与又は業務執行社員をいいます。従って、会社法上の役員としての地位を有しない名誉職（会長、相談

役等)は、ここでいう役員には含まれません。

二十二 当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該特別贈与認定中小企業者が第十三条第一項の確認を受けていないこと。

認定の有効期限までに経営承継贈与者の相続が開始した場合において、当該特別贈与認定中小企業者が経営承継贈与者の相続税の申告期限までに施行規則第13条第1項の確認を受けていないときは認定が取り消されます。

二十三 当該特別贈与認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

特別贈与認定中小企業者が自ら認定取消しの申請を行う場合には、認定が取り消されることになります。

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》(施行規則第9条第3項)

一 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡したこと。

経営承継相続人（後継者）が死亡した場合には、認定が取り消されます。

二 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任したこと。

経営承継相続人（後継者）が代表者を退任した場合には、認定が取り消されます。ただし、施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当する場合には、代表者を退任し又は代表権が制限された場合であっても、認定取消事由に該当しないものとみなします。

【施行規則第9条第4項各号】

- 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護5）を受けたこと。
- 上記に類すると認められること。

三 相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。）において、当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該認定に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回る数となったこと。

相続報告基準日（相続税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日）の常時

使用する従業員の数が、相続の開始の日の常時使用する従業員の数の80%を下回った場合には、認定が取り消されます。

四 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別相続認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと。

経営承継相続人（後継者）とその同族関係者で有する議決権の数が、総株主等議決権数の50%以下となった場合には、認定が取り消されます。

五 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人が有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと。

経営承継相続人（後継者）が同族関係者の中で筆頭株主でなくなった場合には、認定が取り消されます。

六 当該特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七 当該特別相続認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その経営承継相続人が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

株式会社である場合には、経営承継相続人（後継者）が取得した納税猶予対象株式につき、議決権制限株式に変更した場合に認定が取り消されます。

持分会社である場合には、経営承継相続人の議決権を制限する旨の定款の変更をした場合に認定が取り消されます。

八 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式等（当該特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式等の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別相続認定中小企業者が会社分割により

吸收分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸收分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に、吸收分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剩余金の配当をしたことを含む。)。

経営承継相続人（後継者）が先代経営者から相続又は遺贈により取得した株式等を譲渡（贈与を含みます。）した場合には、認定が取り消されます。なお、会社分割を行った場合であって、吸收分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を配当財産とする剩余金の配当があったときには、会社分割によって特別相続認定中小企業者の株式等の価値が低下するのと引換に、吸收分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を取得したということができ、経済実質的に株式等の譲渡により対価を得たことと同一視できるため、同様に、認定が取り消されます。

九　当該特別相続認定中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人以外の者が有することとなったこと。

「会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式」（いわゆる拒否権付株式（＝黄金株））を経営承継相続人（後継者）以外の者が有することになった場合には、経営承継相続人（後継者）の意思決定に対して拒否権を発動できる者がいることになり、経営承継相続人の経営権が不完全なものになるため、認定が取り消されます。

十　当該特別相続認定中小企業者が解散したこと。

会社が解散した場合には、認定が取り消されます。

合併による消滅は、会社の解散事由ですが（会社法第471条第4号）、合併の効力発生時に法人格が消滅するため、認定は、原則としてその効力が消滅します（施行規則第10条第1項本文）ので、取消事由から除外しています。

「会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合」とは、例えば、会社法第472条による休眠会社のみなし解散があります。

十一　当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

上場会社等又は風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

なお、特別相続認定中小企業者が認定後に事業の拡大や成長等に伴い資本金や従業員数が増加し中小企業者に該当しないこととなった場合であっても、認定取消事由には該当しません。

十二　当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当したこと。

十三　相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当したこと。

資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合には、認定が取り消されます。この資産保有型会社又は資産運用型会社の判定に当たっては、①実質的に事業実態のある会社（第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する会社であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている会社をいう。）が除かれるとともに、②その特定資産の計算に際して、実質的に事業実態のある特別子会社（第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する会社であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている会社をいう。）の株式又は持分が除かれます。

十四 相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別相続認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

相続認定申請基準日の属する事業年度以後の事業年度において、総収入金額がゼロであった場合には、事業実態がないことから、認定が取り消されます。

十五 当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。なお、特定特別子会社が認定後に大会社や上場会社等に該当した場合であっても、認定取消事由には該当しません。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔(参考)「生計を一にするの意義」(所得税法基本通達2-47)〕

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

　イ　当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

　ロ　これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

十六 第十二条第三項及び第七項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。

施行規則第 12 条第 3 項（事業継続報告）、第 7 項（随時報告）に係る報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合には、認定が取り消されます。

十七 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

偽りその他不正の手段により認定を受けた場合には、認定が取り消されます。

十八 当該特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項 又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと。

減資を行った場合（株式会社の場合は会社法 447 条第 1 項、合同会社の場合は同法 626 条第 1 項）には、認定が取り消されます。ただし、減少資本金額の全額を準備金とする場合及び欠損填補目的の減資（会社法第 309 条第 2 項第 9 号イとロに該当する場合）については、認定は取り消されません。

なお、会社法第 447 条第 3 項に該当した場合であっても、欠損填補目的の減資でないときは本号に該当します。

十九 当該特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと。

準備金の額の減少を行った場合には、認定が取り消されます。ただし、減少準備金額の全額を資本金とする場合及び欠損填補目的の準備金の額の減少（会社法第 449 条第 1 項但し書きに該当する場合）については、認定は取り消されません。

二十 当該特別相続認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該特別相続認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

組織変更を行った場合において、組織変更後の会社の株式等以外の財産の交付を受けたときには、経済実質的に組織変更により当該株式等以外の財産の交付を受けた部分につき組織変更前の会社の株式等の譲渡を行ったことと同一視できるため、認定が取り消されます。

二十一 当該特別相続認定中小企業者から第五項の申請があつたこと。

特別相続認定中小企業者が自ら認定取消しの申請を行う場合には、認定が取り消されることになります。

《認定取消しの手続き》（施行規則第九条第二項第二十三号、第三項第二十一号）

特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が自ら認定取消しの申請を行う場合には、次の様式を使用して下さい。

申請に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第 10 の 2

施行規則第 9 条第 5 項の規定による認定取消申請書

年　月　日

経済産業大臣名　　殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

年　月　日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定を取り消されたいので、同法施行規則第 9 条第 5 項の規定により認定の取消しを申請します。

記

認定年月日及び番号

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 申請書の写しを添付する。

第7節 合併があった場合の認定の承継（施行規則第10条関係）

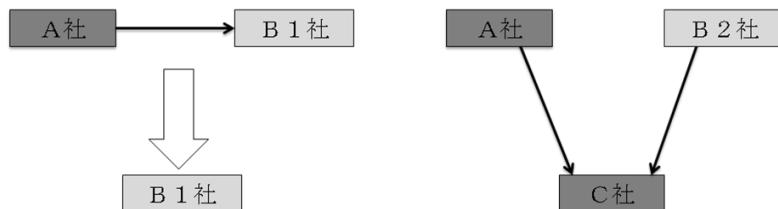
1. 合併の類型

合併には、吸收合併²⁷と新設合併²⁸があります。

吸收合併においては、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が消滅会社（A社）となる場合と存続会社（B1社）となる場合があります。

新設合併においては、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者は必ず消滅会社となります。

【吸收合併】【新設合併】



2. 合併があった場合における認定の効力の消滅と認定の承継

合併により特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が消滅した場合には、その認定は、原則として、当然にその効力を失います（施行規則第10条第1項本文・第2項本文）。ただし、この場合において吸收合併存続会社等²⁹が、合併効力発生日等³⁰において一定の要件に該当することについて経済産業大臣の確認を受けたときは、当該吸收合併存続会社等は、当該合併効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます（施行規則第10条第1項ただし書・第2項ただし書）³¹。

²⁷ 吸收合併は、当事会社の一部が消滅し、消滅会社の権利義務の全部が清算手続を経ることなく存続会社に移転するものをいいます。

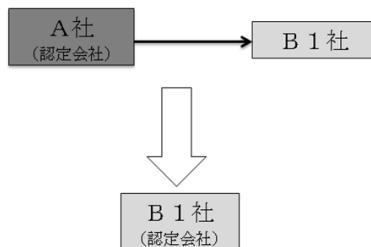
²⁸ 新設合併は、当事会社の全部が消滅し、消滅会社の権利義務の全部が清算手続を経ることなく新設会社に移転するものをいいます。

²⁹ 吸收合併存続会社又は新設合併設立会社をいいます。

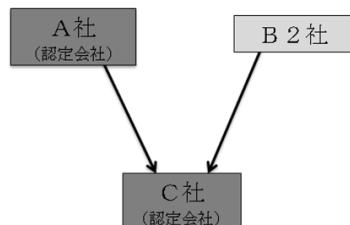
³⁰ 吸收合併の効力発生日又は新設合併設立会社の成立の日をいいます。

³¹ 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にいかなるときも認定の効力が消滅することとすると、合理的な企業行動を阻害するおそれがあるからです。

【吸収合併】



【新設合併】



以下の認定を承継するための要件、手続及び効果に関する解説においては、上図のとおり、承継前の特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者をA社、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をB1社（吸収合併）若しくはC社（新設合併）といいます。

3 合併があった場合に認定を承継するための要件

第10条第1項

- 一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該吸収合併存続会社等の代表者（代表権を制限されている者を除く。次項第一号並びに次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）であること。

第10条第2項

- 一 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該吸収合併存続会社等の代表者であること。

A社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、合併効力発生日等において、B1社（吸収合併の場合）又はC社（新設合併の場合）の代表者であることを意味します。

吸収合併の場合には、A社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、吸収合併の効力発生と同時にB1社の代表者に就任するときと、従前からA社とB1社の代表者であるときがあります。

新設合併の場合には、A社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、C社の成立と同時にその代表者に就任することが必要です。

ただし、A社の経営承継受贈者又は経営承継相続人がB1社又はC社の代表者であるものの、定款その他の規定によりその代表権を制限されている場合は、本号に該当しません。

なお、A社が認定を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が次のいずれかに該当し、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出した場合には、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人がB1社又はC社の代表者でなく、又は代表権を制限されてい

るときであっても、本号に該当することとされています（施行規則第10条第3項）。

- 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護5）を受けたこと。
- 上記に類すると認められること。

第10条第1項

二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継受贈者以外の株主であって合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

第10条第2項

二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

B1社又はC社が、合併の対価としてA社の株主又は社員に対してB1社又はC社の株式等以外の財産を交付した場合には、B1社又はC社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

ただし、合併比率を調整するために交付する金銭（合併交付金）や経営承継受贈者又は経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものから株式買取請求を受けて交付する金銭は、本号にいう「株式等以外の財産」から除外されます。

第10条第1項

三 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

第10条第2項

三 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の

数も下回らない者であること。

A社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、その同族関係者と合わせてB1社又はC社の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が有するB1社又はC社の株式等に係る議決権の数が同族関係者の中で最も多い、という意味です。

第10条第1項

四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 吸収合併の場合にあっては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

第10条第2項

四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 吸収合併の場合にあっては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

B1社又はC社が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれかに該当する場合には、B1社又はC社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

第10条第1項

六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

第10条第2項

六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

B1社又はC社に特定特別子会社がある場合、当該特定特別子会社が風俗営業会社に該当するときには、B1社又はC社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔(参考)「生計を一にするの意義」(所得税法基本通達2-47)〕

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

4. 合併があった場合に認定を承継するための手続

吸収合併存続会社等が特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継するためには、合併効力発生日等の後、遅滞なく、上記3の各要件に該当する旨を経済産業大臣に報告し（施行規則第12条第9項）、同大臣の確認を受けることが必要です（施行規則第10条第1項ただし書・第2項ただし書及び第12条第9項・第13項）。

報告により施行規則第10条第1項又は第2項に該当することが確認された場合には経済産業大臣から確認書が交付されます。

経営承継受贈者又は経営承継相続人は、当該合併効力発生日等の後最初に到来する報告基準日に係る継続届出書に当該確認書を添付して税務署長に提出することが必要となります。（租税特別措置法第70条の7第10項、同70条の7の2第10項、同70条の7の4第8項）

(1) 合併報告書の記載要領

合併報告書は、次の様式を使用してください。

報告に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第13

合併報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

(吸收合併存続会社等)

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項の規定により、施行規則第10条第1項（第2項）各号に掲げるいずれにも該当する旨を報告します。

記

1 吸収合併存続会社等について

主たる事業内容					
資本金の額又は出資の総額	円				
合併効力発生日等	年 月 日				
承継の原因					
認定年月日及び番号	年 月 日 (号)				
合併効力発生日等の直前 における特別贈与認定中 小企業者（特別相続認定 中小企業者）	会社名	会社所在地			
	代表者氏名	代表者住所			
合併により交付された財産					
合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 (*)を除く。)		△	(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産 運用型子会社に該当する特 別子会社の株式又は持分(*)		△	(2) 円	(13) 円

	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自らの利用に供しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自らの利用に供していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他 の施設の利用に 関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品 その他の有形 の文化的所産で ある動産、貴金属 及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額 の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7) +(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額		(25)=(13)+(14)+(16) +(18)+(20)+(21)+(22))	円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額		(26) 円	
合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間（贈与		剰余金の配当等	(27)		円

(相続の開始) の日前の期間を除く。) に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額	損金不算入となる給与 (28)	円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合 $(29) = ((23) + (27) + (28)) / ((24) + (27) + (28))$	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 $(30) = (25) / (26)$	%

2 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

合併効力発生日等における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
合併効力発生日等における経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者の保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) $((b) + (c)) / (a)$	個 %
合併効力発生日等における保有議決権数及びその割合	(b) $(b) / (a)$	個 %
合併効力発生日等における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (c) $(c) / (a)$

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第 12 条第 9 項各号に規定する書類を添付する。
- 4 報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第 9 条第 4 項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

6 合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 「承継の原因」については、吸収合併又は新設合併のいずれかを記載する。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 4 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 5 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

「1 吸収合併存続会社等について」

- ① 「合併効力発生年月日等」には、吸収合併契約書に記載されている吸収合併の効力発生日又は新設合併設立会社の成立の日（設立登記の日）を記載してください。
- ② 「承継の原因」には、吸収合併であるか、新設合併であるかを記載してください。
- ③ 「認定年月日及び番号」には、合併により消滅したA社が認定を受けた年月日（認定書に記載された年月日）及び番号を記載してください。
- ④ 「合併効力発生日等の直前における特別認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）」には、合併により消滅する直前のA社について、それぞれ該当する事項を記載してください。代表者が複数いた場合には、すべての代表者の氏名及び住所を記載してください。
- ⑤ 「合併により交付された財産」には、「吸収合併存続会社の株式」など、具体的に記載してください。
- ⑥ 「合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表」は、認定の申請書の記載要領に関する説明を参照してください。

「2 経営承継受贈者（経営承継相続人）について」

- ① 「合併効力発生日等における総株主等議決権数」には、合併効力発生日等におけるB1社又はC社の総株主等議決権数を記載してください。
- ② 「氏名」及び「住所」には、経営承継受贈者（経営承継相続人）の氏名及び住所を記

載してください。

- ③ 「合併効力発生日等における経営承継受贈者（経営承継相続人）及び同族関係者の保有議決権数の合計及びその割合」には、それぞれ該当する事項を記載してください。同族関係者については、それぞれの同族関係者ごとに氏名（会社名）、住所（会社所在地）並びに保有議決権数及び割合を記載してください。
- ④ 経営承継受贈者又は経営承継相続人がB1社又はC社の代表者でない場合又は代表権を制限されている者である場合には、欄外にその旨を付記し、施行規則第9条第4項各号のうち該当するものを記載してください。

（記載例）

経営承継相続人甲野太郎は代表者でないが、同人は、平成〇年〇月〇日に身体障害者手帳（1級）の交付を受けている。

（2）合併報告書の添付書類

- ① 吸収合併契約書又は新設合併契約書の写し
- ② 吸収合併存続会社等の定款の写し
合併効力発生日等の時点において有効なB1社又はC社の定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされた事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。
- ③ 吸収合併存続会社等の登記事項証明書
合併効力発生日等の後に作成されたB1社又はC社の登記事項証明書を提出してください。
- ④ 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社（新設合併の場合には、新設合併消滅会社）の従業員数証明書
合併効力発生日等の直前における次の会社の従業員数証明書を提出してください。
(吸収合併の場合) B1社、A社以外の吸収合併消滅会社
(新設合併の場合) A社以外の新設合併消滅会社
従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。
- ⑤ 吸収合併存続会社等の株主名簿の写し（株式会社である場合）
合併効力発生日等の時点におけるB1社又はC社の株主名簿の写しを提出してください。
株主名簿には会社の実印を押印して下さい。
- ⑥ 吸収合併存続会社等の合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類
例えば、A社及びB1社の事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までの場合で、合併効力発生日が平成21年9月1日であるときには、平成21年3月期の貸借対照表、

損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を提出してください。

新設合併の場合には、新設合併設立会社の「合併効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度」はありませんので、新設合併消滅会社のもののみを提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。

- ⑦ 吸収合併存続会社等の資産の帳簿価額の総額及びその内訳を記した書面
- ⑧ 吸収合併存続会社等が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
- ⑨ 吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
- ⑩ その他、参考となる書類

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

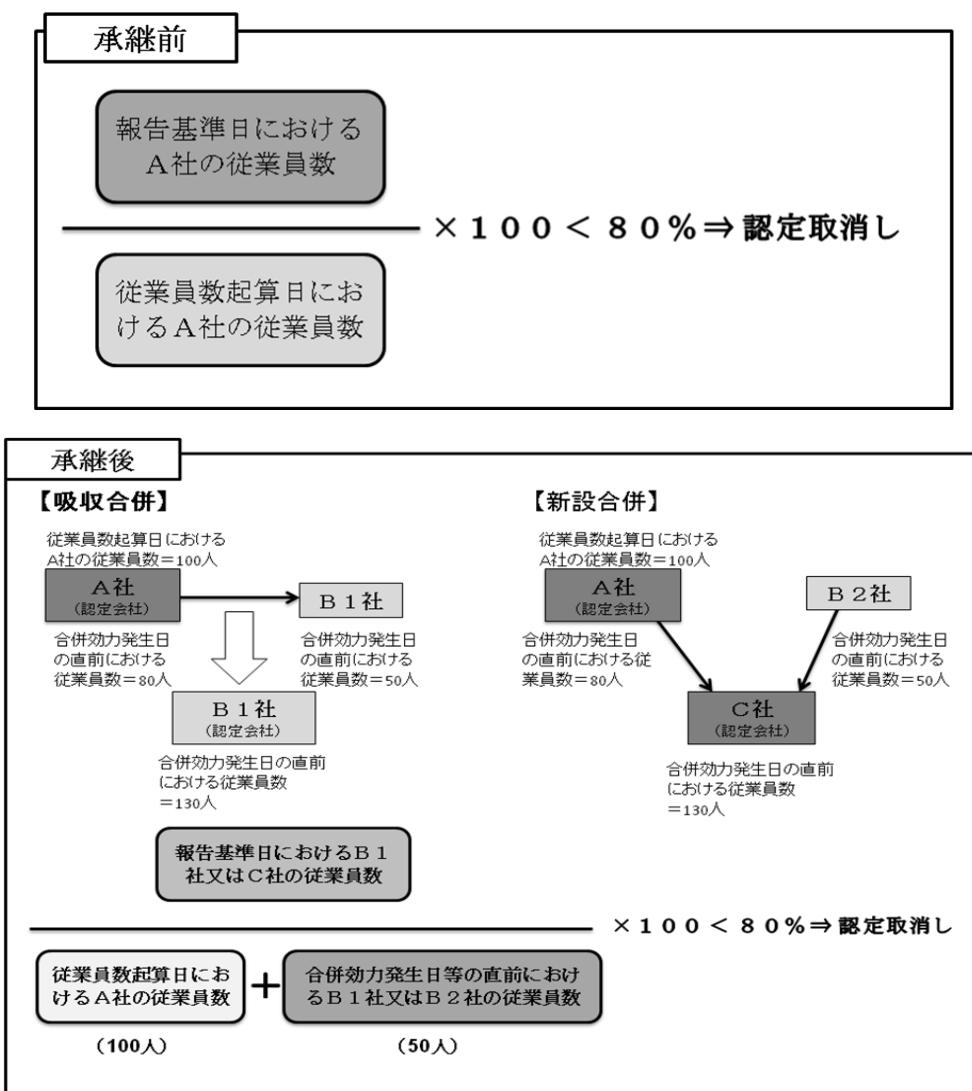
要件（第10条第1項ただし書 第10条第2項ただし書）		添付書類（第12条第9項）
第1号	経営承継受贈者又は経営承継相続人が吸収合併存続会社等の代表者（代表権を制限されている者を除く。）であること。	<ul style="list-style-type: none">・登記事項証明書[第3号]・定款の写し（代表権の制限）[第2号]・（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、介護保険の被保険者証）[第10条第4項]
第2号	吸収合併存続会社等の株式等以外の財産が交付されていないこと。	<ul style="list-style-type: none">・吸収合併契約書又は新設合併契約書[第1号]
第3号	経営承継受贈者又は経営承継相続人が、その同族関係者と合わせて吸収合併存続会社等の議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者内筆頭であること。	<ul style="list-style-type: none">・登記事項証明書[第3号]・株主名簿の写し（株式会社の場合）[第5号]・定款の写し（持分会社の場合）[第2号]
第4号 第5号	吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれにも該当しないこと。	<ul style="list-style-type: none">・誓約書（上場会社等、風俗営業会社）[第8号]・貸借対照表、損益計算書など（資産保有型会社、資産運用型会社）[第6号]
第6号	吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。	<ul style="list-style-type: none">・誓約書[第9号]

5. 認定の承継の効果

吸収合併存続会社等であるB1社又はC社が特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継した場合には、以後、B1社又はC社は、施行規則第12条

第1項・第3項に基づく報告をする必要があります。

また、B1社又はC社が施行規則第9条第2項各号・第3項各号のいずれかに該当したときには、認定が取り消されることになります。この場合、認定の取消事由のうち常時使用する従業員の数に関する規定（第2項第3号・第3項第3号）については、贈与の時又は相続の開始の時におけるA社の従業員数と合併効力発生日等の直前のB1社（及び吸収合併の場合におけるA社以外の吸収合併消滅会社）又はB2社（及び新設合併の場合におけるA社並びにB2社以外の新設合併消滅会社）の従業員数の合計数に対する贈与報告基準日又は相続報告基準日におけるB1社又はC社の従業員数の割合が80%を下回ることと読み替えられます（施行規則第10条第4項・5項。）。



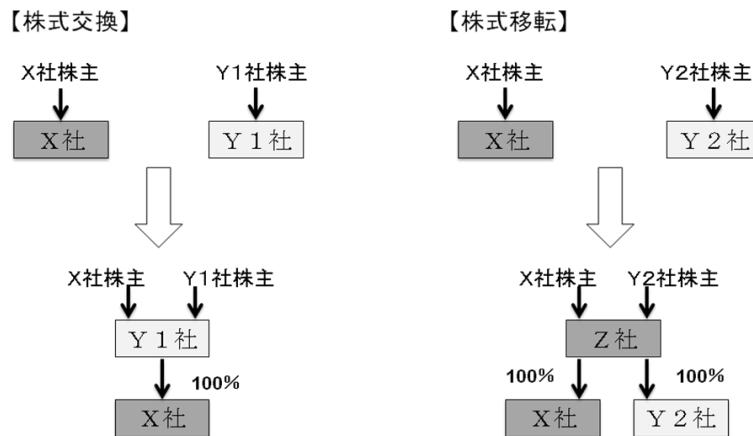
第8節 株式交換等があった場合の認定の承継（施行規則第11条関係）

1. 株式交換等の類型

株式交換と株式移転は、既存の株式会社を完全子会社とする完全親子会社関係を創設するものです。既存の株式会社又は合同会社が完全親会社となるものが株式交換であり、新設される株式会社が完全親会社となるものが株式移転です。

株式交換においては、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が完全親会社（Y1社）となる場合と完全子会社（X社）となる場合があります。

株式移転においては、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者は必ず完全子会社となります。



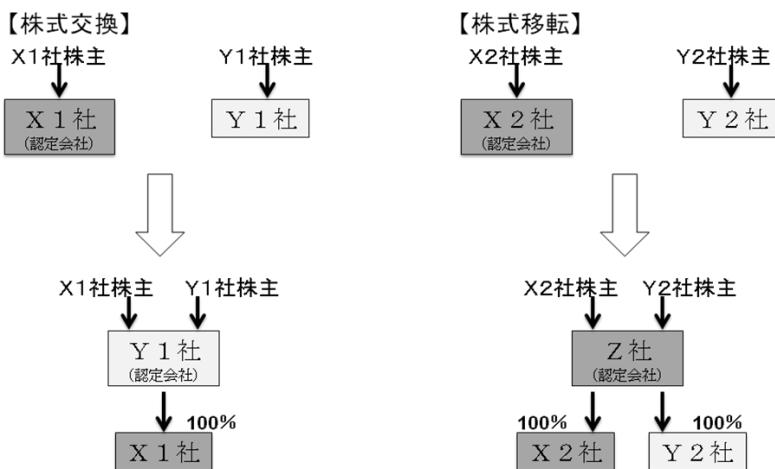
2. 株式交換等があった場合における認定の承継

株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」といいます。）により特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が他の会社（完全親会社）の完全子会社となった場合には、当該特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者の株式等の全部を完全親会社が有することになり、原則として認定が取り消されることになります（施行規則第9条第2項第4号及び第5号・第3項第4号及び第5号）。ただし、この場合において、株式交換完全親会社等³²が株式交換効力発生日等³³において一定の要件に該当することについて経済産業大臣の確認を受けたときは、当該株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます（施行規則第11条第1項）³⁴。

32 株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社をいいます。

33 株式交換の効力発生日又は株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。

34 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社（完全親会社）の完全子会社となった場合にいかなるときも認定が取り消されることとなると、合理的な企業行動を阻害するおそれがあるため、一定の場合に完全親会社が特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する旨を規定しています。



以下の認定を承継するための要件、手続及び効果に関する解説においては、上図のとおり、承継前の特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者をX1社(株式交換)又はX2社(株式移転)、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をY1社(株式交換)又はZ社(株式移転)といいます。

3. 株式交換等があった場合に認定を承継するための要件

第11条第1項

- 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該株式交換完全親会社等及び当該特別贈与認定中小企業者の代表者であること。

第11条第2項

- 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該株式交換完全親会社等及び当該特別相続認定中小企業者の代表者であること。

X1社(株式交換)又はX2社(株式移転)の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、株式交換効力発生日等において、Y1社及びX1社(株式交換)又はZ社及びX2社(株式移転)の代表者であることを意味します。

株式交換の場合には、X1社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、株式交換とともにY1社の代表者に就任するときと、従前からY1社の代表者であるときがあります。

株式移転の場合には、X2社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、Z社の成立と同時にその代表者に就任することが必要です。

また、X1社又はX2社の経営承継受贈者又は経営承継相続人は、完全子会社となつたX1社又はX2社の代表者であることも必要です。

ただし、X1社(株式交換)又はX2社(株式移転)の経営承継受贈者又は経営承継相続人がY1社及びX1社(株式交換)又はZ社及びX2社(株式移転)の代表者であるものの、定款その他の規定によりその代表権を制限されている場合は、本号に該当しませ

ん。

また、1社（株式交換）又はX2社（株式移転）が認定を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が精神障害者保健福祉手帳（1級）などの交付を受け、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出した場合において、当該経営承継受贈者又は経営承継相続人がY1社及びX1社（株式交換）又はZ社及びX2社（株式移転）の代表者出ないとき等の取扱いについては、合併の場合と同様です（施行規則第11条第3項）。

第11条第1項

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継受贈者以外の株主であって株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

第11条第2項

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続人以外の株主であって株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

Y1社（株式交換）又はZ社（株式移転）が、株式交換等の対価としてX1社（株式交換）又はX2社（株式移転）の株主に対してY1社又はZ社の株式等以外の財産を交付した場合には、Y1社又はZ社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

ただし、株式交換等の比率を調整するために交付する金銭や経営承継受贈者又は経営承継相続人以外の株主であって株式交換等に反対するものから株式買取請求を受けて交付する金銭は、本号にいう「株式等以外の財産」から除外されます。

第11条第1項

三 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

第11条第2項

三 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超

る議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

X 1社（株式交換）又はX 2社（株式移転）の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、その同族関係者と合わせてY 1社（株式交換）又はZ社（株式移転）の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が有するY 1社又はZ社の株式等に係る議決権の数が同族関係者の中で最も多い、という意味です。

第 11 条第 1 項

四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

第 11 条第 2 項

四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

Y 1社（株式交換）又はZ社（株式移転）が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれかに該当する場合には、Y 1社又はZ社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

第 11 条第 1 項

六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

第 11 条第 2 項

六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

Y 1社（株式交換）又はZ社（株式移転）の特定特別子会社（X 1社又はX 2社を含む。）が風俗営業会社に該当する場合には、Y 1社又はZ社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔(参考)「生計を一にするの意義」(所得税法基本通達2-47)〕

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

4. 株式交換等があった場合に認定を承継するための手続

株式交換完全親会社等が特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継するためには、株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、上記(1)の各要件に該当する旨を経済産業大臣に報告し（施行規則第12条第10項）、同大臣の確認を受けることが必要です（施行規則第11条第1項・第2項及び第12条第10項・第13項）。

報告により施行規則第11条第1項又は第2項に該当することが確認された場合には経済産業大臣から確認書が交付されます。

経営承継受贈者又は経営承継相続人は、当該株式交換効力発生日等の後最初に到来する報告基準日に係る継続届出書に当該確認書を添付して税務署長に提出することが必要となります。（租税特別措置法第70条の7第10項、同70条の7の2第10項、同70条の7の4第8項）

(1) 株式交換等報告書の記載要領

株式交換等報告書は、次の様式を使用してください。

報告に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第 14

株式交換等報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

(株式交換完全親会社等)

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 10 項の規定により、
施行規則第 11 条第 1 項（第 2 項）各号に掲げるいずれにも該当する旨を報告します。

記

1 株式交換完全親会社等

主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額	円	
株式交換効力発生日等	年 月 日	
承継の原因		
認定の年月日及び番号	年 月 日 (号)	
株式交換完全親会社等	代表者氏名	代表者住所
株式交換完全子会社等	会社名	会社所在地
	代表者氏名	代表者住所
株式交換等により交付された財産		
株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度 (年 月 日から 年)		

月 日まで)における特定資産に係る明細表					
	種別	内容	利用状況	価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 ((*)を除く。)		△	(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*)		△	(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		△	(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		△	(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者(経営承継相続人)及び当該経営承継受贈者(経営承継相続人)に係る同族関係者等(施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7) +(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額		(25)=(13)+(14)+(16) +(18)+(20)+(21)+(22))	

				円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26)	円
株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の 5 年間 (贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。) に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額	剩余金の配当等	(27)		円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	損金不算入となる給与	(28)		円
特定資産の帳簿価額等の合計額が総収入金額に占める割合	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26)		%

2 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

株式交換効力発生日等における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
株式交換効力発生日等における経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b) + (c)) / (a)	個 %
株式交換効力発生日等における保有議決権数及びその割合	(b) (b) / (a)	個 %
株式交換効力発生日等における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (c) (c) / (a)
		%

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第 12 条第 10 項各号に掲げる書類を添付する。

4 報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者若しくはその株式交換完全子会社等（施行規則第11条第1項の規定による地位の承継前の特別贈与認定中小企業者（第2項の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者）に限る。）の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

5 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときは、その旨を証する書類を添付する。

6 株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 「承継の原因」については、株式交換又は株式移転のいずれかを記載する。
- 2 「株式交換完全子会社等」については、承継前に特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）であった者のみの事項を記載する。
- 3 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 4 「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 6 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 7 株式移転の場合にあっては、「株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表」のうち「運用収入」の欄の記載は不要である。

「1 株式交換完全親会社等について」

- ① 「株式交換効力発生日等」には、株式交換契約書に記載されている株式交換の効力発生日又は株式移転設立完全親会社の成立の日（設立登記の日）を記載してください。
- ② 「承継の原因」には、株式交換であるか、株式移転であるかを記載してください。
- ③ 「認定の年月日及び番号」には、株式交換等により完全子会社となったX1社又はX

2社が認定を受けた年月日(認定書に記載された年月日)及び番号を記載してください。

- ④ 「株式交換完全親会社等」には、株式交換等により完全親会社となったY1社又はZ社の代表者の氏名及び住所を記載してください。
- ⑤ 「株式交換完全子会社等」には、株式交換等により完全子会社となったX1社又はX2社の会社名、会社所在地、代表者の氏名及び住所を記載してください。
- ⑥ 「株式交換等により交付された財産」には、「株式交換完全親会社の株式」など、具体的に記載してください。
- ⑦ 「株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産等に係る明細表」には、認定の申請書の記載要領に関する説明を参照してください。

株式移転の場合には、株式移転設立完全親会社について「株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」はありませんので、上記日付を空欄とし、明細表には、株式移転設立完全親会社の成立の日における資産の総額及びその内訳を記載してください。

「2 経営承継受贈者（経営承継相続人）について」

- ① 「株式交換効力発生日等における総株主等議決権数」には、株式交換効力発生日等におけるY1社又はZ社の総株主等議決権数を記載してください。
- ② 「氏名」及び「住所」には、経営承継受贈者（経営承継相続人）の氏名及び住所を記載してください。
- ③ 「株式交換効力発生日等における経営承継受贈者（経営承継相続人）及びその同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合」には、それぞれ該当する事項を記載してください。同族関係者については、それぞれの同族関係者ごとに氏名（会社名）、住所（会社所在地）並びに保有議決権数及び割合を記載してください。
- ④ 経営承継受贈者（経営承継相続人）がY1社又はZ社の代表者でない場合又は代表権を制限されている者である場合には、欄外にその旨を付記し、施行規則第9条第4項各号のうち該当するものを記載してください。

(記載例)

経営承継相続人乙野二郎は代表者でないが、同人は、平成〇年〇月〇日に身体障害者手帳（1級）の交付を受けている。

（2）株式交換等報告書の添付書類

- ① 株式交換契約書又は株式移転計画書の写し
- ② 株式交換完全親会社等の定款の写し

株式交換効力発生日等の時点において有効なY1社又はZ社の定款の写しを提出してください。会社法その他の規定により定款の変更をしたものとみなされた事項がある

場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。

③ 株式交換完全親会社等及び株式交換完全子会社等³⁵の登記事項証明書

株式交換効力発生日等の後に作成されたY1社及びX1社又はZ社及びX2社の登記事項証明書を提出してください。

④ 株式交換完全親会社等の従業員数証明書

株式交換効力発生日等の直前におけるY1社の従業員数証明書を提出してください。株式移転の場合には、株式交換効力発生日等の直前には会社が成立しておらず、従業員も存在しないため、従業員数証明書の提出は不要です。

従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。

⑤ 株式交換完全親会社等の株主名簿の写し（株式会社である場合）

株式交換効力発生日等の時点におけるY1社又はZ社の株主名簿の写しを提出してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

⑥ 株式交換完全親会社等の株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類

例えば、Y1社の事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日までの場合で、株式交換効力発生日が平成21年9月1日であるときには、平成21年3月期の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を提出してください。株式移転の場合には、株式移転設立完全親会社の「株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」はありませんので、株式移転設立完全親会社の成立の日における資産の価額の総額及びその内訳を記載した書面を提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。

⑦ 株式交換完全親会社等が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑧ 株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑨ その他参考になる書類

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（第11条第1項・第2項）		添付書類（第12条第10項）
第1号	経営承継受贈者又は経営承継相続人が株式交換完全親会社等及び株式交換完全子会社等の代表者であること。	<ul style="list-style-type: none">・登記事項証明書[第3号]・定款の写し（代表権の制限）[第2号]・（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、介護保険の被保険者証）[第11条第3項]

³⁵ 株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社をいう。

第2号	株式交換完全親会社等の株式等以外の財産が交付されていないこと。	・株式交換契約書又は株式移転計画書[第1号]
第3号	経営承継受贈者又は経営承継相続人が、その同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者内筆頭であること。	・登記事項証明書[第3号] ・株主名簿の写し（株式会社の場合）[第5号] ・定款の写し（持分会社の場合）[第2号]
第4号 第5号	株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれにも該当しないこと。	・誓約書（上場会社等、風俗営業会社）[第7号] ・貸借対照表、損益計算書など（資産保有型会社、資産運用型会社）[第6号]
第6号	株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。	・誓約書[第8号]

5. 認定の承継の効果

株式交換完全親会社等であるY1社又はZ社が特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継した場合には、以後、Y1社又はZ社は、施行規則第12条第1項・第3項に基づく報告をする必要があります。

また、株式交換完全親会社等であるY1社又はZ社が施行規則第9条第2項各号・第3項各号のいずれかに該当したときには、認定が取り消されることになります。この場合、認定の取消事由、報告事項及び報告の際の添付書類については、次のように読み替えられます（施行規則第11条第4項・第5項）。

(1) 認定の取消事由

- ① 代表者（施行規則第9条第2項第1号・第2号、第3項第1項・第2号）

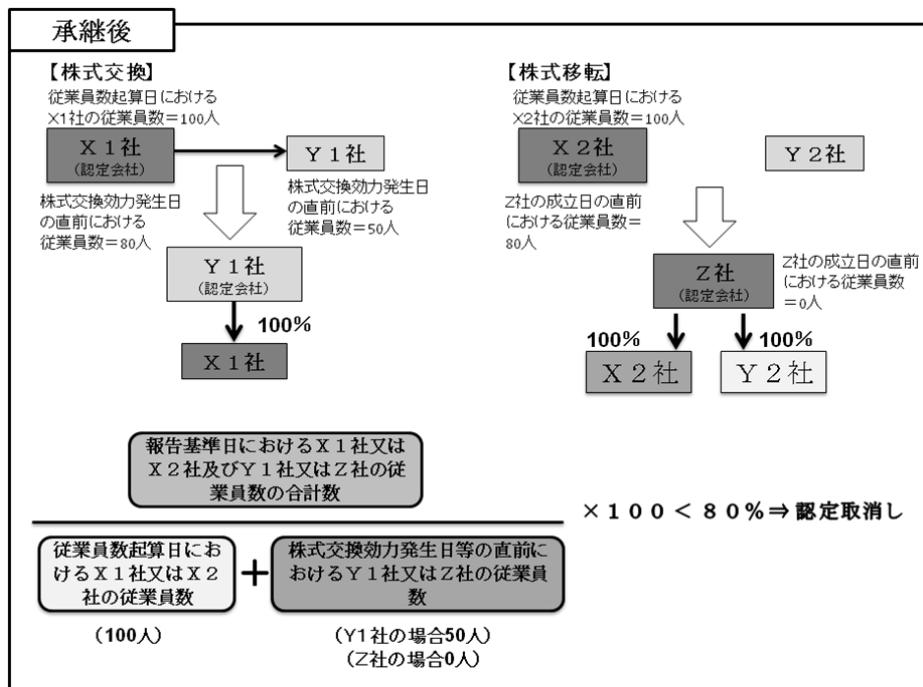
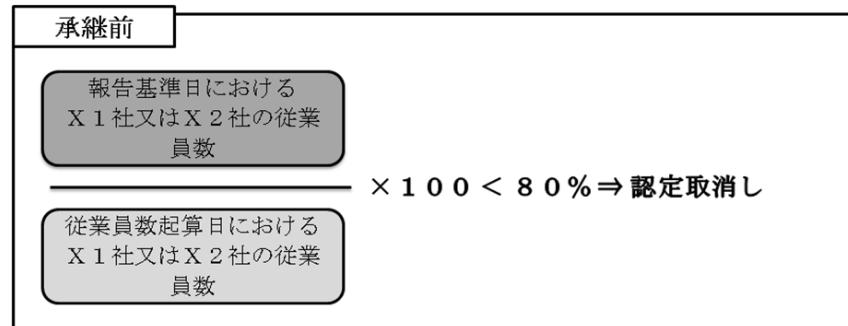
経営承継受贈者又は経営承継相続人は、Y1社又はZ社の代表者であるとともに、完全子会社となったX1社又はX2社の代表者であることが必要で、いずれかの会社の代表者を退任し、又はその代表権を制限した場合には、認定が取り消されます。

ただし、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた場合などには、代表者を退任し、又は代表権を制限した場合であっても、認定が取り消されることはありません。

- ② 常時使用する従業員の数（施行規則第9条第2項第3号、第3項第3号）

認定の取消事由のうち常時使用する従業員の数に関する規定については、贈与の時又は相続の開始の時におけるX1社又はX2社の従業員数と株式交換効力発生日等の直

前のY1社（株式交換の場合。株式移転の場合は、Z社は新設会社であるから、株式移転設立完全親会社の株式交換効力発生日等の直前の従業員は存在しません。）の従業員数の合計数に対する贈与報告基準日又は相続報告基準日におけるX1社又はX2社及びY1社又はZ社の従業員数の割合が80%を下回ることと読み替えられます。



③ 株式等の譲渡（施行規則第9条第2項第8号、第3項第8号）

経営承継受贈者又は経営承継相続人がY1社又はZ社の株式等を譲渡した場合だけでなく、Y1社又はZ社がX1社又はX2社の株式を譲渡し、完全親子会社関係がなくなった場合にも、認定が取り消されます。

（2） 報告事項及び報告の際の添付書類

① 代表者（施行規則第12条第1項第1号及び第2項第2号、第3項第1号及び第4項第2号）

Y1社又はZ社の代表者のほか、完全子会社となったX1社又はX2社の代表者を報告し、これを証するため、両社の登記事項証明書を提出してください。

- ② 常時使用する従業員の数（施行規則第12条第1項第2号及び第2項第4号、第3項第2号及び第4項第4号）

Y1社又はZ社の常時使用する従業員の数と完全子会社となったX1社又はX2社の常時使用する従業員の数の合計数を報告し、これを証するため、両社の従業員数証明書を提出してください。

従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。

- ③ 特別認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数（施行規則第12条第1項第3号及び第2項第1号又は第3号、第3項第3号及び第4項第1号又は第3号）

Y1社又はZ社の株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数のほか、完全子会社となったX1社又はX2社の株主の氏名及びその有する株式に係る議決権の数を報告し、これを証する株主名簿の写し（株式会社の場合）又は定款の写し（持分会社の場合）を提出してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

第9節 贈与者に相続が開始した場合の経済産業大臣の確認（切替確認）について

切替確認とは、贈与税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の7）の適用を受けている経営承継受贈者に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合において、租税特別措置法第70条の7の3の規定により相続により取得したものとみなされた非上場株式等に係る相続税につき贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の7の4）の適用を受けるための前提となる手続きです。

中小企業者が、特別贈与認定中小企業者であった場合（認定が取り消された場合を除きます。）又は現に特別贈与認定中小企業者である場合であって、経営承継贈与者の相続が開始したときには、下記に掲げる事項のいずれにも該当していることにつき経済産業大臣の確認（切替確認）を受けることができます。

なお、特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合には当該合併に係る吸収合併存続会社が、特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合には当該株式交換等に係る株式交換完全親会社等が、本条の確認（切替確認）を受けることができます。

1. 確認事項について（施行規則第13条第1項）

- 一 当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等が中小企業者である

こと。

特別贈与認定中小企業者等が中小企業者であることです。

二 当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

特別贈与認定中小企業者等が上場会社等及び風俗営業会社に該当しないことです。

三 当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に該当しないこと。

四 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。

五 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者等の総収入金額が零を超えること。

特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社又は資産運用会社に該当しないこと、総収入金額が零を超えることです。

六 当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上（当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

申請者が下記①②の双方に該当する場合にあっては 5 人以上、その他の場合にあっては 1 人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

- ① 申請者の特別子会社が外国会社に該当すること。
- ② 申請者又はその支配関係法人が、その特別子会社の株式又は持分を有すること。

施行規則第 1 条第 14 項において、下記のような関係を「支配関係」と定義しています。

支配関係の定義（施行規則第 1 条第 14 項）

第 1 条

14 この省令において「支配関係」とは、一の者が他の法人の発行済み株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該一の者と当該他の法人との関係をいう。

つまり、支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の 50% 超を直接又は間接に保有される法人をいいます。

また、直接又は間接に保有する関係とは、次の関係をいいます。

- (i) 一の者が他の法人の発行済株式又は持分の 50%超を保有する場合における当該一の者と当該他の法人との間の関係（「直接支配関係」といいます。）とする。
- (ii) この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある 1 以上の他の法人（又は当該一の者との間に直接支配関係がある 1 以上の他の法人）がその他の法人の発行済株式又は持分の 50%超を保有するときは、当該一の者は当該その他の法人の発行済株式又は持分の 50%超を保有するものとみなす。

なお、従業員としての身分も有する役員（いわゆる使用人兼務役員）も、常時使用する従業員の数に含まれますが、当該役員が従業員としての身分を有することを証する書類（第 1 章第 2 節 6 を参照して下さい。）の提出が必要です。

七 当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

申請者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当しないことが必要です。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。

また、「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔(参考)「生計を一にするの意義」(所得税法基本通達 2-47)〕

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

八 当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げるいずれにも該当する者であること。

イ 当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。）であって、当該相続の開始の時ににおいて、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

ロ 当該相続の開始の直前において、当該経営承継贈与者の親族であったこと。

経営承継受贈者が、次の要件に該当する者であることです。

- ・特別贈与認定中小企業者の代表者であって、その同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有している者であること。
- ・経営承継贈与者の親族であること。

九 当該特別贈与認定中小企業者等が会社法第百八条第一項第八号 に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時ににおいて当該株式を当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者以外の者が有していないこと。

拒否権付株式（＝黄金株）を発行している場合には、経営承継受贈者以外の者が有していると確認を受けることはできません。、

2. 確認の手続（施行規則第 13 条第 2 項）

中小企業者が施行規則第 13 条第 1 項による経済産業大臣の確認を受けようとする場合には、経営承継贈与者の相続開始の日の翌日から 8 月を経過する日までに、所定の申請書及び添付書類を経済産業大臣に提出して、確認の申請をする必要があります。

（1）確認申請書の様式

確認申請書は、次の様式を使用してください。

申請に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第 17

施行規則第 13 条第 2 項の規定による確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別贈与認定中小企業者等について

主たる事業内容					
資本金の額又は出資の総額	円				
経営承継贈与者の相続の開始の日	年 月 日				
		(a) + (b) + (c) - (d)			
		人			
経営承継贈与者の相続の開始の時に おける常時使用する従業員の数	厚生年金保険の被保険者の数	(a)	人		
	70歳以上75歳未満である健康保険の被保険 者の数 (*1)	(b)	人		
	70歳以上であって(*1)に該当しない常時使 用する従業員の数	(c)	人		
	役員（使用者兼務役員を除く。）の数	(d)	人		
経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又 は持分 ((*2)を除く。)			(1)	(12)
	資産保有型子会社又 は資産運用型子会社			(2)	(13)

	に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)			円	円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3)	(14)	円
不動産	現に自ら使用しているもの		(4)	(15)	円
	現に自ら使用していないもの		(5)	(16)	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの		(6)	(17)	円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(7)	(18)	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの		(8)	(19)	円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(9)	(20)	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10)	(21)	円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11)	(22)	円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+ (7)+(9)+(10)+(1)	特定資産の運用収入の合計額	(28)=(13)+(14)+(16)+ (18)+(20)+(21)+(22)		

	1)	円)	円
資産の帳簿価額の総額	(24)	円	総収入金額	(29) 円
経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額			剩余金の配当等 損金不算入となる給与	(25) (26) 円 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(27)=((23)+(25)+(26)) / ((24)+(25)+(26)) %		特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(28)/(29) %
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無				有□ 無□
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名(会社名)		住所(会社所在地)	

2 経営承継受贈者について

経営承継贈与者の相続の開始の時における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
経営承継贈与者の相続の開始の直前における経営承継贈与者との続柄		
経営承継贈与者の相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b) + (c)) / (a) %	個 %
経営承継贈与者の相続の開始の時における保有議決権数及びその割合	(b) (b) / (a) %	個 %
経営承継贈与者の相続の開始の日における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)
		保有議決権数及びその割合
		(c) (c) / (a) %

			%
--	--	--	---

3 相続の開始の時における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a) 個		
	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
株主又は社員			(b) 個
			(b) / (a) %

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第 13 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいづれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいづれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 2 「特定資産等」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 3 「損金不算入となる給与」については、法人税法第 34 条及び第 36 条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 4 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

5 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

6 「特別子会社」については、相続の開始の時において申請者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

(2) 添付書類

① 定款の写し

相続の開始の時において有効な申請者の定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされた事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。

② 株主名簿の写し

相続の開始の時における当該特別贈与認定中小企業者等の株主名簿の写しを提出してください。なお、持分会社の場合には定款の写しを提出してください。
株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

③ 登記事項証明書

相続の開始の日以後に作成された申請者の登記事項証明書を提出してください。

④ 従業員数証明書

相続の開始の時における当該特別贈与認定中小企業者等の従業員数証明書を提出してください。

従業員数証明書については、第1章第2節6をご参照ください。

⑤ 貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類

相続の開始日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を提出してください。例えば、事業年度が4月1日から翌年3月31日までの会社の場合で、相続の開始の日が平成21年4月1日であるときは、平成21年3月期のものを提出してください。

また、申請者に特別子会社がある場合には、当該特別子会社についても同様に、貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を併せて提出してください。

具体的に提出していただく資料については、第1章第4節をご参照下さい。

個々の資産の利用状況については、例えば、第三者に賃貸している不動産であれば賃貸借契約書を、自ら工場等として使用している不動産であればその旨を証する書類（例：工場所在地の記載のある会社パンフレット、工場所在地を事業所とする社会保険

関係書類)などを添付してください。

⑥ 上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

⑦ 特別子会社及び特定特別子会社に関する以下の誓約書

イ 相続の開始の時において特別子会社が外国会社に該当する場合であって、申請者又はその支配関係法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、その有しない旨の誓約書

※ 支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の50%超を直接又は間接に保有される法人をいいます。詳しくは第4章第2節2.の支配関係の解説をご参照下さい。

ロ 相続の開始の時において、特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

⑧ 戸籍謄本等

- 相続の開始の時における経営承継贈与者、経営承継受贈者及びこれらの者の親族の戸籍謄本等を提出して下さい。
- なお、親族については、施行規則第6条第2項該当により事業実態があると認められた場合にあっては、申請者の株式等を有する親族のみ提出して下さい。

第10節 計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認（法第15条、施行規則第15条～18条）

1. 計画的な承継に係る取組について

現経営者の生前に後継者を確定し、自社株式や事業用資産を計画的に後継者に承継させることは極めて重要です。予め後継者を確定しておくことで、相続後の後継者の地位を巡る争いを防止できます。加えて、徐々に経営権を後継者に移転することで、社内や取引先・金融機関との関係も円滑に構築することが可能になります。

なお、計画的な事業承継に関する取組を促進する観点から、基本的には、計画的承継に係る取組に関して経済産業大臣の確認を受けていることが事業承継税制の適用のベースとなる経済産業大臣の認定要件のひとつになりますが、以下のケースについては、確認を受けていなくとも経済産業大臣の認定手続きに進むことができます。

詳しくは、「《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定》（施行規則第6条第1項第8号ト(3)(5)に記載の認定手続きの項をご参照下さい。）」

① 被相続人（先代経営者）が60歳未満で死亡した場合

一般的に、経営者が後継者に対して事業の承継を開始する年齢は60歳と言われております、経営者が60歳未満で死亡した場合にまで、計画的な事業承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認手続きを認定要件として求めることは酷と考えられることによる

ものです。

② 相続人（後継者）が、被相続人の死亡の直前において役員であり、かつ、その時点において有していた議決権株式と公正証書遺言により取得した議決権株式とを合算すると発行済議決権株式総数の過半数である場合

相続人が相続の開始の直前において役員であり、かつ、公正証書遺言により取得した議決権株式を含めると発行済議決権株式総数の過半数を有している場合には、実質的に計画的な事業承継に係る取組を行っていたと考えられ、また、後継者の地位を巡る紛争も生じる可能性が極めて低いと考えられることによるものです。遺言の形式不備等により無効になるおそれがなく、また、原本は公証人役場で保存されるため偽造のおそれがないことから、自筆証書遺言ではなく公正証書遺言に限定しています。

なお、「合算すると発行済議決権株式総数の過半数である場合」については、公正証書遺言により取得した議決権株式がなくても、被相続人の死亡の直前に既に発行済議決権株式総数の過半数を有している場合も該当します。

【経済産業大臣の確認を取得すべき時期について】

「贈与の直前（施行規則第6条第1項第7号ト(4)他）」又は「相続の開始の直前（施行規則第6条第1項第8号ト(3)他）」において経済産業大臣の確認を受けていることが、経済産業大臣の認定を受けるための要件とされています。（施行規則第6条第1項第8号ト(3)(i)～(iii)に規定する場合を除く。）

つまり、贈与をする又は相続が開始する直前までに確認を取得し終えていることが必要であり、確認申請書提出後の審査期間中に贈与をし又は相続が開始した場合にあってはこれらの認定要件は充足されません。

なお、確認審査に要する期間については、行政手続法第6条の規定に基づき標準処理期間として1ヶ月を定めておりますが、申請書の不備等により補正を要するとき等にあってはさらに時間を要する場合もあります。

納税猶予制度の利用を検討している場合には、できるだけ早い段階で経営承継計画を策定し、確認申請手続きを行っておくことが推奨されます。

2. 経済産業大臣の確認を受けるための要件（施行規則第15条）

- 一 当該中小企業者が会社であること。
- 二 当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

経済産業大臣の確認は、事業承継税制の適用のベースとなるものであるため、会社形態であることや上場会社等・風俗営業会社に該当しないことが要件となっています。

- 三 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（二人以上あるときは、そのうち

の当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「特定後継者」という。) がいること。

- イ 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であって、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの
- ロ 当該中小企業者の代表者であって、当該中小企業者の他の代表者（代表者であった者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

後継者が2人以上いる場合も想定されますが、複数の後継者に対して支援措置を講じることは、株式の分散による経営の不安定化を招来する可能性があり、また、世代を経る毎に株式が「ねずみ算的」に分散するおそれがあります。このため、特定後継者を1つの会社で1人に限定しています。特定後継者はイ又はロのいずれかに該当する必要がありますが、イは後継者がまだ代表者に就任していないケース、ロは後継者が既に代表者に就任しているケースを意味しています。なお、後継者が事業承継を行う相手方が既に代表者を退任しているケースも想定されることから、「代表者（代表者であった者を含む。）」としています。

四 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者であって、その親族に特定後継者がいるもの（以下「特定代表者」という。）がいること。

後継者が事業承継を行う相手方（特定代表者）に関する基準です。「その親族に特定後継者がいるもの」と規定している理由は、事業承継税制の適用対象者が、先代経営者の親族である場合に限定されていることを念頭においたものです。なお、特定代表者は、以下のイ又はロのいずれかに該当する者であることが必要です。

- イ 当該中小企業者の代表者（前号イの代表者又はロの他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、次に掲げるいずれにも該当するもの
 - (1) 当該代表者が、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
 - (2) 当該代表者が、代表者である時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったこと

がある者であること。

後継者が事業承継を行う相手方（特定代表者）が代表者であるケースについての要件です。特定後継者との関係を明確化するために、「前号イの代表者又は口の他の代表者に限る」としています。また、代表権が制限されている場合は完全な経営者とは言えないため、特定代表者の要件を満たしません。特定代表者の要件を満たすためには、同族関係者と合わせて総株主等議決権数の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で筆頭株主であることが必要ですが、既に特定後継者に株式等を生前贈与しているケースも想定されるため、筆頭株主に係る要件においては、「当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）」と規定しています。ただし、その場合においても当該代表者が、過去に代表者である期間のいずれかの時点において、当該特定後継者をも含めたところで筆頭株主であったことが必要となります。

なお、組織再編があった場合における特定代表者が申請者の代表者であった時期の認識上、旧会社の代表者であった時期は考慮されません。（下記表参照）

（組織変更（合同会社→株式会社など）、種類変更（合名会社→合資会社など）の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。）

組織再編	申請者	旧会社
吸收合併	吸收合併存続会社	吸收合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

□ 当該中小企業者の代表者であった者であって、次に掲げるいずれにも該当するもの

- (1) 当該代表者であった者が、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (2) 当該代表者であった者が、代表者であった時において、当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。

後継者が事業承継を行う相手方（特定代表者）が既に代表者を退任しているケースについての要件です。特定代表者の要件を満たすためには、同族関係者と合わせて総株主等議決権数の過半数を有し、かつ、同族関係者（特定後継者を除く。）の中で筆頭株主である

ことが必要です。ただし、その場合においても当該代表者であった者が、過去代表者であった期間のいずれかの時点において、当該特定後継者をも含めたところで筆頭株主であったことが必要となります。

組織再編があった場合の考え方については、上記イを参照して下さい。

五 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。

特定代表者から特定後継者への事業承継を円滑に進めるためには、特定代表者が保有している株式や事業用資産について、どのタイミングでどの程度（分量等）特定後継者に移転させるか予め決めておくことが重要です。

六 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（特定代表者又は特定後継者の親族のうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。

特定代表者が死亡した後の後継者（特定後継者）を決めておくことが基本ですが、特定後継者が高齢である場合もありますので、特定後継者の次の特定後継者（新たに特定後継者となることが見込まれる者）を予め決める場合を想定した規定になります。

七 前各号に掲げる要件のほか、中小企業者が経済産業大臣の指導及び助言を特に必要としていること。

第1号から第6号までは、事業承継税制の適用のベースとなる経済産業大臣の認定要件としての大蔵省の確認を受けるための要件になりますが、施行規則第15条は、法第16条の大蔵省の指導及び助言の対象を確定するための規定です。第1号から第6号までの要件を規定しただけでは、個人事業主を始め、事業承継税制の適用と関係のない中小企業者が大蔵省の指導及び助言を受けることができなくなります。このため、第7号として包括的な要件を規定しています。

3. 確認を申請するための手続（施行規則第16条）

事業承継税制の適用のベースとなる経済産業大臣の認定要件としての大蔵省の確認を受けるためには、上記2の要件（施行規則第15条第1号から第5号まで。新たな特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、第1号から第6号まで。）に該当することについて、確認申請を行う必要があります。

（1） 確認申請書の記載要領

確認申請書は、次の様式を使用してください。

申請に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業

局長 殿」としてください。

様式第 20

施行規則第 16 条第 2 項の規定による確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 16 条第 1 項の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	
資本金の額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特定後継者について

氏名	
住所	
会社における地位	
申請者の特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

3 特定代表者について

確認申請日における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
代表者であった時期	年 月 日から 年 月 日まで	
特定後継者との続柄		
確認申請日における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b) + (c)	個 $((b) + (c)) / (a)$ %
確認申請日における保有議決権数及びその割合	(b)	個 $(b) / (a)$ %
確認申請日における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
		(c) 個 $(c) / (a)$ %
代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)	年 月 日から 年 月 日 まで	
(*)の時期における総株主等議決権数	(d)	個
(*)の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(e) + (f)	個 $((e) + (f)) / (d)$ %
(*)の時期における保有議決権数及びその割合	(e)	個 $(e) / (d)$ %

(*の時期における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(f) 個 (f) / (d) %

4 新たに特定後継者になることが見込まれる者について

氏名	
住所	
会社における地位	
特定後継者又は特定代表者との続柄	
申請者の特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第 16 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。

(記載要領)

- 1 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 2 「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 3 「新たに特定後継者になることが見込まれる者」については、該当する者がいない場合に記載しない。
- 4 「確認申請日における保有議決権数及びその割合」については、平成 21 年 3 月 31 日までに特定後継者が特定代表者から申請者の株式等を贈与により取得した場合であって、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときは、当該株式等（当該特定後継者が引き続き有している株式等に限る。）に係る議決権数及びその割合を加算して記載する。この場合、その旨を証する書類を添付する。

- ① 「2 特定後継者について」、「4 新たに後継者となることが見込まれる者について」の欄の中で、「会社における地位」については、「常務取締役」、「総務課長」、「社員」といった会社における役職を記載してください。まだ、入社していない場合には、「社外」と記載してください。
- ② 「2 特定後継者について」の欄の中で、「申請者の特定代表者から相続若しくは遺贈又

は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容」には、資産ごとに、相続（又は遺贈）による取得か、生前贈与による取得かの別が分かるようにした上で簡単に記載してください。なお、あくまで、現時点での見込みですので、実際の取得と異なることがあっても問題はありません。ただし、確認申請の際の添付書類である「特定後継者が、特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画に関する書類」（施行規則第16条第2項第6号）との整合性はとってください。

(記載例)

申請者の特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	現時点で特定代表者が有する申請者の株式 うち半分：贈与 残り半分：相続 本社の土地・建物の所有権：相続
--	--

- ③ 「4. 新たに特定後継者になることが見込まれる者について」の欄の中で、「申請者の特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容」は、上記②に倣って記載してください。

(記載例)

申請者の特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	特定後継者が死亡した場合 特定後継者が保有する申請者の株式及び事業用資産等：相続
---	---

(2) 確認申請書の添付書類

① 定款の写し

確認申請日時点において有効な定款の写しを提出してください。会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を併せて提出してください。

② 株主名簿の写し

確認申請日及び特定代表者が代表者であった時における当該中小企業者の株主名簿の写しを提出して下さい。同族関係者である会社がある場合には当該会社の株主名簿の写しも提出してください。

持分会社である場合には特定代表者が代表者であった時における定款の写しを提出してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

③ 登記事項証明書

確認申請日の前3月以内に作成されたものを提出してください。

特定代表者が確認申請日において代表者でない場合には、その代表者であった旨の記載があるものも併せて提出して下さい。

④ 確認申請日において上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

⑤ 特定代表者及びその親族の戸籍謄本等

特定後継者が特定代表者の親族であることと、発行済議決権株式を有する親族を明らかにするための戸籍謄本等が必要になります。新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについても確認を受ける場合には、新たに特定後継者となることが見込まれる者が特定代表者か特定後継者の親族であることを明らかにするための戸籍謄本等も必要になります。

⑥ 具体的な計画に関する書類

具体的な計画に関する書類としては、以下のようなものが想定されます。なお、本書類は特定代表者名で作成してください。

※イメージ

事業承継計画

平成〇年〇月〇日作成

経済太郎 印

1. 経済太郎（〇〇株式会社に係る特定代表者）が有する〇〇株式会社の議決権株式及び事業用資産等の状況

（1）議決権株式：2万株

（2）事業用資産等（不動産）

本社の土地・建物（●●県△△市◇◇町）

工場の土地・建物（××県□□市◆◆町）

（3）事業用資産等（不動産以外）

自社への貸付金：1,000万円

2. 上記議決権株式及び事業用資産の特定後継者〇〇〇〇への承継スケジュール

（1）議決権株式

1万株を生前贈与、残り1万株を相続により承継

（2）事業用資産等（不動産）

本社の土地・建物（●●県△△市◇◇町）については生前贈与、工場の土地・建物（××県□□市◆◆町）については相続により承継

（3）事業用資産等（不動産以外）

自社への貸付金1,000万円については相続により承継

⑦ 特定後継者を定めたことを証する書類

当該中小企業者が特定後継者又は新たに特定後継者となることが見込まれる者を定めたことを証する書類を提出して下さい。

なお、当該書類の発行主体は申請者である中小企業者となります。

⑧ その他、確認の参考となる書類

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件（第15条）		添付書類（第16条第2項）
第1号	会社であること。	定款の写し〔第1号〕 登記事項証明書〔第3号〕
第2号	上場会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。	誓約書（上場会社等、風俗営業会社等）〔第4号〕
第3号	イ又はロに該当する者がいること。	
イ	・代表者が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であること。 ・代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により株式等及び事業用資産を取得することが見込まれる者であること。	・株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画〔第6号〕
ロ	・代表者であること。 ・他の代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれる者であること。	・登記事項証明書〔第3号〕 ・株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画〔第6号〕
第4号	イ又はロに該当する者であって、親族に特定後継者がいること。	・戸籍謄本等〔第5号〕
イ	・代表者（代表権を制限されている者を除く。）であること。 ・下記（1）及び（2）に該当すること。	・登記事項証明書〔第3号〕
ロ	代表者（代表権を制限されている者を除く。）であったこと。 ・下記（1）及び（2）に該当すること。	・特定代表者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書〔第3号〕
(1)	同族過半数かつ筆頭（特定後継者を除く。）であること。	・株式会社の場合は、確認申請日の株主名簿の写し〔第2

			号] ・持分会社の場合は、定款の 写し [第 1 号]
(2)	代表者（代表権を制限されている者を除く。） であった時において同族過半数かつ筆頭であ ったこと		・株式会社の場合は、代表者 であった時の株主名簿の写し [第 2 号] ・持分会社の場合は、定款の 写し [第 2 号]
第 5 号	株式等及び事業用資産等について、特定後継 者が支障なく取得するための具体的な計画を 有していること。		株式等及び事業用資産等を支 障なく取得するための具体的 な計画 [第 6 号]
第 6 号	特定後継者が死亡した場合に、新たに特定後 継者となることが見込まれる者（特定代表者 又は特定後継者の親族に限る。）がいること。		・特定後継者を定めたことを 証する書類 [第 7 号]

4. 確認内容を変更するための手続（施行規則第 17 条）

特定後継者や新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更する場合には、経済産業大臣の確認を受ける必要があります。ただし、特定代表者の死亡後は、特定後継者を変更できません。また、「特定後継者が、特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画」についても変更の確認を受けることができますが、任意の手続であり、必須ではありません。なお、特定代表者の変更については、会社の実質的な経営者の変更を意味するものであり、既に受けた確認の変更の範囲を超えるものであるため、次に記述する確認の取消しを受けてから、再度、新たな確認の申請を行ってください。

確認の変更の申請書は、次の様式を使用してください。

申請に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第 23

施行規則第 17 条第 3 項の規定による変更確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名

印

年　　月　　日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第16条第1項の確認について、下記のとおり変更したいので、施行規則第17条第1項（第2項）の確認を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更内容

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 申請書の写し及び施行規則第17条第1項又は第2項で準用される第16条第2項各号に掲げる書類を添付する。

（記載要領）

- 1 「特定後継者」、「新たに特定後継者となることが見込まれる者」又は「具体的な計画」を併せて変更する場合には、該当事項について並べて記載する。
- 2 「変更内容」については、変更前後を対比して記載する。

5. 確認の取消しについて（施行規則第18条）

確認の取消しについては、特定後継者が死亡した場合（新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合は除く。）や不正の手段により確認を受けたことが判明した場合のように経済産業大臣が主体的に取り消す場合のほか、取消申請に基づく場合もあります。例えば、株式の譲渡等により会社の実質的な経営者たる特定代表者が替わり、新たに確認を受けようとする場合には、一旦、確認の取消しを受けてから、再度、新たな確認の申請を行うことになります。

確認の取消しの申請書は、次の様式を使用してください。

申請に当たっては、宛名を提出先（第1章第3節を参照して下さい。）の「〇〇経済産業局長 殿」としてください。

様式第 24

施行規則第 18 条第 2 項の規定による確認取消申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 16 条第 1 項の確認を取り消されたいので、施行規則第 18 条第 2 項の規定により確認の取消しを申請します。

記

確認の年月日及び番号

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 申請書の写しを添付する。

(記載要領)

「確認の年月日及び番号」については、施行規則第 17 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認を受けている場合には、当該変更の確認の年月日及び番号を並べて記載する。